



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
<臨時特別号>

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則の一部を改正する規則	港湾局空港調整課	1
規則	神戸市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	地域協働局男女共同参画課	2
規則	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則等の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	6
規則	神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	建設局道路管理課	11
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	19
規則	神戸市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	建設局防災課	206

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第85号

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則の一部を改正する規則

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則（令和4年5月規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>令和6年5月11日</u>までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和6年5月11日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第86号

神戸市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市男女共同参画センター条例施行規則（平成4年3月規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施設の使用料の特例)	
<u>第3条</u> 条例別表第1号に規定する規則で掲げる割合は、別表第1に掲げる割合とする。	
(附属設備及び駐車場の使用料)	(附属設備の使用料)
<u>第4条</u> 条例別表第2号及び第3号に規定する規則で掲げる額は、別表第2に掲げる額とする。	<u>第3条</u> 条例別表第2号に規定する規則で掲げる額は、別表に掲げる額とする。
<u>第5条～第10条</u> [略]	<u>第4条～第9条</u> [略]
(使用時間)	(使用時間)
<u>第11条</u> センター (条例第4条第4号	<u>第10条</u> センターの使用時間は、午前

に定める駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 駐車場の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、第4、第5月曜日にあつては、午前8時30分から午後6時までとする。

3 市長は、特別の理由があるとき、前2項の使用時間を変更することができる。

第12条 センター（駐車場を除く。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

2 駐車場の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までをいう。）

(2) 市長が駐車場の管理運営上必要があると認める日

3 市長が、特に必要があると認めるときは、第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

第13条 [略]

9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特別の理由があるとき、前項の使用時間を変更することができる。

第11条 休館日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) [略]

2 市長が、特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

第12条 [略]

別表第1 (第3条関係)

使用目的及び条件	割合
(1) 営利を目的として物品の展示、売買、商品の広告、宣伝、有償サービスの提供その他これらに類する活動のために利用する場合	100分の500
(2) 営利を目的とする法人が前号に掲げるもの以外の事業活動のために利用する場合	100分の300
(3) 入場者から3,000円を超える入場料、受講料その他これらに類する金員を徴収する場合(第1号に掲げる場合を除く。)	

別表第2 (第4条関係)

(1) 付属施設の使用料

付属設備	使用料
[略]	[略]
液晶ビデオプロジェクター(可動型)	[略]

別表 (第3条関係)

付属設備	使用料
[略]	[略]
液晶ビデオプロジェクター(可動型)	[略]

モニターテレビ	1式1回につき 1,000円
---------	----------------

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台最初の30分につき 150円 以降10分につき 50円 1日の上限 1,000円

備考 この表において「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。

2 この表において「1日」とは、午前0時から翌日の午前0時までとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第87号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則等の一部を改正する規則

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則(昭和39年10月規則第54号)の一部を次のように改正する。

第1号の2様式中「神戸市長 」を「神戸市長 」に改める。

(財産区有財産管理規則)

第2条 財産区有財産管理規則(昭和40年2月規則第72号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「神戸市長 」を「神戸市長 」に改める。

(非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年8月規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第2号の2中「」を「」に改める。

様式第13号中「」を「」に改める。

(道路占用規則の一部改正)

第4条 神戸市道路占用規則(昭和46年4月規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中「神戸市長 苑」を「神戸市道路管理者 苑」に改める。

様式第2号中「神戸市長宛」を「神戸市道路管理者宛」に、「神戸市長
[印]」を「神戸市道路管理者」に改める。

様式第2号の2、様式第4号及び様式第5号中「神戸市長 [印]」
を「神戸市道路管理者」に改める。

様式第6号、様式第7号、様式第8号及び様式第9号中「神戸市長宛」
を「神戸市道路管理者宛」に改める。

様式第10号中「神戸市長」を「神戸市道路管理者」に改める。

(下水道条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市下水道条例施行規則(昭和50年11月規則第70号)の一部を次のよ
うに改正する。

様式第12号中「神戸市長 [印]」を「神戸市長」に改める。

(道路占用料条例施行規則の一部改正)

第6条 神戸市道路占用料条例施行規則(平成8年3月規則第117号)の一部を次
のように改正する。

様式第1号中「神戸市長宛」を「神戸市道路管理者宛」に、

「申請者 氏名(法人にあつては、 [印] を
名称及び代表者名)」

「申請者 氏名(法人にあつては、 [印] に改める。
名称及び代表者名)」

様式第2号中「神戸市長 [印]」を「神戸市道路管理者」
に改める。

(水路等の占用に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 神戸市水路等の占用に関する条例施行規則(平成15年3月規則第78号)
の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「申請者 氏名(法人にあつては、 [印] を
名称及び代表者の
氏名)」

「申請者 氏名(法人にあつては、

名称及び代表者の
氏名) に、

「2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。」を「2 押印は不要です。」に改める。

様式第2号中「神戸市長 」を「神戸市長
」に改める。

様式第3号中

「申請者 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名) 」

「申請者 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名) に、

「2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。」を「2 押印は不要です。」に改める。

(埋蔵文化財センター条例施行規則の一部改正)

第8条 神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則(令和2年3月規則第93号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「神戸市長 」を「神戸市長
」に改める。

様式第4号及び様式第6号中「神戸市長 」を「神戸市長
」に改める。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

第9条 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
都市緑地法施行細則（平成5年4月規則第17号）	[略]	都市緑地法施行細則（平成5年4月規則第17号）	[略]
[略]	[略]	神戸市道路占用料条例施行規則（平成8年3月規則第117号）	様式第1号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例施行規則（平成14年8月規則第24号）	[略]	神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例施行規則（平成14年8月規則第24号）	[略]
[略]	[略]	神戸市水路等の占用に関する条例施行規則（平成15年3月規則第78号）	様式第1号 様式第3号
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお

使用することができる。

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第88号

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

(表)

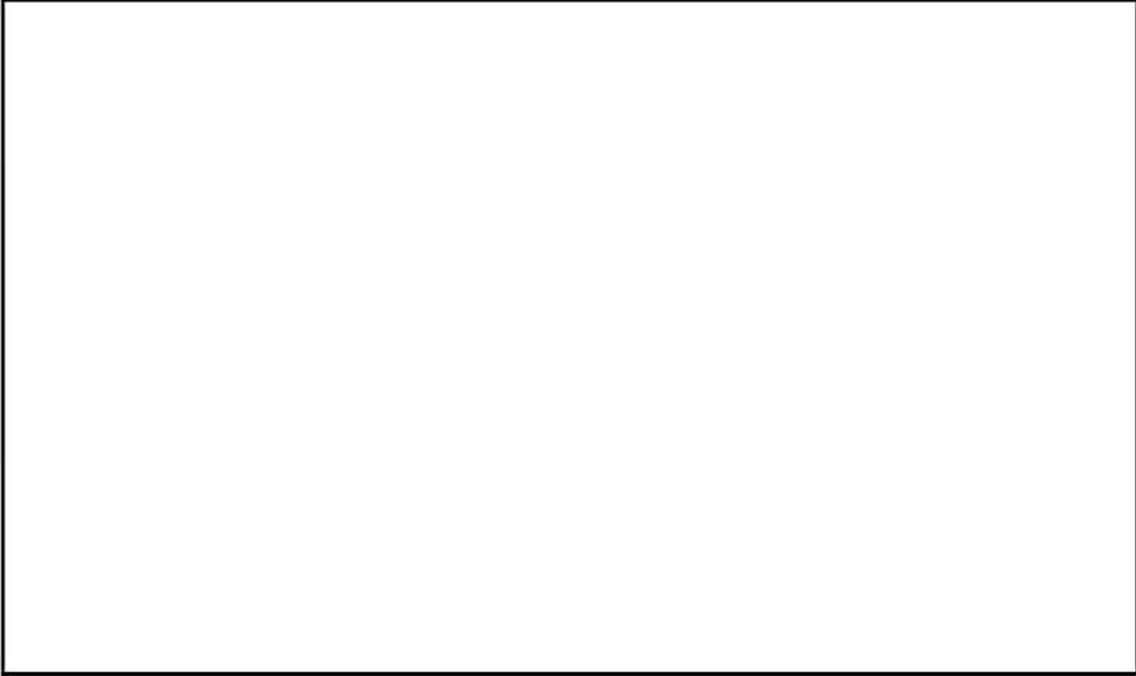
屋 外 廣 告 物 許 可 申 請 書									
新規	変更	更新	基本 番号						
神戸市長 宛			年 月 日						
申請者		住 所 氏 名		〒 —			—		
		(法人にあつては、 名称及び代表 者名)							
		電話番号()					担当者		
神戸市屋外広告物条例第5条第 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
1 表示又は設置場所 区					2 地域の区分 <input type="checkbox"/> 住居系地域 <input type="checkbox"/> 商工系地域				
3 主な表示内容 しゅん工予定日 年 月 日					4 景観計画区域の区分				
5 広告物の種類					6 照明の有無 <input type="checkbox"/> 有(ネオン・内部照 明・外部照明) <input type="checkbox"/> 無				
7 表 示 面 積									
	種類	縦	m×横	m×	面	8 数量	9 高さ	10 手 数 料	
①		縦	m×横	m×	面	m ²	個	m	円
②		縦	m×横	m×	面	m ²	個	m	円
③		縦	m×横	m×	面	m ²	個	m	円
④		縦	m×横	m×	面	m ²	個	m	円
⑤		縦	m×横	m×	面	m ²	個	m	円
合 計						m ²	個		円
11 表示又は設置場所の土地物件所有者 住 所 氏 名 電話番号()					〒 — (承諾印)			12 他の法令の許可 <input type="checkbox"/> 道路占用許可 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
13 表示又は設置を行う屋外広告業者 住 所 氏 名 電話番号()					〒 — (担当者)			屋外広告業登録番号 (兵庫県・神戸市)	
14 広告物等を管理する者 住 所 氏 名 電話番号()					〒 — (担当者)			16 許可期間	
15 添付書類									
決 裁 欄					許可条件				

備考

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 11欄「表示又は設置場所の土地物件所有者」の欄に押印があるものは、承諾書は不要である。
- 3 第3条第2項第1号アからキまでに掲げる図書(簡易広告物にあつては、キに掲げる図書を除く。)を添付すること。

(裏)

写真貼付欄(更新許可申請の場合)



様式第2号及び様式第3号中

「神戸市長 宛」を「神戸市長 宛」に、

「氏名 (団体にあつては、名称及び代表者名) 」を

「[団体にあつては、名称及び代表者名] に改める。

氏名 」

様式第4号中

「神戸市長 宛」を「神戸市長 宛」に、

「氏名 (団体にあつては、名称及び代表者名) 」を

「[団体にあつては、名称及び代表者名] に改める。

氏名 」

様式第4号の2中

「氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) ㊦ を

「[法人にあつては、名称及び代表者名] に改める。

氏名 ㊦ 」

様式第7号中

「12 写真貼付欄」を「12 写真貼付欄」に改める。

様式第7号の2中

「神戸市長 宛」を「神戸市長 宛」に、

「返還を受けた者

住所 を

氏名 ㊦ 」

「返還を受けた者

住所

に改める。

氏名 ㊦ 」

様式第8号中

「申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」を

「申請者 住所」に、

「住 所

（法人にあっては、主 たる事務所の所在地）」 を

「

住 所 に、

」

「氏 名

（法人にあっては、商 号又は名称及び代表 者の氏名）」 を

「氏 名

（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）」 に改める。

様式第9号中

「神戸市長 宛」を「神戸市長 宛」に改める。

様式第9号の5及び様式第9号の6中

「神戸市長 宛」を「神戸市長 宛」に改める。

様式第9号の7中

「神戸市長 宛」を「神戸市長 宛」に改める。

様式第9号の11中

「届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」を

「届出者 住所」に、

「住 所

（法人にあっては、主 たる事務所の所在地）」 を

「

住 所 に、
」

「氏 名
〔法人にあっては、商
号又は名称及び代表
者の氏名〕
」 を

「氏 名
〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕
」 に改める。

様式第9号の12中

「氏 名 〔法人にあっては〕 を
〔名称及び代表
者名〕
」

「〔法人にあっては、名称及び代表者名〕 に改める。
氏 名 」

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第13条関係)

屋外広告物講習会受講申込書		受 講 票		
神戸市長 宛		氏 名		
申込者 住 所		※受講番号		
氏 名		※受講日時		
生年月日 年 月 日生		※講習会場		
神戸市屋外広告物条例第22条に規定する講習会に、次のとおり申し込みをします。				
1 受講する講習会の課程	(1) 広告物に関する法令に係る事項 (2) 広告物に関する表示の方法に係る事項 (3) 広告物に関する施工に係る事項			
2 一部免除資格の有無	有 (資格事項) 無			
3 勤 務 先	電話番号() -			
4 連 絡 先	電話番号() -			
手 数 料	円			
備考				
1 受講課程、一部免除資格の有無については、該当するものを○印で囲んでください。				
2 一部免除資格のある者は、その資格を証する書面(写し)を添付してください。				
3 この申込書は、本人又はその代理人が記入するものです。				
4 個人が申込みする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。				
※ 整 理 番 号	※ 受 理 年 月 日	※ 修 了 証 書 番 号		
	年 月 日			

切りはなさないでください

※受講状況	表示の方法に関する科目	法令に関する科目	施工に関する科目

注意

- 1 講習会当日は、この受験票を受付で提示しテキストを受領のうえ、会場にお入りください。
- 2 会場は混雑するおそれがありますので、余裕をもってお越しください。
- 3 駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。
- 4 会場内での飲食はできませんので、弁当等ご持参の方はご注意ください。
- 5 受講中の携帯電話等の使用は他の受講生の迷惑になるため、ご遠慮ください。

縦15センチメートル 横26センチメートル

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第89号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁の組織	第2章 本庁の組織
第1節 総則(第2条)	第1節 総則(第2条)
第2節 市長室(第3条)	第2節 市長室(第3条—第6条)
第3節 危機管理室(第4条)	第3節 危機管理室(第7条)
第4節 企画調整局(第5条)	第4節 企画調整局(第8条—第15条)
第5節 地域協働局(第6条)	第5節 地域協働局(第16条—第20条)
第6節 行財政局(第7条)	第6節 行財政局(第21条—第39

第7節 文化スポーツ局 (<u>第8条</u>)	第7節 文化スポーツ局(<u>第40条—第43条</u>)
第8節 福祉局 (<u>第9条</u>)	第8節 福祉局 (<u>第44条—第53条</u>)
第9節 健康局 (<u>第10条</u>)	第9節 健康局 (<u>第54条—第59条</u>)
第10節 こども家庭局 (<u>第11条</u>)	第10節 こども家庭局(<u>第60条—第65条</u>)
第11節 環境局 (<u>第12条</u>)	第11節 環境局 (<u>第66条—第70条</u>)
第12節 経済観光局 (<u>第13条</u>)	第12節 経済観光局 (<u>第71条—第80条</u>)
第13節 建設局 (<u>第14条</u>)	第13節 建設局 (<u>第81条—第97条</u>)
第14節 都市局 (<u>第15条</u>)	第14節 都市局(<u>第98条—第112条</u>)
第15節 建築住宅局 (<u>第16条</u>)	第15節 建築住宅局(<u>第113条—第123条</u>)
第16節 港湾局 (<u>第17条</u>)	第16節 港湾局 (<u>第124条—第133条</u>)
第3章 会計室の組織 (<u>第18条・第19条</u>)	第3章 会計室の組織 (<u>第134条・第135条</u>)
第4章 区役所の組織 (<u>第20条—第27条</u>)	第4章 区役所の組織 (<u>第136条—第147条</u>)
第5章 福祉事務所の組織 (<u>第28条—第30条</u>)	第5章 福祉事務所の組織 (<u>第148条—第152条</u>)
第6章 事業所の組織 (<u>第31条—第73条</u>)	第6章 事業所の組織 (<u>第153条—第207条</u>)
第7章 職及び職務等 (<u>第74条—第87条</u>)	第7章 職及び職務等 (<u>第208条—第221条</u>)
附則 (本庁の組織)	附則 (本庁の組織)
第2条 本庁の組織は、次の表のとおり	第2条 本庁の組織は、次の表のとおり

りとする。

局又は 局に相 当する 室	部又は 部に相 当する 室若し くは本 部	課又は 課に相 当する 室若し くはセ ンター	係
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調 整局		[略]	
		調整課	
		S D G s 推進 課	
		企業連 携推進 課	
		大学・ 教育連 携推進 課	
	[略]	[略]	[略]
	医療産 業都市 部		
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政		総務課	

りとする。

局又は 局に相 当する 室	部又は 部に相 当する 室若し くは本 部	課又は 課に相 当する 室若し くはセ ンター	係
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調 整局		[略]	
		調整課	
		産学連 携推進 課	
	[略]	[略]	[略]
	医療産 業都市 部	調査課 推進課 誘致課	
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政		業務改	

局		業務改 革課	
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	税務部	[略]	[略]
		市民税 企画課	
		市民税 第1課	
		市民税 第2課	
		[略]	[略]
		固定資 産税企 画課	
		固定資 産税第 1課	
		固定資 産税第 2課	
		固定資 産税第 3課	

局		革課	
		[略]	[略]
		行政管 理課	審査請求係 コンプライア ンス推進係
		[略]	[略]
	税務部	[略]	[略]
		市民税 課	
		[略]	[略]
		固定資 産税課	

		収税企 画課	
		収税第 1課	
		収税第 2課	
		収税第 3課	
		収税第 4課	
		特別滞 納整理 課	
		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局		政策課	
		[略]	[略]
こども 家庭局		[略]	[略]
		家庭支 援課	
		子育て 支援課	
		[略]	[略]
環境局		環境企	

		収税課	
		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局		政策課	
		健康企 画課	
		[略]	[略]
こども 家庭局		[略]	[略]
		家庭支 援課	
		[略]	[略]
環境局		環境創	

		画課	
		脱炭素 推進課	
		業務課	
		資源循 環課	
		[略]	[略]
		環境保 全課	
		事業系 廃棄物 対策課	
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局	[略]	[略]	[略]
	公園部	[略]	
		企画課	
		魅力創 造課	
		[略]	
	王子公 園再整 備本部	王子公 園再整 備課	
都市局		[略]	[略]
		都市計 画課	

		造課	
		業務課	
		[略]	[略]
		環境保 全課	
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局	[略]	[略]	[略]
	公園部	[略]	
		計画課	
		[略]	
都市局		[略]	[略]
		都市計 画課	調査係 都市 づくり係 相 談係 推進係

		都市づくり課	
		[略]	[略]
		新都市管理課	
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局		[略]	[略]
		空港調整課	
		空港整備課	
		[略]	[略]

2、3 [略]

第2節 市長室

(市長室)

第3条 市長室に設置する部及び各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

秘書課

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。

		[略]	[略]
		新都市管理課	
		企業誘致課	
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局		[略]	[略]
		空港調整課	
		[略]	[略]

2、3 [略]

第2節 市長室

(市長室秘書課)

第3条 市長室秘書課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
 - (2) 市長及び副市長の秘書に関すること。
 - (3) 儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。
 - (4) 叙勲及び褒章に関すること。
- (市長室国際部国際課)

(4) 叙勲及び褒章に関すること。

国際部国際課

(1) 国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関すること。

(2) 姉妹都市等との交流に関すること。

(3) 国際的な儀式及び交際に関すること。

(4) 神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。

広報戦略部

(2) 報道機関との連絡に関すること。

(3) 広聴施策の企画及び実施に関すること。

(4) 市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。

市民情報サービス課

(1) 情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関すること。

(2) 個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審査会に関すること。

(3) 市政情報の収集、整備及び提供並びに庁内案内に関すること。

(4) 市民の意見提出手続制度に関すること。

(5) 市民相談に関すること。

第4条 市長室国際部国際課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関すること。

(2) 姉妹都市等との交流に関すること。

(3) 国際的な儀式及び交際に関すること。

(4) 神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。

(5) 公益財団法人神戸国際コミュニティセンターに関すること。

(市長室広報戦略部)

第5条 市長室広報戦略部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 広報活動の企画及び実施に関すること。

(2) 報道機関との連絡に関すること。

(3) 広聴施策の企画及び実施に関すること。

(4) 市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。

(市長室市民情報サービス課)

第6条 市長室市民情報サービス課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関すること。

第3節 危機管理室

(危機管理室)

第4条 危機管理室の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 危機管理（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3) 危機管理に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (4) 災害等警戒本部及び対策本部に関すること。
- (5) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (6) 交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (7) 地域安全対策に関する施策の企

(2) 個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審査会に関すること。

(3) 市政情報の収集、整備及び提供並びに庁内案内に関すること。

(4) 市民の意見提出手続制度に関すること。

(5) 市民相談に関すること。

第3節 危機管理室

(危機管理室)

第7条 危機管理室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 危機管理（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3) 危機管理に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (4) 災害等警戒本部及び対策本部に関すること。
- (5) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (6) 交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (7) 地域安全対策に関する施策の企

画、実施及び連絡調整に関するこ
と。

第4節 企画調整局

(企画調整局)

第5条 企画調整局に設置する各部及
び各課の分掌する事務は、次のとお
りとする。

企画課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総
括調整に関すること(他の所管に属
するものを除く。)
- (2) 国の行政機関その他関係機関と
の協議、連絡及び調整に関するこ
と。
- (3) 大都市制度に関すること。
- (4) 他の地方公共団体との連携及び
協力に関すること。
- (5) 市の区域の基本的事項に関する
こと。
- (6) 関西広域連合に関すること。

政策課

- (1) 市政の基本的施策及び新規施策
の調査、研究、立案及び推進に関す
ること。
- (2) 総合基本計画に関すること。
- (3) 政策課題の解決に向けた庁内外
の連携及び調整に関すること。
- (4) 地方創生に係る総合調整に関す
ること。

画、実施及び連絡調整に関するこ
と。

第4節 企画調整局

(企画調整局企画課)

第8条 企画調整局企画課は、次に掲
げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総
括調整に関すること(他の所管に属
するものを除く。)
- (2) 国の行政機関その他関係機関と
の協議、連絡及び調整に関するこ
と。
- (3) 大都市制度に関すること。
- (4) 他の地方公共団体との連携及び
協力に関すること。
- (5) 市の区域の基本的事項に関する
こと。
- (6) 関西広域連合に関すること。
- (7) 関西国際空港に係る調整に関す
ること。

(企画調整局政策課)

第9条 企画調整局政策課は、次に掲
げる事務を分掌する。

- (1) 市政の基本的施策及び新規施策
の調査、研究、立案及び推進に関す
ること。
- (2) 総合基本計画に関すること。
- (3) 政策課題の解決に向けた庁内外

(5) 統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 各種の統計資料の整備及び編集、統計調査結果の総合的解析並びに人口推計等に関すること。

(7) 各種統計データの利活用による効果的な政策・施策立案の推進に関すること。

調整課

(1) 市政の重要施策の総合調整に関すること。

(2) 外郭団体の事業調整に関すること。

(3) スマートシティの推進に関すること。

(4) 関西国際空港に係る調整に関すること。

SDGs推進課

(1) SDGsに立脚した政策の企画、立案及び推進に関すること。

(2) 神戸SDGs貢献基金に関すること。

企業連携推進課

(1) 産官学民の連携及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

(2) 企業等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。

(3) 個人版及び企業版ふるさと納税

の連携及び調整に関すること。

(4) 地方創生に係る総合調整に関すること。

(5) 統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 各種の統計資料の整備及び編集、統計調査結果の総合的解析並びに人口推計等に関すること。

(7) 各種統計データの利活用による効果的な政策・施策立案の推進に関すること。

（企画調整局調整課）

第10条 企画調整局調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市政の重要施策の総合調整に関すること。

(2) 外郭団体の事業調整に関すること。

（企画調整局産学連携推進課）

第11条 企画調整局産学連携推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 政策課題の解決に向けた産官学民の連携及び調整に関すること。

(2) 個人版及び企業版ふるさと納税に関すること。

(3) 大学等及び民間事業者との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。

(4) 神戸市公立大学法人に関するこ

に関すること。

大学・教育連携推進課

(1) 産官学民の連携及び調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(2) 大学等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。

(3) 神戸市公立大学法人に関すること。

(4) 教育大綱に関すること。

(5) 総合教育会議に関すること。

(6) 創造都市の推進に関すること。

(7) デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること。

(8) 政策課題の調査、研究に関すること。

(9) 震災復興に係る調査及び調整に関すること。

デジタル戦略部

(1) デジタル施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改革及び働き方改革の推進並びに市民サービスの向上に関すること。

(3) 市民へのデジタル施策の普及に関すること。

(4) 情報システムの計画、開発、運用、保守(他の所管に属するものを

と。

(5) 教育大綱に関すること。

(6) 総合教育会議に関すること。

(7) 創造都市の推進に関すること。

(8) デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること。

(9) 震災復興に係る調査及び調整に関すること。

(企画調整局デジタル戦略部)

第12条 企画調整局デジタル戦略部

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) デジタル施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改革及び働き方改革の推進並びに市民サービスの向上に関すること。

(3) 市民へのデジタル施策の普及に関すること。

(4) 情報システムの計画、開発、運用、保守(他の所管に属するものを除く。)及び監理並びに改善指導に関すること。

(5) 電子計算機及び情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 情報セキュリティ対策の総合的な推進、指導及び調整に関するこ

除く。)及び監理並びに改善指導に関すること。

(5) 電子計算機及び情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 情報セキュリティ対策の総合的な推進、指導及び調整に関すること。

(7) 社会保障・税番号制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)

医療産業都市部

(1) 神戸医療産業都市の推進に関すること。

(2) 医療関連産業の集積及び育成に関すること。

(3) 世界保健機関健康開発総合研究センターとの連携に関すること。

(4) 国立研究開発法人理化学研究所との連絡及び調整に関すること。

(5) スーパーコンピュータを活用した研究開発を行う施設に関すること。

(6) スーパーコンピュータ及びFOCUSスパコンに係る企業及び大学等の誘致に関すること。

(7) 神戸市臨床研修情報センターに関すること。

と。

(7) 社会保障・税番号制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(企画調整局医療産業都市部調査課)

第13条 企画調整局医療産業都市部調査課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸医療産業都市の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に関すること。

(3) 神戸都市振興サービス株式会社に関すること。

(4) 世界保健機関健康開発総合研究センターとの連携に関すること。

(5) 神戸臨床研究情報センターに関すること。

(企画調整局医療産業都市部推進課)

第14条 企画調整局医療産業都市部推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) スーパーコンピュータを活用した研究開発を行う施設に関すること。

(2) 公益財団法人計算科学振興財団に関すること。

第5節 地域協働局

(地域協働局)

第6条 地域協働局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

地域協働課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 移住及び交流の促進に関すること。
- (3) 地域活動への支援に係る総合的な調整に関すること。
- (4) 地域共生の推進に係る連携及び調整に関すること。
- (5) 公益財団法人神戸国際コミュニティセンターに関すること(市長室の所管に属するもの・国際施策に関するものを除く。)

(3) 国立研究開発法人理化学研究所との連絡及び調整に関すること。

(企画調整局医療産業都市部誘致課)

第15条 企画調整局医療産業都市部誘致課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 医療関連産業の集積に関すること。
- (2) スーパーコンピュータ及びFOCUSスパコンに係る企業、大学等の誘致に関すること。

第5節 地域協働局

(地域協働局地域協働課)

第16条 地域協働局地域協働課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 移住及び交流の促進に関すること。
- (3) 地域活動への支援に係る総合的な調整に関すること。
- (4) 地域共生の推進に係る連携及び調整に関すること。

(地域協働局地域活性課)

第17条 地域協働局地域活性課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。

地域活性課

- (1) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 地域課題の把握及び解決に向けた総合的な調整に関すること。
- (3) 地域住民の自治組織など地域組織への支援及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 認可地縁団体に関すること。
- (5) ふれあいのまちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。
- (7) NPO法人の認証及び認定に関すること。
- (8) 社会貢献活動の支援に関すること。

区役所課

- (1) 区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 区政の企画及び調査に関すること。

住民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。
- (2) 戸籍の入力及び写し、謄本又は

- (2) 地域課題の把握及び解決に向けた総合的な調整に関すること。
- (3) 地域住民の自治組織など地域組織への支援及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 認可地縁団体に関すること。
- (5) ふれあいのまちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。
- (7) NPO法人の認証及び認定に関すること。
- (8) 社会貢献活動の支援に関すること。
（地域協働局区役所課）

第18条 地域協働局区役所課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 区政の企画及び調査に関すること。
（地域協働局住民課）

第19条 地域協働局住民課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。

抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。

(3) 外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。

(4) 特別永住者の手続きの統括に関すること。

(5) 住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。

(6) 新たに生じた土地の確認に関すること。

男女共同参画課

女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。

第6節 行財政局

(行財政局)

第7条 行財政局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 神戸市長の資産等の公開に関すること。

(3) 文書に関すること。

(2) 戸籍の入力及び写し、謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。

(3) 外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。

(4) 特別永住者の手続きの統括に関すること。

(5) 住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。

(6) 新たに生じた土地の確認に関すること。

(地域協働局男女共同参画課)

第20条 地域協働局男女共同参画課

は、女性活躍及び男女共同参画の推進に関する事務を分掌する。

第6節 行財政局

(行財政局業務改革課)

第21条 行財政局業務改革課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 相楽園会館に関すること。

(3) 神戸市長の資産等の公開に関すること。

(4) 業務改革に関すること。

- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 審査請求における審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に関すること(市長が審査庁である場合に係るものに限る。)
- (6) 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。
- (7) 内部統制に関すること。
- (8) 行政手続に関すること。

行財政局業務改革課

- (1) 業務改革に関すること。
- (2) 指定管理者制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 附属機関及び有識者会議の調整に関すること。
- (4) 地方独立行政法人制度に関すること。

庁舎課

- (1) 市役所本庁舎の管理及び執務環境の改善に関すること。
- (2) 集中管理車の配車及び整備に関すること。

法務支援課

- (1) 法的手法等の調査、研究及び助言に関すること。
- (2) 本市における訴訟及び調停の統

- (5) 指定管理者制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (6) 附属機関及び有識者会議の調整に関すること。
- (7) 地方独立行政法人制度に関すること。
- (8) 文書に関すること。
- (9) 公印の管守に関すること。(行財政局庁舎課)

第22条 行財政局庁舎課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市役所本庁舎の管理及び執務環境の改善に関すること。
- (2) 集中管理車の配車及び整備に関すること。(行財政局法務支援課)

第23条 行財政局法務支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 法的手法等の調査、研究及び助言に関すること。
- (2) 本市における訴訟及び調停の統轄に関すること。
- (3) 条例、規則及び訓令甲の審査に関すること。
- (4) 神戸市例規集及び公報その他公告式に関すること。

轄に関すること。

(3) 条例、規則及び訓令甲の審査に関すること。

(4) 神戸市例規集及び公報その他公告式に関すること。

(5) 神戸市行政不服審査会に関すること。

人事課

(1) 職員の配置に関すること。

(2) 職員の任免、分限及び懲戒、職務その他身分に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事に関すること。

組織編成課

(1) 組織機構に関すること。

(2) 職員の定数に関すること。

給与課

(1) 職員の給与に関すること。

(2) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。

(3) 給与制度の調査、研究及び改善に関すること。

(4) 神戸市特別職議員報酬等審議会に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関すること。

厚生課

(1) 職員の福利厚生に関すること。

(2) 神戸市職員共助組合及び神戸市

(5) 神戸市行政不服審査会に関すること。

(行財政局行政管理課)

第24条 行財政局行政管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 審査請求における審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に関すること(市長が審査庁である場合に係るものに限る。)

(2) 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。

(3) 内部統制に関すること。

(4) 行政手続に関すること。

(行財政局人事課)

第25条 行財政局人事課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 職員の配置に関すること。

(2) 職員の任免、分限及び懲戒、職務その他身分に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事に関すること。

(行財政局組織編成課)

第26条 行財政局組織編成課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 組織機構に関すること。

(2) 職員の定数に関すること。

(行財政局給与課)

第27条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

- 職員信用組合に関する事並びに神戸市職員共済組合に関する事。
- (3) 退職年金及び恩給に関する事。
- (4) 職員の衛生管理に関する事。
- (5) 事業場の安全管理に関する事。
- (6) 職員の公傷病に関する事。

総務事務センター

- (1) 総務事務の集約化及び改善に関する事。
- (2) 職員の給与の支給に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総務事務に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

財務課

- (1) 財政全般の企画及び調整に関する事。
- (2) 予算の編成及び管理に関する事。
- (3) 市議会の議案及び業務報告に関する事。
- (4) 公債、宝くじ及び借入金に関する事。
- (5) 財政調査及び報告並びに財政事情の公表に関する事。
- (6) 譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属

- (1) 職員の給与に関する事。
- (2) 職員団体及び職員の労働組合に関する事。
- (3) 給与制度の調査、研究及び改善に関する事。
- (4) 神戸市特別職議員報酬等審議会に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事。
- （行財政局厚生課）

第28条 行財政局厚生課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の福利厚生に関する事。
- (2) 神戸市職員共助組合及び神戸市職員信用組合に関する事並びに神戸市職員共済組合に関する事。
- (3) 職員の総合相談窓口に関する事。
- (4) 退職年金及び恩給に関する事。
- (5) 職員の衛生管理に関する事。
- (6) 事業場の安全管理に関する事。
- (7) 職員の公傷病に関する事。
- （行財政局総務事務センター）

第29条 行財政局総務事務センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 総務事務の集約化及び改善に関する事。

するものを除く。)及び地方交付税
に関すること。

(7) 神戸市公債基金及び神戸市財政
調整基金に関すること。

契約監理課

(1) 契約事務の総合調整に関するこ
と。

(2) 契約制度の企画及び立案に関す
ること。

(3) 入札参加資格に関すること。

(4) 入札及び契約に係る広報に関す
ること。

(5) 入札及び契約に係るシステムの
改善及び管理に関すること。

資産活用課

(1) 財産区有財産の管理及び処分に
関すること。

(2) 財産区有金の会計経理に関す
ること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、財
産の管理に関すること。

(4) 公有財産の調査及び総括に関す
ること。

(5) 局所管の不動産(他の所管に属
するものを除く。)の貸付け、管理
及び保全に関すること。

(6) 不動産(他の所管に属するもの
を除く。)の取得及びこれに伴う損
失補償並びに処分に関すること。

(2) 職員の給与の支給に関するこ
と。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総
務事務に関すること(他の所管に属
するものを除く。)

(行財政局財務課)

第30条 行財政局財務課は、次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 財政全般の企画及び調整に関す
ること。

(2) 予算の編成及び管理に関するこ
と。

(3) 市議会の議案及び業務報告に関
すること。

(4) 公債、宝くじ及び借入金に関す
ること。

(5) 財政調査及び報告並びに財政事
情の公表に関すること。

(6) 譲与税(他の所管に属するもの
を除く。)、交付金(他の所管に属
するものを除く。)及び地方交付税
に関すること。

(7) 神戸市公債基金及び神戸市財政
調整基金に関すること。

(行財政局契約監理課)

第31条 行財政局契約監理課は、次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 契約事務の総合調整に関するこ
と。

(7) 不動産の活用及び処分の企画並びに促進に関すること。

(8) ファシリティマネジメント（施設の管理、保全及び活用の最適化をいう。）の推進に関すること。

(9) 神戸市不動産評価審議会に関すること。

(10) 公共用地の取得に伴う損失補償基準の総括に関すること。

(11) 地価公示等に関すること。

税務部税務課

(1) 部所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 税務広報に関すること。

(3) 税務のシステムの総合調整、計画、開発、管理、運用及び保守に関すること。

(4) 市税の業務改革の総括に関すること。

税務部税制企画課

(1) 税制の調査及び企画並びに税務統計に関すること。

(2) 市税関係予算に関すること。

(3) 譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属するものを除く。）及び県税徴収委託金の収納に関すること。

(4) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること。

(2) 契約制度の企画及び立案に関すること。

(3) 入札参加資格に関すること。

(4) 入札及び契約に係る広報に関すること。

(5) 入札及び契約に係るシステムの改善及び管理に関すること。

（行財政局資産活用課）

第32条 行財政局資産活用課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 財産区有財産の管理及び処分に関すること。

(2) 財産区有金の会計経理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること。

(4) 公有財産の調査及び総括に関すること。

(5) 局所管の不動産（業務改革課、庁舎課及び厚生課の所管に属するものを除く。）の貸付け、管理及び保全に関すること。

(6) 不動産（建設局、都市局、建築住宅局及び港湾局の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関すること。

(7) 不動産の活用及び処分の企画並びに促進に関すること。

(5) 市税に関する訴訟に関するこ
と。

(6) 市税の業務改革に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

税務部市民税企画課

(1) 個人の市民税の賦課事務の統括
に関すること。

(2) 市税その他徴収金の収納に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)

(3) 市税に関する証明及び閲覧に係
る事務に関すること(他の所管に属
するものを除く。)

(4) 市税の窓口の運営管理に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)

税務部市民税第1課

(1) 個人の市民税の賦課に関するこ
と(他の所管に属するものを除
く。)

(2) 市税に関する証明及び閲覧に係
る事務に関すること(他の所管に属
するものを除く。)

(3) 市税の窓口の運営管理に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)

税務部市民税第2課

(1) 個人の市民税の賦課に関するこ
と(他の所管に属するものを除

(8) ファシリティマネジメント(施
設の管理、保全及び活用の最適化を
いう。)の推進に関すること。

(9) 神戸市不動産評価審議会に関す
ること。

(10) 公共用地の取得に伴う損失補
償基準の総括に関すること。

(11) 地価公示等に関すること。
(行財政局税務部税務課)

第33条 行財政局税務部税務課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 部所管事務の運営管理に係る総
括調整に関すること。

(2) 税務広報に関すること。

(3) 税務のシステムの総合調整、計
画、開発、管理、運用及び保守に関
すること。

(行財政局税務部税制企画課)

第34条 行財政局税務部税制企画課
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 税制の調査及び企画並びに税務
統計に関すること。

(2) 市税関係予算に関すること。

(3) 譲与税(他の所管に属するもの
を除く。)、交付金(他の所管に属
するものを除く。)及び県税徴収委
託金の収納に関すること。

(4) 市税関係例規の制定及び改廃に
関すること。

く。)。。

(2) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。。

(3) 市税の窓口の運営管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。。

税務部法人税務課

(1) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関すること。

(2) 法人関係税県市共同窓口に関すること。

税務部固定資産税企画課

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること。

(2) 固定資産の調査に関すること。

(3) 固定資産の評価に関すること。

(固定資産税第1課、固定資産税第2課及び固定資産税第3課の所管に属するものを除く。)

(4) 特別土地保有税の賦課に関すること。

(5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

税務部固定資産税第1課

(1) 東灘区、灘区、中央区、兵庫区

(5) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)に関する訴訟に関すること。

(6) 市税の業務改革に関すること。
(行財政局税務部市民税課)

第35条 行財政局税務部市民税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 個人の市民税の賦課に関すること。

(2) 市税その他徴収金の収納に関すること(他の所管に属するものを除く。)。。

(3) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。。

(4) 市税の窓口の運営管理に関すること。

(5) 法人関係税県市共同窓口に関すること。

(行財政局税務部法人税務課)

第36条 行財政局税務部法人税務課は、法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関する事務を分掌する。

(行財政局税務部固定資産税課)

第37条 行財政局税務部固定資産税課は、次に掲げる事務を分掌する。

及び北区(以下第3号までにおいて「担当区域」という。)に所在する固定資産(償却資産及び固定資産税第3課の所管に属するものを除く。)の評価に関すること。

(2) 担当区域に所在する固定資産(償却資産を除く。)に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(3) 担当区域に所在する固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関すること(他の所管に属するものを除く。)

税務部固定資産税第2課

(1) 長田区、須磨区、垂水区及び西区(以下第3号までにおいて「担当区域」という。)に所在する固定資産(償却資産及び固定資産税第3課の所管に属するものを除く。)の評価に関すること。

(2) 担当区域に所在する固定資産(償却資産を除く。)に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(3) 担当区域に所在する固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関すること(他の所管に属するものを除く。)

税務部固定資産税第3課

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること。

(2) 固定資産の調査及び評価に関すること。

(3) 特別土地保有税の賦課に関すること。

(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(行財政局税務部収税課)

第38条 行財政局税務部収税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市税その他徴収金の滞納整理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 市の未収債権(市税その他徴収金を除く。)の徴収に係る調査及び総合調整に関すること。

(行財政局税務部収納管理課)

第39条 行財政局税務部収納管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること。

(2) 市税のその他徴収金の収納、収

(1) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋の評価に関する
こと。

(2) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する
こと。

税務部収税企画課

(1) 市税その他徴収金の督促（他の所管に属するものを除く。）及び滞納整理事務の総括に関する
こと。

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関する
こと（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 市の未収債権（市税その他徴収金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関する
こと。

税務部収税第1課

市税その他徴収金の督促（他の所管に属するものを除く。）及び滞納整理に関する
こと。

税務部収税第2課

市税その他徴収金の滞納整理に関する
こと。

税務部収税第3課

市税その他徴収金の滞納整理に関する
こと。

納管理及び督促に関する
こと（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 過誤納金の還付及び充当に関する
こと。

(4) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関する
こと。

(5) 納税証明に関する
こと。

税務部収税第4課

市税その他徴収金の滞納整理に関すること。

税務部特別滞納整理課

(1) 市税その他徴収金の滞納整理に関すること。

(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

税務部収納管理課

(1) 市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること。

(2) 市税のその他徴収金の収納、収納管理及び督促に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 過誤納金の還付及び充當に関すること。

(4) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること。

(5) 納税証明に関すること。

第7節 文化スポーツ局

(文化スポーツ局)

第8条 文化スポーツ局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

スポーツ企画課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総

第7節 文化スポーツ局

(文化スポーツ局スポーツ企画課)

第40条 文化スポーツ局スポーツ企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

括調整に関すること。

(2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。

(3) スポーツ施設等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

国際スポーツ室

(1) 国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関すること。

文化交流課

(1) 文化事業の企画、振興及び連絡調整に関すること。

(2) 文化施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

文化財課

(1) 文化財保護に関する諸施策の企画、調査、研究、連絡及び調整に関すること。

(2) 文化財関連施設に関すること。

第8節 福祉局

(福祉局)

第9条 福祉局に設置する部及び各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。

(3) スポーツ施設等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。（文化スポーツ局国際スポーツ室）

第41条 文化スポーツ局国際スポーツ室は、国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関する事務を分掌する。

（文化スポーツ局文化交流課）

第42条 文化スポーツ局文化交流課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 文化事業の企画、振興及び連絡調整に関すること。

(2) 文化施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（文化スポーツ局文化財課）

第43条 文化スポーツ局文化財課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 文化財保護に関する諸施策の企画、調査、研究、連絡及び調整に関すること。

(2) 文化財関連施設に関すること。

第8節 福祉局

(福祉局政策課)

第44条 福祉局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総

政策課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 市民福祉の啓発に関すること。
- (3) 市民福祉総合計画に関すること。
- (4) 福祉事業の企画、開発及び推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。

相談支援課

- (1) 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
- (2) 家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
- (3) ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
- (4) ひきこもりに関する情報発信に関すること。
- (5) 再犯防止・更生支援に関すること。

人権推進課

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

くらし支援課

括調整に関すること。

- (2) 市民福祉の啓発に関すること。
- (3) 市民福祉総合計画に関すること。
- (4) 福祉事業の企画、開発及び推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。
(福祉局相談支援課)

第45条 福祉局相談支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
- (2) 家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
- (3) ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
- (4) ひきこもりに関する情報発信に関すること。
- (5) 再犯防止・更生支援に関すること。
(福祉局人権推進課)

第46条 福祉局人権推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する相

- (1) 生活困窮者の自立支援に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。
- (2) 本市の各区の社会福祉協議会に
関すること。
- (3) 福祉情報システムの運用及び開
発に関すること。
- (4) 福祉事業の企画、開発及び推進
に関すること（他の所管に属するも
のを除く。）。
- (5) 福祉に資する人材の確保に関す
ること（他の所管に属するものを除
く。）。
- (6) 自然災害による被災者の生活再
建の支援及び生活再建施策に関す
る連絡及び調整に関すること。
- (7) 基幹福祉避難所及び福祉避難所
に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に関する
こと。
- (9) 地域見守り活動の推進に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。
- (10) 生活保護に関すること。
- (11) 中国残留邦人等支援給付及び
地域生活支援事業に関すること（他
の所管に属するものを除く。）。
- (12) 保護施設の認可、指導及び監督
に関すること。

談に関すること。

（福祉局くらし支援課）

第47条 福祉局くらし支援課は、次に
掲げる事務を分掌する。

- (1) 生活困窮者の自立支援に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。
- (2) 本市の各区の社会福祉協議会に
関すること。
- (3) 福祉情報システムの運用及び開
発に関すること。
- (4) 福祉事業の企画、開発及び推進
に関すること（他の所管に属するも
のを除く。）。
- (5) 福祉に資する人材の確保に関す
ること（他の所管に属するものを除
く。）。
- (6) 自然災害による被災者の生活再
建の支援及び生活再建施策に関す
る連絡及び調整に関すること。
- (7) 基幹福祉避難所及び福祉避難所
に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に関する
こと。
- (9) 地域見守り活動の推進に関する
こと（他の所管に属するものを除
く。）。
- (10) 生活保護に関すること。
- (11) 中国残留邦人等支援給付及び

(13) ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。

(14) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。

(15) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(16) 低所得世帯療養資金の償還に関すること。

(17) 生活保護法(昭和25年法律第14号)の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。

(18) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

高齢福祉課

(1) 高齢者の社会参加に関すること。

(2) 戦没者遺族、戦傷病者及び引揚者等の援護に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 高齢者の福祉事業の総合調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 老人福祉施設等の整備及び認可等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置

地域生活支援事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(12) 保護施設の認可、指導及び監督に関すること。

(13) ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。

(14) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。

(15) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(16) 低所得世帯療養資金の償還に関すること。

(17) 生活保護法(昭和25年法律第14号)の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。

(18) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(福祉局高齢福祉課)

第48条 福祉局高齢福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 高齢者の社会参加に関すること。

(2) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 高齢者の福祉事業の総合調整に関すること(他の所管に属するもの

等に関すること。

(6) 認知症に関すること。

介護保険課

(1) 介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 介護保険事業計画に関すること。

(3) 福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 介護保険システムに関すること。

(5) 地域包括支援センターに関すること。

(6) あんしんすこやか窓口に関すること。

(7) 地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

国保年金医療課

(1) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導

を除く。）。

(4) 老人福祉施設等の整備、認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること。

(6) 認知症対策に関すること。
（福祉局介護保険課）

第49条 福祉局介護保険課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 介護保険事業計画に関すること。

(3) 福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 介護保険システムに関すること。

(5) 地域包括支援センターに関すること。

(6) あんしんすこやか窓口に関すること。

(7) 地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを

に関すること。

(3) 医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

障害福祉課

(1) 障害者のスポーツの振興に関すること。

(2) 障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。

(3) 障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(6) 障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 障害者の就労の促進に関するこ

除く。）。

(9) ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（福祉局国保年金医療課）

第50条 福祉局国保年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(3) 医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

（福祉局障害福祉課）

第51条 福祉局障害福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者のスポーツの振興に関すること。

(2) 障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。

(3) 障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除

と。

(9) 身体障害者福祉センターに関すること。

(10) 心身障害者扶養共済制度に関すること。

(11) 重度心身障害者の移動支援施策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(12) 特別児童扶養手当等の支給に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(13) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。

(14) 医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害をいう。)に係る情報提供及び研修に関すること。

障害者支援課

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に係る障害福祉サービス等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

く。)。

(4) 障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(6) 障害者及び障害児の福祉施設に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) バリアフリーの推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(8) 障害者の就労の促進に関すること。

(9) 身体障害者福祉センターに関すること。

(10) 心身障害者扶養共済制度に関すること。

(11) 重度心身障害者の移動支援施策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(12) 特別児童扶養手当等の支給に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(13) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。

(14) 医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びに

(2) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 福祉に資する人材の確保に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 障害者の福祉施設に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) 障害者及び障害児の地域移行に関すること。

(7) 障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

監査指導部

(1) 社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設(保護施設を除く。)の監査及び指導に関すること。

(2) 介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。

(4) 老人福祉施設等の指導及び監督

これらに従事する者に対する発達障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害をいう。)に係る情報提供及び研修に関すること。

(福祉局障害者支援課)

第52条 福祉局障害者支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に係る障害福祉サービス等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 福祉に資する人材の確保に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 障害者の福祉施設に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) 障害者及び障害児の地域移行に関すること。

に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(6) 障害者福祉施設等(障害児入所施設を含む。)の従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

第9節 健康局

(健康局)

(7) 障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(福祉局監査指導部)

第53条 福祉局監査指導部は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設(保護施設を除く。)の監査及び指導に関すること。

(2) 介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。

(4) 老人福祉施設等の指導及び監督に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(6) 障害者福祉施設等(障害児入所施設含む)従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

第9節 健康局

(健康局政策課)

第10条 健康局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 衛生上の統計に関すること。
- (3) 健康創造都市K O B Eの推進に関すること。

地域医療課

- (1) 地域医療の確保に関すること。
- (2) 救急医療対策に関すること。
- (3) 在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (4) 看護師の確保の支援に関すること。
- (5) 兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。
- (6) 地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。
- (7) 神戸こども初期急病センターに関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

環境衛生課

- (1) 環境衛生に関すること（他の所

第54条 健康局政策課は、局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事務を分掌する。

（健康局健康企画課）

第55条 健康局健康企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 衛生上の統計に関すること。
- (3) 健康創造都市K O B Eの推進に関すること。
- (4) 健康危機管理（感染症に係るものを除く。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（健康局地域医療課）

第56条 健康局地域医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地域医療の確保に関すること。
- (2) 救急医療対策に関すること。

管に属するものを除く。）。

(2) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

斎園管理課

(1) 市立の墓園及び斎場に関すること。

(2) 墓地及び埋葬等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。

(4) 看護師の確保の支援に関すること。

(5) 兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。

(6) 地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。

(7) 神戸こども初期急病センターに関すること。

（健康局食品衛生課）

第57条 健康局食品衛生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

（健康局環境衛生課）

第58条 健康局環境衛生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（健康局斎園管理課）

第59条 健康局斎園管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市立の墓園及び斎場に関するこ

第10節 こども家庭局

(こども家庭局)

第11条 こども家庭局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

こども企画課

局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

こども家庭局こども未来課

(1) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(2) 医療費助成に係る事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

こども青少年課

(1) 児童館に関すること。

(2) 子ども会に関すること。

(3) 新・放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業含む。)に関すること。

(4) 地域における子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。

と。

(2) 墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第10節 こども家庭局

(こども家庭局こども企画課)

第60条 こども家庭局こども企画課は、局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事務を分掌する。

(こども家庭局こども未来課)

第61条 こども家庭局こども未来課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(2) 医療費助成に係る事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(こども家庭局こども青少年課)

第62条 こども家庭局こども青少年課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童館に関すること。

(2) 子ども会に関すること。

(3) 新・放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業含む。)に関すること。

(4) 地域における子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 青少年に関する施策の調整及び

家庭支援課

- (1) 要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
- (2) 児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等、指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談並びに女性の保護に関すること。
- (4) 母子保健及び難病の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること（他の所管に属するものは除く。）。

子育て支援課

- (1) 一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
- (2) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものは除く。）。

幼保振興課

- (1) 就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。

推進に関すること。

（こども家庭局家庭支援課）

第63条 こども家庭局家庭支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
 - (2) 児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等及び指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 - (3) 一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援並びに婦人の更生及び保護に関すること。
 - (4) 子どもに関する諸手当に関すること。
 - (5) 配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談に関すること。
 - (6) 母子保健及び難病の対策に関すること。（他の所管に属するものを除く）
 - (7) 障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること。（他の所管に属するものは除く）
- （こども家庭局幼保振興課）

- (2) 保育所の保育料に関すること
(他の所管に属するものを除く。)。
- (3) 施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。
- (4) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
- (6) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。
- (7) 市立の保育所の運営に関すること。
- (8) 地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。)。

幼保事業課

- (1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。
- (2) 保育所の保育料に関すること
(他の所管に属するものを除く。)。

第64条 こども家庭局幼保振興課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 保育所の保育料に関すること
(他の所管に属するものを除く。)。
- (3) 施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。
- (4) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
- (6) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。
- (7) 市立の保育所の運営に関すること。
- (8) 地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
(こども家庭局幼保事業課)

第65条 こども家庭局幼保事業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する

(3) 民間の保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。

(4) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(5) 民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 教育・保育内容の研究並びに保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。

(7) 子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第11節 環境局

第12条 環境局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

環境企画課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

こと（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。

(2) 保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 民間の保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。

(4) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(5) 民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 教育・保育内容の研究及び保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。

(7) 子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第11節 環境局

（環境局環境創造課）

第66条 環境局環境創造課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) エネルギー政策に関すること。

(2) 地球温暖化対策に関すること。

(2) 環境政策の企画推進及び計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 環境教育に関すること。

(4) 家庭系一般廃棄物の適正処理及び減量並びに資源化の企画及び推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

脱炭素推進課

(1) エネルギー政策に関すること。

(2) 地球温暖化対策に関すること。

(3) 環境に配慮した都市づくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)。

業務課

(1) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。

(2) 家庭系一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 家庭系し尿の収集及び運搬並びに事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。

(5) 一般廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とする

(3) 環境に配慮した都市づくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 環境政策の企画推進及び計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 環境教育に関すること。

(6) 廃棄物の排出に係る指導並びに再生利用及び処理技術に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 一般廃棄物(犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。)の収集又は運搬に係る手数料に関すること(当該手数料の徴収に係るものを除く。)。

(8) 廃棄物の適正処理、減量並びに資源化の企画及び推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(9) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(環境局業務課)

第67条 環境局業務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。

(2) 一般廃棄物の適正排出及びその

ものを除く。)の許可及び指導監督
に関すること。

(6) 河川美化に関すること(兵庫県
から受託している河川内の環境整備
に係る美化事業に限る。)

(7) 市民トイレ等に関すること。

(8) 環境整備用自動車の調達に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)

(9) 一般廃棄物の搬入に係る手数料
に関すること(当該手数料の徴収に
係るものを除く。)

(10) 一般廃棄物の資源化に係る作
業計画に関すること(他の所管に属
するものを除く。)

(11) 局の所管に係る不動産及び施
設(環境監視システム及び発生源監
視システムを除く。)の管理に関す
ること。

(12) 大阪湾広域臨海環境整備セン
ターに関すること。

資源循環課

(1) 家庭系一般廃棄物の適正処理に
関すること(他の所管に属するも
のを除く。)

(2) 家庭系一般廃棄物の減量及び資
源化施策に関すること(他の所管に
属するものを除く。)

施設課

指導に関すること(他の所管に属す
るものを除く。)

(3) 家庭系し尿の収集及び運搬、事
業系し尿搬入に係る手数料に関する
こと。

(4) 一般廃棄物の保管場所の届出等
に関すること(他の所管に属するも
のを除く。)

(5) 河川美化に関すること(兵庫県
から受託している河川内の環境整
備に係る美化事業に限る。)

(6) 市民トイレ等に関すること。

(7) 一般廃棄物処理業(浄化槽に係
る汚泥の収集又は運搬を業とする
ものを除く。)の許可及び指導監督
に関すること。

(8) 路上喫煙及びばい捨て防止対策
に関すること(他の所管に属するも
のを除く。)

(9) 地域環境の保全及び美化に関す
ること。

(10) 住居等における堆積物対策に
関すること(他の所管に属するも
のを除く。)

(11) 家庭系一般廃棄物の適正処理、
減量及び資源化施策に関すること。

(12) 不法投棄の防止及び対策に関
すること。

(13) 一般廃棄物に関する事務の運

(1) 局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。

(2) 一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。

(3) 一般廃棄物の処理技術に関すること。

(4) 局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。

(5) 埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。

環境保全課

(1) 大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。

(2) 開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の

営管理に係る総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。

(15) 局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。

(16) 一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(17) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。
（環境局施設課）

(1) 局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。

(2) 一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。

(3) 一般廃棄物の処理技術に関すること。

(4) 局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。

(5) 埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関

許可及び指導監督に關すること。

(4) 環境影響評価制度の運営及び審査に關すること。

(5) 都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に關すること。

(6) 建築工事に係る資材の再資源化等に係る届出及び指導に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

事業系廃棄物対策課

(1) 廃棄物の適正処理に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 廃棄物の減量及び資源化施策に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）に係る許可及び指導監督に關すること。

(4) 廃棄物の適正排出及びその指導並びに再生利用及び処理技術に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大

すること。

（環境局環境保全課）

第69条 環境局環境保全課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に關すること。

(2) 開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 浄化槽保守点検業者の登録に關すること。

(4) 環境影響評価制度の運営及び審査に關すること。

(5) 都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に關すること。

(6) 太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に關すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 廃棄物処理業（事業系し尿の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督並びに育成に關すること。

(8) 廃棄物処理施設の設置に係る許

ごみを除く。)の収集又は運搬に係る手数料に関すること(当該手数料の徴収に係るものを除く。)。

(6) 廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。

(7) 産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管に係る届出及び指導に関すること。

(8) 建設工事に係る資材の再資源化等に係る指導のうち、廃棄物の排出及び処理に関すること。

(9) 使用済自動車の処理に係る登録、許可及び指導に関すること。

(10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関すること。

(11) 土砂の埋立て等に係る許可及び指導に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(12) 路上喫煙及びばい捨て防止対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(13) 住居等における堆積物対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(14) 地域環境の保全及び美化に関すること。

(15) 不法投棄の防止及び対策に関すること。

自然環境課

可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。

(9) 自社で排出する産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管行為に係る規制及び指導に関すること。

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

(11) 使用済自動車の適正処理に関する登録、許可及び指導に関すること。

(12) 土砂の不適正な処理の防止に関すること。

(環境局自然環境課)

第70条 環境局自然環境課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生物多様性の保全に関すること。

(2) 開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

(1) 生物多様性の保全に関するこ
と。

(2) 開発事業計画に係る自然環境保
全に関すること。

第12節 経済観光局

(経済観光局)

第13条 経済観光局に設置する各課の
分掌する事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総
括調整に関すること。

(2) 産業の振興に関する企画、立案
及び調整に関すること。

(3) 大規模小売店舗の立地に関する
こと。

(4) 企業の海外展開支援に関するこ
と。

(5) 外国人材の採用に関すること。

(6) 中小企業の融資に関すること。

(7) 雇用及び就労状況に関する連絡
及び調整に関すること。

(8) 技能の振興に関すること。

(9) 勤労者の福利厚生に関するこ
と。

企業立地課

(1) 企業立地に関すること。

(2) 対内投資の促進に関すること。

(3) 企業の誘致に関すること（他の
所管に属するものを除く。）。

第12節 経済観光局

(経済観光局経済政策課)

第71条 経済観光局経済政策課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総
括調整に関すること。

(2) 産業の振興に関する企画、立案
及び調整に関すること。

(3) 大規模小売店舗の立地に関する
こと。

(4) 企業の海外展開支援に関するこ
と。

(5) 外国人材の採用に関すること。

(6) 中小企業の融資に関すること。

(7) 雇用及び就労状況に関する連絡
及び調整に関すること。

(8) 技能の振興に関すること。

(9) 勤労者の福利厚生に関するこ
と。

(経済観光局企業立地課)

第72条 経済観光局企業立地課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 企業立地に関すること。

(2) 対内投資の促進に関すること。

(3) 企業の誘致に関すること（他の

新産業創造課

- (1) 新産業の育成に関すること。
- (2) 海外拠点を活用した経済交流に関すること。
- (3) 都市型創造産業に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。

工業課

- (1) 成長産業の育成に関すること。
- (2) 工場立地に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

商業流通課

- (1) 商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
- (2) 流通対策に関する連絡及び調整に関すること。

ファッション産業課

- (1) 地場産業の育成及び振興に関すること。
- (2) 生活文化産業の振興に関すること。

観光企画課

- (1) 観光及びM I C Eの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 泉源の管理に関すること。

農政計画課

- (1) 農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。

所管に属するものを除く。)。

(経済観光局新産業創造課)

第73条 経済観光局新産業創造課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新産業の育成に関すること。
- (2) 海外拠点を活用した経済交流に関すること。
- (3) 都市型創造産業に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。

(経済観光局工業課)

第74条 経済観光局工業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 成長産業の育成に関すること。
- (2) 工場立地に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

(経済観光局商業流通課)

第75条 経済観光局商業流通課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
- (2) 流通対策に関する連絡及び調整に関すること。

(経済観光局ファッション産業課)

第76条 経済観光局ファッション産業課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地場産業の育成及び振興に関すること。
- (2) 生活文化産業の振興に関するこ

(2) 農業の振興に関する企画及び推進に関すること。

(3) 農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 人と自然との共生ゾーンに関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関すること。

(7) 農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関すること。

(8) 農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。

(9) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。

(10) 水産関連施設の土木工事に関すること。

農水産課

(1) 食都神戸の推進に関すること。

(2) 園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。

(3) 農産物等の消費の拡大に関すること。

(4) 観光農業に関すること。

(5) 沿岸域の漁業の振興に関すること。

と。

(経済観光局観光企画課)

第77条 経済観光局観光企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 観光及びM I C Eの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。

(2) 泉源の管理に関すること。

(経済観光局農政計画課)

第78条 経済観光局農政計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。

(2) 農業の振興に関する企画及び推進に関すること。

(3) 農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 人と自然との共生ゾーンに関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関すること。

(7) 農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関すること。

(8) 農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。

(6) 漁港の管理及び整備計画に関すること。

中央卸売市場運営本部経営課

(1) 本場、東部市場及び西部市場（次号において「本場等」という。）の総合調整及び運営の企画に関すること。

(2) 本場等の経営の分析及び改善に関すること。

(3) 卸売業者、仲卸売業者及び関連事業者の業務検査及び財務検査の事務管理に関すること。

(9) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。

(10) 水産関連施設の土木工事に関すること。

(11) 農業集落排水事業に関すること。

(経済観光局農水産課)

第79条 経済観光局農水産課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食都神戸の推進に関すること。

(2) 園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。

(3) 農産物等の消費の拡大に関すること。

(4) 観光農業に関すること。

(5) 沿岸域の漁業の振興に関すること。

(6) 漁港の管理及び整備計画に関すること。

(経済観光局中央卸売市場運営本部経営課)

第80条 経済観光局中央卸売市場運営本部経営課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 本場、東部市場及び西部市場（以下この条において「本場等」という）の総合調整及び運営の企画に関すること。

(2) 本場等の経営の分析及び改善に

第13節 建設局

(建設局)

第14条 建設局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 下水道事業に係る会計事務に関すること。
- (3) 局の契約等に係る調整及び改善に関すること。

事業用地課

- (1) 不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

技術管理課

- (1) 技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (2) 土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。
- (3) 土木の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。

関すること。

- (3) 卸売業者、仲卸売業者及び関連事業者の業務検査及び財務検査の事務管理に関すること。

第13節 建設局

(建設局総務課)

第81条 建設局総務課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 下水道事業に係る会計事務に関すること。
- (3) 局の契約等に係る調整及び改善に関すること。

(建設局事業用地課)

第82条 建設局事業用地課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(建設局技術管理課)

第83条 建設局技術管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (2) 土木の技術及び技術管理に係る

(4) 工事の請負契約に係る検査に關すること。

(5) 工事の安全管理に關すること。

(6) 優良工事の認定に關すること。

(7) 建設事業外部評価委員会に關すること。

防災課

(1) 防災の推進及び災害復旧の総括に關すること。

(2) 防災及び河川に係る工事等の施行に關する事務手続きに關すること。

(3) 局の所管施設に起因する事故の処理の総括に關すること。

(4) 宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に係る審査、許可及び検査に關すること。

(5) 宅地及び盛土の防災の推進に關すること。

(6) 砂防及び治山に關する事業及び土砂災害対策に關すること。

(7) 六甲山系等における森林整備に關すること。

河川課

(1) 河川事業の調査、計画及び進行政管理に關すること。

(2) 河川の工事及び維持管理に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

調査、研究及び改善に關すること。

(3) 土木の積算に關する調査、研究及び改善に關すること。

(4) 工事の請負契約に係る検査に關すること。

(5) 工事の安全管理に關すること。

(6) 優良工事の認定に關すること。

(7) 建設事業外部評価委員会に關すること。

(建設局防災課)

第84条 建設局防災課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 防災の推進及び災害復旧の総括に關すること。

(2) 防災及び河川に係る工事等の施行に關する事務手続きに關すること。

(3) 局の所管施設に起因する事故の処理の総括に關すること。

(4) 宅地造成に係る審査、許可及び検査に關すること。

(5) 宅地の防災の推進に關すること。

(6) 砂防及び治山に關する事業及び土砂災害対策に關すること。

(7) 六甲山系等における森林整備に關すること。

(8) 森林環境譲与税を活用した事業に關すること(他の所管に屬するも

(3) 河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。

道路管理課

(1) 道路工事等に係る契約等の事務手続きに関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。

(3) 道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。

(4) 道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関すること。

(5) 道路台帳、測量標及び車両の通行に関すること。

(6) 道路の占用に関すること。

(7) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に係る許可に関すること。

(8) 私道の整備の助成に関する連絡及び調整等に関すること。

道路計画課

(1) 道路及び街路に関する調査及び計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。

(3) 自動車駐車場の管理に関すること。

(4) 道路及び溝渠の指導、調整及び

のを除く。)

(建設局河川課)

第85条 建設局河川課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 河川事業の調査、計画及び進行政管理に関すること。

(2) 河川の工事及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。

(建設局道路管理課)

第86条 建設局道路管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路に係る工事等の施行に関する事務手続に関すること。

(2) 道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。

(3) 道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。

(4) 道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関すること。

(5) 道路台帳、測量標及び車両の通行に関すること。

(6) 道路の占用及び溝渠の使用に関すること。

(7) 屋外広告物に関すること。

(8) 私道の整備の助成に関する連絡

検査に關すること。

道路工務課

(1) 道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

(2) 道路占用工事及び道路掘削工事に關する事務、調整及び指導に關すること。

(3) 電線類の地中化及び共同溝の整備に關すること。

(4) 橋梁の新設、維持及び補修に關すること。

(5) トンネルの維持及び補修に關すること。

(6) 道路の防災及び災害復旧に關すること。

(7) 道路の交通安全施設に關する計画、調査及び整備に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

(8) 都市計画道路の整備に關すること(都市局及び港湾局の所管に屬するものを除く。)

(9) 道路工事に係る積算に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

駅前魅力創造課

駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

及び調整等に關すること。

(建設局道路計画課)

第87条 建設局道路計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路及び街路に關する調査及び計画に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

(2) 自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に關すること。

(3) 自動車駐車場の管理に關すること。

(4) 道路及び溝渠の指導、調整及び検査に關すること。

(建設局道路工務課)

第88条 建設局道路工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に關すること(他の所管に屬するものを除く。)

(2) 他の所管に屬しない土木工事の調整に關すること。

(3) 電線類の地中化及び共同溝の整備に關すること。

(4) 橋梁の新設、維持及び補修に關すること。

(5) トンネルの維持及び補修に關すること。

(6) 道路の防災及び災害復旧に關すること。

湾岸・広域幹線道路本部推進課

(1) 国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。

(2) 前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。

下水道部経営管理課

(1) 下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

下水道部計画課

(1) 下水道事業の計画に関すること。

(2) 下水道事業に係る指導、調整及び検査に関すること。

(3) 工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。

(4) 水質管理計画の総括に関すること。

下水道部管路課

(1) 下水道事業に係る管路施設の総括に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 排水設備に関すること。

下水道部施設課

(7) 交通安全対策に関する調査及び整備並びに調整に関すること。(8)

自転車走行空間及び自転車駐車場に係る整備並びに大規模な維持及び補修に関すること。

(建設局駅前魅力創造課)

第89条 建設局駅前魅力創造課は、駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関する事務を分掌する(他の所管に属するものを除く。)(建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課)

第90条 建設局湾岸・広域幹線道路本部推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。

(2) 前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。

(建設局下水道部経営管理課)

第91条 建設局下水道部経営管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の総括に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

公園部管理課

(1) 公園緑地に係る不動産の管理に関すること。

(2) 都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

公園部企画課

公園緑地・都市緑化施策の調査、研究、立案及び推進に関すること。

公園部魅力創造課

(1) 公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。

(2) 市民との協働による公園緑地の管理に関すること。

(3) 都市の緑化の推進に関すること。

(4) 有料公園施設等の管理及び運営に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。

(6) 緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。

公園部整備課

(1) 公園緑地整備に関する計画及び

(建設局下水道部計画課)

第92条 建設局下水道部計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水道事業の計画に関すること。

(2) 下水道事業に係る指導、調整及び検査に関すること。

(3) 工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。

(4) 水質管理計画の総括に関すること。

(建設局下水道部管路課)

第93条 建設局下水道部管路課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公共下水道に属する管路施設の総括に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 排水設備に関すること。

(建設局下水道部施設課)

第94条 建設局下水道部施設課は、公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の総括に関する事務を分掌する(他の所管に属するものを除く。)。

(建設局公園部管理課)

第95条 建設局公園部管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地に係る不動産の管理に関すること。

調整に関すること。

(2) 公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関すること。

(3) 公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。

(4) 公園緑地及び街路の緑化に関する工事にすること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 造園技術に関すること。

(6) 有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

王子公園再整備本部王子公園再整備課

王子公園再整備に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。

(4) 市民との協働による公園緑地の管理に関すること。

(5) 都市の緑化の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 有料公園施設等の管理及び運営に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(建設局公園部計画課)

第96条 建設局公園部計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地に関する計画及び調整に関すること。

(2) 公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。

(3) 都市の緑化の推進に関すること(県民まちなみ緑化事業等に限る。)

(4) 緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。

(建設局公園部整備課)

第97条 建設局公園部整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公園緑地、街路樹及び緑地帯の

第14節 都市局

(都市局)

第15条 都市局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 神戸市まちづくり等基金に関すること。
- (3) 新都市整備事業の経営に関すること。

都市計画課

- (1) 都市計画に関する調査、立案及び総括調整に関すること。
- (2) 都市計画審議会に関すること。
- (3) 都市再生整備計画関連事業の調整に関すること。
- (4) 都市計画法等の規定による開発行為の相談及び許可並びに開発登録簿等に関すること。

維持、管理及び補修に関すること。

(2) 公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。

(3) 公園緑地及び街路の緑化に関する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 造園技術に関すること。

(5) 有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

第14節 都市局

(都市局総務課)

第98条 都市局総務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 神戸市まちづくり等基金に関すること。

(3) 新都市整備事業の経営に関すること。

(都市局都市計画課)

第99条 都市局都市計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画に関する調査、立案及び総括調整に関すること。

(2) 都市計画審議会に関すること。

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に係る土地の利用に関すること。

(5) 都市計画決定事項の照会、案内、相談及び啓発に関すること。

(6) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び相談に関すること。

(7) 地区計画に係る行為等の届出に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(8) 神戸市開発審査会に関すること。

都市づくり課

(1) 都市づくりに関する調査、企画立案及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 地域や民間事業者等と連携した都市づくりの推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。

(4) 集合住宅建設事業に関すること。

未来都市推進課

(1) 都市政策の実現に向けた企画立案及び調整に関すること。

(2) 地域活性化施策の立案及び調整に関すること。

交通政策課

(1) 都市交通体系の調査及び計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン等)に関すること。

(5) 都市再生整備計画事業の調整に関すること。

(6) 都市計画法等の規定による開発行為の相談及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。

(7) 都市計画決定事項の照会、案内、相談及び啓発に関すること。

(8) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び相談に関すること。

(9) 地区計画に係る行為の届出に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(10) 大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。

(11) 風力発電の届出に関すること。

(12) 神戸市開発審査会に関すること。

(都市局未来都市推進課)

第100条 都市局未来都市推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市政策の実現に向けた企画立案及び調整に関すること。

(2) 地域活性化施策の立案及び調整に関すること。

(都市局交通政策課)

第101条 都市局交通政策課は、次に掲

(2) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること。

(3) 新たな交通手段の導入に係る調整に関すること。

景観政策課

(1) 都市景観の形成に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(2) 歴史的建築物その他の景観資源の保全活用に関すること。

まち再生推進課

(1) 協働と参画のまちづくり及び関連する行為の届出に関すること。

(2) 密集市街地の再生に関すること。

(3) 住宅市街地総合整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。

駅まち推進課

(1) 駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 計画的開発団地その他まちづくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

げる事務を分掌する。

(1) 都市交通体系の調査及び計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること。

(3) 新たな交通手段の導入に係る調整に関すること。

(都市局景観政策課)

第102条 都市局景観政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市景観の形成に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(2) 歴史的建築物その他の景観資源の保全活用に関すること。

(都市局まち再生推進課)

第103条 都市局まち再生推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 協働と参画のまちづくりに関すること。

(2) 密集市街地の再生に関すること。

(3) 住宅市街地総合整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。

(都市局駅まち推進課)

第104条 都市局駅まち推進課は、次に

都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課

(1) 本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。

(2) 都心三宮の再整備に係る企画、調査、計画、及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 都心交通体系に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 本庁舎2号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関すること。

地域整備推進課

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 土地区画整理法（昭和22年法律第119号）の規定による認可及び監督の手續に関すること（個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行に係るものに限る。）。

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督に関すること（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。）。

(4) 個人施行者、土地区画整理組合

掲げる事務を分掌する。

(1) 駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 計画的開発団地その他まちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。

（都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課）

第105条 都市局都心再整備本部都心

再整備部都心三宮再整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。

(2) 都心三宮の再整備に係る企画、調査、計画、及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 都心交通体系に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 本庁舎2号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関すること。

（都市局地域整備推進課）

第106条 都市局地域整備推進課は、次

に掲げる事務を分掌する。

及び区画整理会社の指導及び育成に関すること。

(5) 土地区画整理法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(6) 再開発地区を中心とした地域のぎわいづくりに関すること。

(7) 多井畑西地区における里山の保全及び活用に関すること。

用地活用推進課

(1) 都市計画事業に係る用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 市及び市長が施行した土地区画整理事業区域の清算金の徴収及び交付並びに換地図等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

工務課

(1) 局所管事業に係る工事及びその調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業及び下三条町北地区防災街区整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

新都市管理課

(1) 新都市整備事業に係る造成地及

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅街区整備事業及び優良建築物等整備事業等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 土地区画整理法(昭和22年法律第119号)及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)の規定による認可及び監督の手続に関すること(個人、土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。)

(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定による認可及び監督に関すること(個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。)

(4) 土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成に関すること。

(5) 土地区画整理法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(6) 再開発地区を中心とした地域の

びその他の不動産の管理(他の所管に属するものを除く。)並びに調整に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る公共施設等の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との調整に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分(他の所管に属するものを除く。)並びに取得に伴う損失補償に関すること。

(4) 新都市整備事業に係る造成地への企業の誘致に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 産業団地就業者神戸移住支援制度に関すること。

内陸・臨海計画課

(1) 新都市整備事業の基本計画及び基本設計並びに重要事項の企画及び調査に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る公共施設用地等の移管事務に関すること。

新都市工務課

(1) 新都市整備事業に係る工事に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る建築物、

にぎわいづくりに関すること。

(都市局用地活用推進課)

第107条 都市局用地活用推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業に係る用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 市及び市長が施行した土地区画整理事業区域の清算金の徴収・交付、並びに換地図等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 多井畑西地区における里山の保全及び活用に関すること。

(都市局工務課)

第108条 都市局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の設計、工事及び公共施設移管に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 鈴蘭台北地区土地区画整理事業及び下三条町北地区防災街区整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 阪神電鉄本線連続立体交差事業の設計、工事及び公共施設移管に関すること。

(都市局新都市管理課)

電気設備及び機械設備に関するこ
と。

(3) 新都市整備事業に係る臨海部等
の造成地及び取得地(他の所管に属
するものは除く。)の管理に関する
こと。

(4) 新都市整備事業の新産業団地整
備に係る計画決定及び事業認可等
の諸手続に関すること。

第109条 都市局新都市管理課は、次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る造成地及
びその他の不動産の管理(他の所管
に属するものを除く。)並びに調整
に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る公共施設
用地等の移管事務に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る公共施設
等の管理及び運営並びにそれらの
施設の設置者との調整に関するこ
と。

(4) 新都市整備事業に係る不動産の
取得及び処分(他の所管に属するも
のを除く。)並びに取得に伴う損失
補償に関すること。

(都市局企業誘致課)

第110条 都市局企業誘致課は、次に掲
げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る産業用地
への企業の誘致に関すること(他の
所管に属するものを除く。)

(2) 新都市整備事業に係る産業用地
の処分に関すること(他の所管に属
するものを除く。)

(3) 産業団地就業者神戸移住支援制
度に関すること。

(都市局内陸・臨海計画課)

第111条 都市局内陸・臨海計画課は、

次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業の基本計画・基本設計及び重要事項の企画・調査に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。

(都市局新都市工務課)

第112条 都市局新都市工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る工事に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る建築物、電気設備及び機械設備に関すること。

(3) 新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地(他の所管に属するものは除く。)の管理に関すること。

第15節 建築住宅局

(建築住宅局政策課)

第113条 建築住宅局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 住宅政策に係る調査、調整及び企画に関すること。

(3) 民間住宅に対する支援施策に関すること。

第15節 建築住宅局

(建築住宅局)

第16条 建築住宅局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 住宅政策に係る調査、調整及び企画に関すること。

(3) 民間住宅に対する支援施策に関

すること。

(4) 民間マンションの管理適正化の促進に関すること。

(5) ライフステージに応じた住み替え支援に関すること。

(6) 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

(7) 空家及び空地の活用の推進に関すること。

住宅整備課

(1) 市営住宅等の工事施行手続及び調整に関すること。

(2) 不動産（政策課、住宅整備課、住宅建設課及び住宅管理課の所管に属するものに限る。）の取得、管理及び処分に関すること。

(3) 市営住宅等のマネジメント（市営住宅等の再編及び改修をいう。）及び建設に係る調査、調整及び計画に関すること。

(4) 市営住宅等の土木工事に関すること。

(5) 借上げに係る市営住宅の返還に係る調査及び計画に関すること。

住宅建設課

(1) 市営住宅等の建築工事、電気及び機械の設備工事並びに保守修繕に関すること。

(2) 市営住宅の建築技術に係る調

(4) 民間マンションの管理適正化の促進に関すること。

(5) ライフステージに応じた住み替え支援に関すること。

(6) 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

(7) 空家及び空地の活用の推進に関すること。

（建築住宅局住宅整備課）

第114条 建築住宅局住宅整備課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市営住宅等の工事施行手続及び調整に関すること。

(2) 不動産（政策課、住宅整備課、住宅建設課及び住宅管理課の所管に属するものに限る。）の取得、管理及び処分に関すること。

(3) 市営住宅等のマネジメント（市営住宅等の再編及び改修をいう。）及び建設に係る調査、調整及び計画に関すること。

(4) 市営住宅等の土木工事に関すること。

(5) 借上げに係る市営住宅の返還に係る調査及び計画に関すること。

（建築住宅局住宅建設課）

第115条 建築住宅局住宅建設課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市営住宅等の建築工事、電気及

査、研究及び調整に関すること。

(3) 市営住宅の建築設備に係る調査、研究及び調整に関すること。

住宅管理課

(1) 市営住宅の管理に関すること。

(2) 市営住宅の入居者の募集、選考及び入退去に関すること。

(3) 市営住宅の不正使用及び使用料等の徴収に係る争訟に関すること。

(4) 神戸市立多聞集会所に関すること。

建築指導部建築調整課

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく台帳の管理及び閲覧、届出及び統計に関すること。

(2) 建築に関する相談及び情報の提供に関すること。

(3) 中高層建築物等の建築に係る住環境に関する相談、指導及び紛争の調整に関すること。

建築指導部建築安全課

(1) 建築指導行政に係る許可、認定、企画及び調整に関すること。

(2) 建築物等に係る届出、審査及び検査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 建築物における環境・省エネルギー対策に関すること（他の所管に

び機械の設備工事並びに保守修繕に関すること。

(2) 市営住宅の建築技術に係る調査、研究及び調整に関すること。

(3) 市営住宅の建築設備に係る調査、研究及び調整に関すること。

（建築住宅局住宅管理課）

第116条 建築住宅局住宅管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市営住宅の管理に関すること。

(2) 市営住宅の入居者の募集、選考及び入退去に関すること。

(3) 市営住宅の不正使用及び使用料等の徴収に係る争訟に関すること。

(4) 神戸市立多聞集会所に関すること。

（建築住宅局建築指導部建築調整課）

第117条 建築住宅局建築指導部建築調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく台帳の管理及び閲覧、届出及び統計に関すること。

(2) 建築に関する相談及び情報の提供に関すること。

(3) 中高層建築物等の建築に係る住環境に関する相談、指導及び紛争の調整に関すること。

属するものを除く。)

(4) 指定確認検査機関への指導及び調整に関すること。

(5) 建築基準法に規定する道路に関すること。

(6) 神戸市建築審査会に関すること。

建築指導部安全対策課

(1) 建築物の安全性の確保及び改善支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 建築基準法に違反する建築物の調査及び措置に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)等に基づく空家及び空地の対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 建築物等の耐震化の促進に関すること。

技術管理課

(1) 市有建築物等の工事施行手続及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 建築技術の調査、研究、調整及び普及に関すること。

(3) 市有建築物及び市営住宅の建築に伴う土木工事に関すること(他の

(建築住宅局建築指導部建築安全課)

第118条 建築住宅局建築指導部建築安全課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建築指導行政に係る許可、認定、企画及び調整に関すること。

(2) 建築物等に係る届出、審査及び検査に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 建築物における環境・省エネルギー対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 指定確認検査機関への指導及び調整に関すること。

(5) 建築基準法に規定する道路に関すること。

(6) 神戸市建築審査会に関すること。

(建築住宅局建築指導部安全対策課)

第119条 建築住宅局建築指導部安全対策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 建築物の安全性の確保及び改善支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 建築基準法に違反する建築物の調査及び措置に関すること(他の所

所管に属するものを除く。)。

建築課

(1) 市有建築物の調査、研究及び調整に関すること。

(2) 市有建築物の建築工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

設備課

(1) 建築設備に係る調査、研究及び調整に関すること。

(2) 市有建築物の電気及び機械の設備工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 都市計画事業及び再開発事業に係る電気及び機械の設備に関すること。

(4) 市有建築物等のE S C O事業(省エネルギーの改修工事による光熱費の削減分で投資を賄う事業をいう。)に関すること。

保全課

(1) 市有建築物並びに市有建築物の電気及び機械の設備に係る維持保全及び保守修繕に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 自家用電気工作物の保守管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

管に属するものを除く。)。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)等に基づく空家及び空地の対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 建築物等の耐震化の促進に関すること。

(建築住宅局技術管理課)

第120条 建築住宅局技術管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物等の工事施行手続及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 建築技術の調査、研究、調整及び普及に関すること。

(3) 市有建築物及び市営住宅の建築に伴う土木工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(建築住宅局建築課)

第121条 建築住宅局建築課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物の調査、研究及び調整に関すること。

(2) 市有建築物の建築工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(建築住宅局設備課)

第122条 建築住宅局設備課は、次に掲

げる事務を分掌する。

(1) 建築設備に係る調査、研究及び調整に関すること。

(2) 市有建築物の電気及び機械の設備工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 都市計画事業及び再開発事業に係る電気及び機械の設備に関すること。

(4) 市有建築物等のE S C O事業(省エネルギーの改修工事による光熱費の削減分で投資を賄う事業をいう。)に関すること。

(建築住宅局保全課)

第123条 建築住宅局保全課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市有建築物並びに市有建築物の電気及び機械の設備に係る維持保全及び保守修繕に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 自家用電気工作物の保守管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第16節 港湾局

(港湾局経営企画課)

第124条 港湾局経営企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

第16節 港湾局

(港湾局)

第17条 港湾局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 船員及び港湾労働者等の福利厚生に関すること。
- (3) 港湾環境整備負担金に関すること。
- (4) 港湾事業の料金制度に関すること。

ウォーターフロント再開発推進課

ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区）の再開発に係る調査、企画及び調整に関すること。

空港調整課

- (1) 神戸空港及び神戸空港島に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 神戸空港島における企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

空港整備課

- (1) 神戸空港島の管理及び維持保全並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 神戸空港及び神戸空港島の工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
 - (2) 船員及び港湾労働者等の福利厚生に関すること。
 - (3) 港湾環境整備負担金に関すること。
 - (4) 港湾事業の料金制度に関すること。
- （港湾局ウォーターフロント再開発推進課）

第125条 港湾局ウォーターフロント

再開発推進課は、ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区）の再開発に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

（港湾局空港調整課）

第126条 港湾局空港調整課は、次に掲

げる事務を分掌する。

- (1) 神戸空港及び神戸空港島に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 神戸空港島における企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 神戸空港島の管理及び維持保全並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 神戸空港及び神戸空港島の工事並びにこれらに係る調整に関する

振興課

港湾のにぎわい創出、情報発信、国際業務、客船誘致その他港湾の振興に係る調査、企画及び調整に関すること。

経営課

(1) 港湾施設の管理に係る調査、企画及び調整に関すること。

(2) 港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制及び臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。

(4) 臨港地区における港湾産業に関すること。

海務課

(1) 船舶の入出港に係る港湾施設の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 船舶の入出港その他の動静管理に関すること。

(3) 港湾区域内における船舶の安全及び利用に関すること。

(4) 国際水域施設の保安対策に関すること。

(5) 港務艇の運航（運搬給水を含む。）。

こと（他の所管に属するものを除く。）。

（港湾局振興課）

第127条 港湾局振興課は、港湾のにぎわい創出、情報発信、国際業務、客船誘致その他港湾の振興に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

（港湾局経営課）

第128条 港湾局経営課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港湾施設の管理に係る調査、企画及び調整に関すること。

(2) 港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制及び臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 不動産（他の所管に属するものを除く。）の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。

(4) 臨港地区における港湾産業に関すること。

（港湾局海務課）

第129条 港湾局海務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 船舶の入出港に係る港湾施設の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

む。)及び維持管理に関すること。

港湾計画課

(2) 港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。

(3) 港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理に係る調査、企画及び調整に関すること。

物流戦略課

船舶（客船を除く。）及び貨物の誘致に係る調査、企画及び調整に関すること。

工務課

(1) 課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。

(2) 港湾施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

海岸防災課

(1) 海岸保全区域の指定並びに海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の管理に関すること。

(2) 須磨海水浴場の運営に関すること。

(3) 海岸保全施設及び港湾施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 局の防災の総合調整及び水際対

(2) 船舶の入出港その他の動静管理に関すること。

(3) 港湾区域内における船舶の安全及び利用に関すること。

(4) 国際水域施設の保安対策に関すること。

(5) 港務艇の運航（運搬給水を含む。）及び維持管理に関すること。

（港湾局港湾計画課）

第130条 港湾局港湾計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港湾及び海岸の計画等に係る調査、企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。

(3) 港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理に係る調査、企画及び調整に関すること。

（港湾局物流戦略課）

第131条 港湾局物流戦略課は、船舶（客船を除く。）及び貨物の誘致に係る調査、企画及び調整に関する事務を分掌する。

（港湾局工務課）

第132条 港湾局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。

策に関すること。

(5) 国際埠頭施設の保安対策に関すること。

第3章 会計室の組織

第18条、第19条 [略]

第4章 区役所の組織

(区役所の組織)

第20条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

(2) 港湾施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(港湾局海岸防災課)

第133条 港湾局海岸防災課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 海岸保全区域の指定並びに海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の管理に関すること。

(2) 須磨海水浴場の運営に関すること。

(3) 海岸保全施設及び港湾施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4) 局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。

(5) 国際埠頭施設の保安対策に関すること。

第3章 会計室の組織

第134条、第135条 [略]

第4章 区役所の組織

(区役所の組織)

第136条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
総務部	地域協働課	
	市民課	
保健福祉部	保険年金医療課	国保年金係 介護医療係
	保健福祉課	
福祉部	生活支援課	保護係 暮らし支援係
	福祉課	

2 北神区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
	市民課	総務係 窓口係
	地域協働課	
	保健福祉課	保護係 暮らし支援係

(区役所の分掌事務)

第21条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所に設置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部地域協働課

(1) 区役所所管事務の運営管理に係

部	課	係
総務部	地域協働課	
	市民課	
保健福祉部	保険年金医療課	国保年金係 介護医療係
	保健福祉課	
福祉部	生活支援課	保護係 暮らし支援係
	福祉課	

2 北神区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
	市民課	総務係 窓口係
	地域協働課	
	保健福祉課	保護係 暮らし支援係

(区役所総務部地域協働課等)

第137条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部地域協働課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

- る総括調整に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 公会堂に関すること（東灘区役所に限る。）。
- (4) 魚崎財産区に関すること（東灘区役所に限る。）。
- (5) 災害対策に係る企画の立案並びに連絡及び調整に関すること。
- (6) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 各種の統計調査その他の調査（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく調査を除く。)に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (8) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
- (9) 地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に関すること。
- (10) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。
- (11) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること。
- (12) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (13) 各種団体との連絡及び調整に

- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 公会堂に関すること（東灘区役所に限る。）。
- (4) 魚崎財産区に関すること（東灘区役所に限る。）。
- (5) 災害対策に係る企画の立案並びに連絡及び調整に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (6) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 各種の統計調査その他の調査（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく調査を除く。)に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (8) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
- (9) 地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に関すること。
- (10) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。
- (11) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること。
- (12) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

関すること(他の所管に属するものを除く。)。

総務部市民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (2) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (3) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (4) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (5) 特別永住者の手続きに関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (6) 自動車の臨時運行に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (7) 就学に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に

(13) 各種団体との連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(区役所総務部市民課)

第138条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (2) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (3) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (4) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (5) 特別永住者の手続きに関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含

関することを含む。)

- (8) 市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（中央区役所及び西区役所総務部市民課を除く。）。

総務部保険年金医療課

- (1) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

- (2) 介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

- (3) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

- (4) 医療費助成に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

- (5) 後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

保健福祉部保健福祉課

- (1) 民生委員に関すること。
(2) 社会福祉の統計に関すること。

む。)

- (6) 自動車の臨時運行に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。

- (7) 就学に関すること（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。

- (8) 市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（中央区役所及び西区役所総務部市民課を除く。）。

(区役所総務部保険年金医療課)

第139条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

- (2) 介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

- (3) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること（北区役所にあつては、北神区役

(3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 医療給付事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(8) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(9) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(10) 児童の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(11) 一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(12) 子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

所の所管区域に係るものを含む。)。

(4) 医療費助成に関すること(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)。

(5) 後期高齢者医療制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)
(北区役所にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)
(区役所保健福祉部保健福祉課等)

第140条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所保健福祉部保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 民生委員に関すること。

(2) 社会福祉の統計に関すること。

(3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 医療給付事務に関すること(他

(13) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 第10号から前号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

保健福祉部生活支援課

(1) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(3) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除き、垂水区役所に限る。）。

第22条 北神区役所に設置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。

市民課

(1) 区役所所管事務の運営管理に係

の所管に属するものを除く。）。

(8) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(10) 児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(11) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(12) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(13) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 第10号から前号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

（区役所保健福祉部生活支援課）

第141条 東灘区役所、灘区役所、中央

- る総括調整に関すること。
- (2) 各種団体との連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) 災害対策に係る企画の立案並びに連絡および調整に関すること。
- (5) 選挙に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (6) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)
- (7) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)
- (8) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)
- (9) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)
- (10) 特別永住者の手続きに関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)
- (11) 自動車の臨時運行に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)
- (12) 就学に関すること(北区役所の

- 区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所保健福祉部生活支援課は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 生活保護に関すること(他の所管に属するものを除く。)
 - (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
 - (3) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること(他の所管に属するものを除く。)
 - (4) 生活困窮者の自立支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)
 - (5) 中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること(他の所管に属するものを除き、垂水区役所に限る。)
- 2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
 - (2) 各種団体との連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)
 - (3) 住居表示に関すること。
 - (4) 選挙に関すること(他の所管に属するものを除く。)
 - (5) 戸籍、住民基本台帳、個人の印

- 所管区域に関することを含む。)。
- (13) 国民健康保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (14) 介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (15) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (16) 医療費助成に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (17) 後期高齢者医療制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (18) 市税に関する証明書(固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。

地域協働課

- (1) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
- (2) 地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に関すること。

- 鑑の登録及び個人番号カードに関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (6) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (7) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (8) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (9) 特別永住者の手続きに関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (10) 自動車の臨時運行に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (11) 就学に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (12) 国民健康保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (13) 介護保険に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
- (14) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関するこ

(3) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。

(4) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること。

(6) 各種団体との連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

保健福祉課

(1) 民生委員の推薦に関すること。

(2) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。

(4) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 医療給付事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(7) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(8) 生活保護に関すること(他の所

と(北区役所の所管区域に関することを含む。)

(15) 医療費助成に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)

(16) 後期高齢者医療制度に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)

(17) 市税に関する証明書(固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。

3 北神区役所地域協働課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。

(2) 地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に関すること。

(3) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。

(4) 区のまちづくりの推進及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること。

(6) 各種団体との連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

2 北神区役所保健福祉課は、次に

管に属するものを除く。)。

(9) 行旅病人及び行旅死亡人に関する
こと。

(10) 被保護者等緊急援護資金貸付
金に関すること(他の所管に属す
るものを除く。)。

(11) 生活困窮者の自立支援に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)。

(12) 前各号に掲げるもののほか、社
会福祉及び保健衛生に関すること
(他の所管に属するものを除く。)。

(13) 児童の保護及び育成に関する
こと(他の所管に属するものを除
く。)。

(14) 一人親家庭及び寡婦並びに困
難な問題を抱える女性の福祉に関
すること(他の所管に属するものを
除く。)。

(15) 子育て支援の推進に関するこ
と(他の所管に属するものを除
く。)。

(16) 子どものための教育・保育給付
に係る教育・保育給付認定に関する
こと(他の所管に属するものを除
く。)。

(17) 第10号から第13号までに掲げ
るもののほか、指導業務及び相談業
務に関すること(他の所管に属する

掲げる事務を分掌する。

(1) 民生委員の推薦に関すること。

(2) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者
等の援護に関すること(他の所管に
属するものを除く。)。

(3) 保健事業に係る広報及び啓発に
関すること。

(4) 精神保健及び障害者及び障害児
の福祉に関すること(他の所管に属
するものを除く。)。

(5) 高齢者の福祉及び介護保険に関
すること(他の所管に属するものを
除く。)。

(6) 医療給付事務に関すること(他
の所管に属するものを除く。)。

(7) 成人及び高齢者の保健事業の実
施に関すること(他の所管に属する
ものを除く。)。

(8) 生活保護に関すること(他の所
管に属するものを除く。)。

(9) 行旅病人及び行旅死亡人に関す
ること。

(10) 被保護者等緊急援護資金貸付
金に関すること(他の所管に属する
ものを除く。)。

(11) 生活困窮者の自立支援に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)。

(12) 前各号に掲げるもののほか、社

ものを除く。)

(18) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

(事業所等の連絡及び調整)

第23条 区長及び北神担当区長(以下

「区長等」という。)は、その所管区域における住民の利便の増進及び行政効果の向上に資するため、市の事業所その他の行政機関、各種団体等と緊密な連絡及び調整を図らなければならない。

2 区長等は、必要があると認めるときは、市の事業所の事務に関し、意見を述べ、又は報告を求めることができる。

(須磨区役所北須磨支所の組織)

第24条 須磨区役所北須磨支所(以下

「北須磨支所」という。)は、須磨区役所の所管とし、部相当の事務所とする。

2 北須磨支所の組織は、次のとおりとする。

北 須 磨 支 所	市 民	総務係	市民係
	課		
	保 険	国保年金係	介護保険係
	年 金		
	医 療		
	課		

会福祉及び保健衛生に関すること

(他の所管に属するものを除く。)

(13) 児童の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(14) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(15) 子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(16) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(17) 第10号から第13号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(18) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

(事業所等の連絡及び調整)

第142条 区長及び北神担当区長(以下

「区長等」という。)は、その所管区域における住民の利便の増進及び行政効果の向上に資するため、市の事業所その他の行政機関、各種団体

保 健 福 祉 課	
生 活 支 援 課	保護係 暮らし支援係

(須磨区役所北須磨支所の分掌事務)

第25条 須磨区役所北須磨支所に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

市民課

- (1) 支所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 各種団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
- (5) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。
- (7) 市税その他徴収金の収納に関すること。
- (8) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関

等と緊密な連絡及び調整を図らなければならない。

2 区長等は、必要があると認めるときは、市の事業所の事務に関し、意見を述べ、又は報告を求めることができる。

(須磨区役所北須磨支所の組織)

第143条 須磨区役所北須磨支所（以下「北須磨支所」という。）は、須磨区役所の所管とし、部相当の事務所とする。

2 北須磨支所の組織は、次のとおりとする。

北 須 磨 支 所	市 民 課	総務係 市民係 金係 介護医療係
	保 健 福 祉 課	保護係 暮らし支援係

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第144条 須磨区役所北須磨支所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

すること。

(9) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

(10) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。

(11) 外国人住民に係る居住地の届出に関すること。

(12) 特別永住者の手続きに関すること。

(13) 就学に関すること。

保険年金医療課

(1) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

(4) 医療費助成に関すること。

(5) 後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

保健福祉課

(1) 民生委員の推薦に関すること。

(2) 社会福祉の統計に関すること。

(3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 保健事業に係る広報及び啓発に

(1) 支所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 住居表示に関すること。

(3) 各種団体との連絡及び調整に関すること。

(4) 広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。

(5) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(7) 市税その他徴収金の収納に関すること。

(8) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。

(9) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

(10) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。

(11) 外国人住民に係る居住地の届出に関すること。

(12) 特別永住者の手続きに関すること。

(13) 就学に関すること。

(14) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) 介護保険に関すること（他の所

- 関すること。
- (5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (7) 医療給付事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (8) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (9) 児童の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (10) 一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (11) 子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (12) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (13) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、社

- 管に属するものを除く。)。
- (16) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。
- (17) 医療費助成に関すること。
- (18) 後期高齢者医療制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (須磨区役所北須磨支所保健福祉課)
- 第145条 須磨区役所北須磨支所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 民生委員の推薦に関すること。
- (2) 社会福祉の統計に関すること。
- (3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
- (5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (7) 医療給付事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- (8) 成人及び高齢者の保健事業の実

会福祉及び保健衛生に関すること
(他の所管に属するものを除く。)。

生活支援課

(1) 生活保護に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(3) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(4) 生活困窮者の自立支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(西区役所玉津支所)

第26条 西区役所玉津支所(以下「玉津支所」という。)は、西区役所の所管とし、課相当の事務所とする。

2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 災害対策に係る連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 選挙に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。

(4) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

施に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(9) 児童の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(10) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(11) 子育て支援の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(12) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(13) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

(14) 生活保護に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(15) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(16) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(17) 生活困窮者の自立支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(18) 前各号に掲げるもののほか、社

(5) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。

(6) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。

(7) 特別永住者の手続きに関すること。

(8) 就学に関すること。

(9) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(10) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

(11) 医療費助成に関すること。

(12) 後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(13) 前各号に掲げるもののほか、保健及び福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(15) 市税その他徴収金の収納に関すること。

(16) まちづくりの推進及び調整に関すること。

（区役所出張所）

第27条 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務

会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（西区役所玉津支所）

第146条 西区役所玉津支所（以下「玉津支所」という。）は、西区役所の所管とし、課相当の事務所とする。

2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 災害対策に係る連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。

(4) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

(5) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。

(6) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。

(7) 特別永住者の手続きに関すること。

(8) 就学に関すること。

(9) 国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(10) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関するこ

部地域協働課の所管とし、北神区役所所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所市民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所櫛谷出張所（以下「櫛谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

と。

(11) 医療費助成に関すること。

(12) 後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(13) 前各号に掲げるもののほか、保健及び福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(14) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(15) 市税その他徴収金の収納に関すること。

(16) まちづくりの推進及び調整に関すること。

（区役所出張所）

第147条 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所市

(1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること。

(2) 戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること。

(3) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（山田出張所及び北神区役所各出張所では固定資産税関係証明書を除く。）。

(4) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) まちづくりの推進及び調整に関すること。

民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所櫛谷出張所（以下「櫛谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること。

(2) 戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること。

(3) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（山田出張所及び北神区役所各出張所では固定資産税関係証明書を除く。）。

第5章 福祉事務所の組織

(福祉事務所の組織)

第28条 神戸市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）及びその支所（以下この条において「支所」という。）は、区役所の所管とする。

2 福祉事務所及び支所（須磨福祉事務所に限る。）の組織は、次の表のとおりとする。

福祉事務所	保健福祉課	
	生活支援課	保護係 暮らし支援係
	北神保健福祉課(北神福祉事務所に限る。)	保護係 暮らし支援係
	支所(須磨福祉事務所に限る。)	保護係 暮らし支援係

(福祉事務所の分掌事務)

第29条 福祉事務所に設置する各課の

(4) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) まちづくりの推進及び調整に関すること。

第5章 福祉事務所の組織

(福祉事務所の組織)

第148条 神戸市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）及びその支所（以下この条において「支所」という。）は、区役所の所管とする。

2 福祉事務所の組織は、次の表のとおりとする。

福祉事務所	保健福祉課	
	生活支援課	保護係 暮らし支援係
	北神保健福祉課(北神福祉事務所に限る。)	保護係 暮らし支援係

(福祉事務所保健福祉課)

第149条 福祉事務所保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 支所の統括に関すること（須磨福祉事務所に限る。）。

(2) 老人ホームへの入所等の措置に関すること(他の所管に属するもの

分掌する事務は、次のとおりとする。

保健福祉課

- (1) 支所の統括に関する事（須磨福祉事務所に限る。）。
- (2) 老人ホームへの入所等の措置に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく措置等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者、障害児の福祉サービス等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 福祉手当等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく措置等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) こどもに関する諸手当に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 保育料等の徴収に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

を除く。）。

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく措置等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者、障害児の福祉サービス等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - (5) 福祉手当等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - (6) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく措置等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - (7) こどもに関する諸手当に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - (8) 保育料等の徴収に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
（福祉事務所生活支援課）
- 第150条 福祉事務所生活支援課は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 生活保護に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - (2) 生活困窮者の自立支援に関する

生活支援課

(1) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

北神保健福祉課

(1) 老人ホームへの入所等の措置に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者及び障害児の福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 福祉手当等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 保育料等の徴収に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

こと（他の所管に属するものを除く。）。

（福祉事務所北神保健福祉課）

第151条 福祉事務所北神保健福祉課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 老人ホームへの入所等の措置に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者及び障害児の福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 福祉手当等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 保育料等の徴収に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(8) 生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) 生活困窮者の自立に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
（福祉事務所支所の分掌事務）

第30条 福祉事務所支所の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 老人ホームへの入所等の措置に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者及び障害児の福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 福祉手当等に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(5) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(6) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(7) 保育料等の徴収に関すること

(9) 生活困窮者の自立に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（福祉事務所支所）

第152条 福祉事務所支所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 老人ホームへの入所等の措置に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に係る障害者及び障害児の福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 福祉手当等に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(5) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく措置等に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(6) こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(7) 保育料等の徴収に関すること（他の所管に属するものを除く）。

(8) 生活保護に関すること（他の所

(他の所管に属するものを除く。)。

(8) 生活保護に関すること (他の所管に属するものを除く。)。

(9) 生活困窮者の自立支援に関すること (他の所管に属するものを除く。)。

第6章 事業所の組織

(事業所)

第31条 市長の事務部局に属する事業所として、別表第1名称の欄に掲げる事業所 (以下単に「事業所」という。) を置く。

2 事業所は、別表第1所属の欄に定める組織に所属し、同表区分の欄に定めるとおり、第1類の事業所 (部に相当するものをいう。)、第2類の事業所 (課に相当するものをいう。)、第3類の事業所 (係に相当するものをいう。) 及び第4類の事業所 (これら以外のものをいう。) に区分する。

3 事業所は、別表第1主たる事務所の欄に定める位置に主たる事務所を置く。

(東京事務所)

第32条 企画調整局東京事務所 (以下「東京事務所」という。) は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国会、各省庁その他関係機関と

管に属するものを除く。)。

(9) 生活困窮者の自立支援に関すること (他の所管に属するものを除く。)。

第6章 事業所の組織

(事業所)

第153条 市長の事務部局に属する事業所として、別表第1名称の欄に掲げる事業所 (以下単に「事業所」という。) を置く。

2 事業所は、別表第1所属の欄に定める組織に所属し、同表区分の欄に定めるとおり、第1類の事業所 (部に相当するものをいう。)、第2類の事業所 (課に相当するものをいう。)、第3類の事業所 (係に相当するものをいう。) 及び第4類の事業所 (これら以外のものをいう。) に区分する。

3 事業所は、別表第1主たる事務所の欄に定める位置に主たる事務所を置く。

(東京事務所)

第154条 企画調整局東京事務所 (以下「東京事務所」という。) は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国会、各省庁その他関係機関と

の連絡及び情報収集に関すること。

(2) 市政、観光等の紹介に関する
こと。

(行政事務センター)

第33条 企画調整局デジタル戦略部行政事務センターは、行政手続の受付及び処理の集約化及び改善に関する事務を分掌する。

(三宮証明サービスコーナー)

第34条 地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー（以下「三宮証明サービスコーナー」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関すること。

(2) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(男女共同参画センター)

第35条 地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。

(2) 神戸市男女共同参画審議会に関すること。

(3) 婦人大学に関すること。

の連絡及び情報収集に関すること。

(2) 市政、観光等の紹介に関する
こと。

(三宮証明サービスコーナー)

第155条 地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー（以下「三宮証明サービスコーナー」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関すること。

(2) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(男女共同参画センター)

第156条 地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。

(2) 神戸市男女共同参画審議会に関すること。

(3) 婦人大学に関すること。

(4) 男女共同参画センター及び婦人会館の管理及び運営に関すること。

(消費生活センター)

第157条 地域協働局消費生活センター（以下「消費生活センター」とい

(4) 男女共同参画センター及び婦人会館の管理及び運営に関すること。

(消費生活センター)

第36条 地域協働局消費生活センター

(以下「消費生活センター」という。)

に相談指導係、消費者教育係及び計量検査係を置く。

2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。

(2) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。

(3) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。

(4) 物価情報の収集及び提供に関すること。

(5) 消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。

(6) 消費生活に関する調査及び研究に関すること。

(7) 計量検査に関すること。

(職員研修所)

第37条 行財政局職員研修所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 職員研修に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人材育成に関すること。

(市税の窓口)

う。)に相談指導係、消費者教育係及び計量検査係を置く。

2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。

(2) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。

(3) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。

(4) 物価情報の収集及び提供に関すること。

(5) 消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。

(6) 消費生活に関する調査及び研究に関すること。

(7) 計量検査に関すること。

(職員研修所)

第158条 行財政局職員研修所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 職員研修に関すること。

(2) 職員提案制度に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人材育成に関すること。

(市税の窓口)

第159条 行財政局税務部市民税課東灘市税の窓口、灘市税の窓口、中央市税の窓口、北市税の窓口、長田市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市

第38条 行財政局税務部市民税第1課
課東灘市税の窓口、中央市税の窓口、
北市税の窓口、行財政局税務部市民
税第2課灘市税の窓口、須磨市税の
窓口、垂水市税の窓口は、次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 市税に関する証明の発行及び閲
覧に関すること。

(2) 市税その他徴収金の収納に関す
ること。

(チャレンジドオフィス)

第39条 行財政局総務課チャレンジド
オフィスは、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 文書集配に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、その
他文書に関すること(他の所管に属
するものを除く。)

(博物館の組織)

第40条 文化スポーツ局博物館(以
下「博物館」という。)の組織は、
次の表のとおりとする。

課又は第 2類の事 業所	係又は第3類の事業所
管理課	
学芸課	
小磯記念	

税の窓口及び西市税の窓口(以下「市
税の窓口」という。)は、次に掲げ
る事務を分掌する。

(1) 市税に関する証明の発行及び閲
覧に関すること。

(2) 市税その他徴収金の収納に関す
ること。

(博物館)

第160条 文化スポーツ局博物館(以下
「博物館」という。)の組織は、次
の表のとおりとする。

課又は第 2類の事 業所	係又は第3類の事業所
管理課	
学芸課	
小磯記念 美術館	神戸ゆかりの美術館

(博物館管理課)

第161条 博物館管理課は、博物館の管
理及び運営に関する事務を分掌す
る。

(博物館学芸課)

第162条 博物館学芸課は、次に掲げる
事務を分掌する。

(1) 特別展、企画展、講演会、講座
その他事業の計画及び実施に関す
ること。

美術館 神戸ゆかりの美術館

(博物館の分掌事務)

第41条 博物館に設置する各課及び事業所の事務分掌は、次のとおりとする。

管理課

博物館の管理及び運営に関すること。

学芸課

(1) 特別展、企画展、講演会、講座
その他事業の計画及び実施に関すること。

(2) 神戸市立博物館資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること。

小磯記念美術館

(1) 博物館小磯記念美術館(以下「小磯記念美術館」という。)及び博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館(以下「神戸ゆかりの美術館」という。)の管理及び運営に関すること(神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。)

(2) 特別展、企画展、講演会、講座
その他事業の計画及び実施に関すること(神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。)

(3) 神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の資料の収集、保

(2) 神戸市立博物館資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること。

(博物館小磯記念美術館)

第163条 博物館小磯記念美術館(以下

「小磯記念美術館」という。)は、次に掲げる事務を分掌する(博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館(以下「神戸ゆかりの美術館」という。)の所管に属するものを除く。)

(1) 博物館小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関すること。

(2) 特別展、企画展、講演会、講座
その他事業の計画及び実施に関すること。

(3) 神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること。

2 神戸ゆかりの美術館は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(2) 特別展、企画展、講演会、講座
その他事業の計画及び実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

管、調査研究及び普及啓発に関する
こと(神戸ゆかりの美術館の所管に
属するものを除く。)

神戸ゆかりの美術館

(1) 神戸ゆかりの美術館の管理及び
運営に関すること(他の所管に属す
るものを除く。)

(2) 特別展、企画展、講演会、講座
その他事業の計画及び実施に関す
ること(他の所管に属するものを除
く。)

(3) 神戸ゆかりの美術館資料の収
集、保管、調査研究及び普及啓発に
関すること(他の所管に属するもの
を除く。)

(中央図書館の組織)

第42条 文化スポーツ局中央図書館
(以下「中央図書館」という。)の
組織は、次の表のとおりとする。

課又は第 2類の事 業所	係又は第3類の事業所
総務課	
利用サー ビス課	

(中央図書館の分掌事務)

第43条 中央図書館に設置する各課の
事務する分掌は、次のとおりとする。

(3) 神戸ゆかりの美術館資料の収
集、保管、調査研究及び普及啓発に
関すること。(他の所管に属するも
のを除く。)

(中央図書館)

第164条 文化スポーツ局中央図書
館(以下「中央図書館」という。)
の組織は、次の表のとおりとする。

課又は第 2類の事 業所	係又は第3類の事業所
総務課	
利用サー ビス課	

(中央図書館総務課)

第165条 中央図書館総務課は、次に掲
げる事務を分掌する。

(1) 東灘図書館、灘図書館、三宮図
書館、兵庫図書館、北図書館、北神
図書館、新長田図書館、須磨図書館、
名谷図書館、垂水図書館及び西図書
館に関すること(他の所管に属する
ものを除く。)

(2) 図書館に係る施策の企画立案及
び調整に関すること。

(3) 図書館情報ネットワークシステ
ムの運用に関すること。

(4) 地域連携の推進に関すること。

中央図書館総務課

(1) 東灘図書館、灘図書館、三宮図書館、兵庫図書館、北図書館、北神図書館、新長田図書館、須磨図書館、名谷図書館、垂水図書館及び西図書館に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 図書館に係る施策の企画立案及び調整に関すること。

(3) 図書館情報ネットワークシステムの運用に関すること。

(4) 地域連携の推進に関すること。

中央図書館利用サービス課

(1) 図書館資料(電子図書等を含む)の収集、提供、管理及び利用促進に関すること。

(2) 自動車図書館に関すること。

(3) 書誌の編集及び管理に関すること。

(4) 郷土及び行政資料等に関すること。

(5) 子どもの読書活動推進に関すること。

(6) 調査相談事務に関すること。

(公民館)

第44条 文化スポーツ局スポーツ企画

(中央図書館利用サービス課)

第166条 中央図書館利用サービス課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 図書館資料(電子図書等を含む)の収集、提供、管理及び利用促進に関すること。

(2) 自動車図書館に関すること。

(3) 書誌の編集及び管理に関すること。

(4) 郷土及び行政資料等に関すること。

(5) 子どもの読書活動推進に関すること。

(6) 調査相談事務に関すること。

(公民館)

第167条 文化スポーツ局住之江公民館

館、葺合公民館、清風公民館、長田公民館、南須磨公民館、東垂水公民館及び玉津南公民館(以下「公民館」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公民館の管理及び運営に関すること。

(2) 教室、講座、講演会、展示会その他事業に関すること。

(和光園)

課住之江公民館、葺合公民館、清風公民館、長田公民館、南須磨公民館、東垂水公民館及び玉津南公民館（以下「公民館」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公民館の管理及び運営に関すること。

(2) 教室、講座、講演会、展示会その他事業に関すること。

（和光園）

第45条 福祉局和光園（以下「和光園」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者を入所させて、これを保護するに必要な業務を行う。

(1) 65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの

(2) 18歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるため独立して日常生活を営むことのできないもの

2 和光園は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 入所者の介護に関すること。

(2) 入所者の生活指導に関すること。

(3) 入所者の診療及び看護に関すること。

第168条 福祉局和光園（以下「和光園」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者を入所させて、これを保護するに必要な業務を行う。

(1) 65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの

(2) 18歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるため独立して日常生活を営むことのできないもの

2 和光園は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 入所者の介護に関すること。

(2) 入所者の生活指導に関すること。

(3) 入所者の診療及び看護に関すること。

(4) 入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。

(5) ケアハウス和光園に関すること。

（障害者更生相談所）

第169条 福祉局障害者更生相談所（以下「障害者更生相談所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の相談、指導及び判定に

(4) 入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。

(5) ケアハウス和光園に関すること。
(障害者更生相談所)

第46条 福祉局障害者更生相談所（以下「障害者更生相談所」という。）
は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。

(4) 関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。
(保健所の組織)

第47条 健康局保健所（以下「保健所」という。）
の組織は、次の表のとおりとする。

部	課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
	保健課	口腔保健支援センター
	医務薬務	

関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。

(4) 関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。
(保健所)

第170条 健康局保健所（以下「保健所」という。）
の組織は、次の表のとおりとする。

部	課又は第2類の事業所	係又は第3類の事業所
	保健課	口腔保健支援センター
	医務薬務課	
	食品衛生課	
	環境衛生課	
	家庭支援課	

課	
食品衛生課	
環境衛生課	
家庭支援課	
東部衛生監視事務所	
西部衛生監視事務所	
健康科学研究所	感染症部 生活科学部
食品衛生検査所	
食肉衛生検査所	
精神保健福祉センター	
東灘保健センター	
灘保健センター	
中央保健センター	

東部衛生監視事務所	
西部衛生監視事務所	
健康科学研究所	感染症部 生活科学部
食品衛生検査所	
食肉衛生検査所	
精神保健福祉センター	
東灘保健センター	
灘保健センター	
中央保健センター	
兵庫保健センター	
北保健センター	
北神保健センター	
長田保健	

	兵庫保健 センター			センター	
	北保健セ ンター			須磨保健 センター	
	北神保健 センター			垂水保健 センター	
	長田保健 センター			西保健セ ンター	
	須磨保健 センター		東 灘	保健福祉 課	
	垂水保健 センター		保 健	福祉 福祉部	
	西保健セ ンター		福 祉	福祉部	
東 灘	保健福祉 課		保 健	福祉部	
保 健			福 祉	福祉部	
福 祉			中 央	保健福祉 課	
社 部			保 健	福祉部	
			福 祉	福祉部	
			社 部	福祉部	
中	保健福祉		兵	保健福祉	

中央保健福祉部	課		庫	課	
兵庫保健福祉部	保健福祉課		北	保健福祉課	
			保健	北神保健福祉課	
北	保健福祉課		長	保健福祉課	
保			田		
健	北神保健福祉課		保		
福			健		
祉			福		
部			祉		
			部		
長	保健福祉課		須	保健福祉課	
田			磨		
保			保	北須磨保健福祉課	
健			健		
福			福		
祉			祉		
部			部		
須	保健福祉課		垂	保健福祉課	
磨			水		

保 健 福 祉 部	北 須 磨 保 健 福 祉 課	
垂 水 保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	
西 保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	

保 健 福 祉 部		
西 保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	

2 東部衛生監視事務所及び西衛生監視事務所（以下「衛生監視事務所」という。）、東灘保健センター、灘保健センター、中央保健センター、兵庫保健センター、北保健センター、長田保健センター、須磨保健センター、垂水保健センター及び西保健センター（以下「保健センター」という。）並びに東灘保健福祉部、灘保健福祉部、中央保健福祉部、兵庫保健福祉部、北保健福祉部、長田保健福祉部、須磨保健福祉部、垂水保健福祉部及び西保健福祉部（以下「保健福祉部」という。）の所管区域は、別表第2のとおりとする。

2 東部衛生監視事務所及び西衛生監視事務所（以下「衛生監視事務所」という。）、東灘保健センター、灘保健センター、中央保健センター、兵庫保健センター、北保健センター、長田保健センター、須磨保健センター、垂水保健センター及び西保健センター（以下「保健センター」という。）並びに東灘保健福祉部、灘保健福祉部、中央保健福祉部、兵庫保健福祉部、北保健福祉部、長田保健福祉部、須磨保健福祉部、垂水保健福祉部及び西保健福祉部（以下「保健福祉部」という。）の所管区域は、別表第2のとおりとする。

（保健所保健課）

第171条 保健所保健課は、次に掲げる事務を分掌する。

福祉部、須磨保健福祉部、垂水保健福祉部及び西保健福祉部（以下「保健福祉部」という。）の所管区域は、別表第2のとおりとする。

（保健所の分掌事務）

第48条 保健所に設置する部、各課及び各事業所の分掌する事務は、次とおりとする。

保健課

(1) 保健事業の企画、推進、調整及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 健康危機管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 歯科口腔保健に関すること。

(5) 精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 結核及び感染症に関すること。

(8) 予防接種及び健康被害に関すること。

(9) 公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。

(10) 高齢者の保健事業と介護予防

(1) 医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。

(2) 難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。

(4) 神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。

(5) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(6) 保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 歯科口腔保健に関すること。

(8) 精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(9) 結核及び感染症に関すること。

(10) 予防接種及び健康被害に関すること。

（保健所医務薬務課）

第172条 保健所医務薬務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 医務に関すること。

(2) 介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。

の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(11) 医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。

(12) 保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(13) 神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。

医務薬務課

(1) 医務に関すること。

(2) 介護老人保健施設及び介護医療院の实地指導に関すること。

(3) 薬務に関すること。

(4) 献血に関すること。

(5) 保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。)。

(6) 食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

食品衛生課

(1) 食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 薬務に関すること。

(4) 献血に関すること。

(5) 保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。)。

(6) 食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
(保健所食品衛生課)

第173条 保健所食品衛生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
(保健所環境衛生課)

第174条 保健所環境衛生課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
(保健所家庭支援課)

第175条 保健所家庭支援課は、区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)を分掌する。

環境衛生課

(1) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

家庭支援課

区役所との事業に係る調整及び支援に関すること（母子保健事業に限る。）。

衛生監視事務所

(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

健康科学研究所

(1) 衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。

(2) 衛生に関する試験及び検査に関すること。

食品衛生検査所

(1) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（保健所衛生監視事務所）

第176条 保健所衛生監視事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（保健所健康科学研究所）

第177条 保健所健康科学研究所（以下「健康科学研究所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。

(2) 衛生に関する試験及び検査に関すること。

（保健所食品衛生検査所）

第178条 保健所食品衛生検査所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 食品の試験及び検査に関すること。

(2) 食品の試験及び検査に関するこ
と。

食肉衛生検査所

(1) 食肉の試験及び検査に関するこ
と。

(2) と畜場、と畜場に併設される食
肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛
生監視及び指導に関すること(他の
所管に属するものを除く。)。

精神保健福祉センター

(1) 精神保健、精神障害者の福祉及
び自殺対策に関すること(他の所管
に属するものを除く。)。

(2) 神戸いのち大切プランに関する
こと。

(3) 神戸市自殺対策推進センターに
関すること。

(4) 保健センター、区役所及び須磨
区役所北須磨支所の事業に係る支
援に関すること(精神保健福祉事業
に限る。)。

保健センター

(1) 人口動態統計並びに保健衛生上
の諸統計及び調査に関すること(他
の所管に属するものを除く)。

(2) 健康危機管理(感染症に係るも
のに限る。)に関すること(他の所
管に属するものを除く。)。

(3) 医務及び薬務に関すること。

(保健所食肉衛生検査所)

第179条 保健所食肉衛生検査所は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) 食肉の試験及び検査に関するこ
と。

(2) と畜場、と畜場に併設される食
肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛
生監視及び指導に関すること(他の
所管に属するものを除く。)。

(保健所精神保健福祉センター)

第180条 保健所精神保健福祉センタ
ーは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 精神保健、精神障害者の福祉及
び自殺対策に関すること(他の所管
に属するものを除く。)。

(2) 神戸いのち大切プランに関する
こと。

(3) 神戸市自殺対策推進センターに
関すること。

(4) 保健センター、区役所及び須磨
区役所北須磨支所の事業に係る支
援に関すること(精神保健福祉事業
に限る。)。

(保健所保健センター)

第181条 保健所保健センターは、次に
掲げる事務を分掌する。

(1) 医務及び薬務に関すること。

(2) 人口動態統計並びに保健衛生上

(4) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

(6) 特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。

(7) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。

(8) 結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること。

(9) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。

(10) 公害（アスベストを含む。）に関すること。

保健福祉部

(1) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

（墓園管理センター）

第49条 健康局斎園管理課墓園管理センターは、墓園施設の管理及び運営に関する事務を分掌する。

（斎場管理センター）

第50条 健康局斎園管理課斎場管理センターは、斎場施設の管理及び運営に関する事務を分掌する。

の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。

(5) 結核、感染症、慢性病等の対策に関すること。

(6) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

(8) 公害（アスベストを含む。）に関すること。

(9) 特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。

(10) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること。
（保健所保健福祉部）

第182条 保健所保健福祉部保健福祉課、北保健福祉部保健福祉課及び須磨保健福祉部保健福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属す

(こども家庭センター)

第51条 こども家庭局こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)に総務係、一時保護係、支援第1係、支援第2係、発達相談係及び判定指導係を置く。

2 こども家庭センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。

(2) 児童の心理学的、医学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。

(3) 児童の一時保護に関すること。

(4) 児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。

(5) 児童虐待の防止等に関すること。

(6) 里親に関すること。

(7) 児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。

(8) 療育手帳に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(若葉学園)

第52条 こども家庭局若葉学園(以下「若葉学園」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 入所又は通所児童の自立支援に関すること。

るものを除く。)

(墓園管理センター)

第183条 健康局斎園管理課墓園管理センターは、墓園施設の管理及び運営に関する事務を分掌する。

(斎場管理センター)

第184条 健康局斎園管理課斎場管理センターは、斎場施設の管理及び運営に関する事務を分掌する。

(こども家庭センター)

第185条 こども家庭局こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)に総務係、一時保護係、支援第1係、支援第2係、発達相談係及び判定指導係を置く。

2 こども家庭センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。

(2) 児童の心理学的、医学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。

(3) 児童の一時保護に関すること。

(4) 児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。

(5) 児童虐待の防止等に関すること。

(6) 里親に関すること。

(7) 児童入所施設措置費等の支払及

(2) 退所した者についての相談その他の援助に関すること。

(総合療育センター)

第53条 こども家庭局総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）にまるやま学園及びあけぼの学園を置く。

2 総合療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。

(2) まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

(3) 神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。
(東部療育センター)

第54条 こども家庭局東部療育センター（以下「東部療育センター」という。）にひまわり学園を置く。

2 東部療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。

(2) ひまわり学園への通園児童の指

び徴収に関すること。

(8) 療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(若葉学園)

第186条 こども家庭局若葉学園（以下「若葉学園」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 入所又は通所児童の自立支援に関すること。

(2) 退所した者についての相談その他の援助に関すること。

(総合療育センター)

第187条 こども家庭局総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）にまるやま学園及びあけぼの学園を置く。

2 総合療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。

(2) まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

(3) 神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。

導及び支援に関すること。

(西部療育センター)

第55条 こども家庭局西部療育センター(以下「西部療育センター」という。)にのぼら学園を置く。

2 西部療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。

(2) のぼら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

(保育所)

第56条 別表第1魚崎保育所の項から王塚台保育所の項までに規定する事業所は、乳幼児の保育に関する事務を分掌する。

(環境局事業所)

第57条 環境局東灘事業所、灘事業所、中央事業所、兵庫事業所、北事業所、長田事業所、須磨事業所、垂水事業所及び西事業所(以下「環境局事業所」という。)の所管区域は、別表第3のとおりとする。

2 環境局事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。

(東部療育センター)

第188条 こども家庭局東部療育センター(以下「東部療育センター」という。)にひまわり学園を置く。

2 東部療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。

(2) ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

(西部療育センター)

第189条 こども家庭局西部療育センター(以下「西部療育センター」という。)にのぼら学園を置く。

2 西部療育センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。

(2) のぼら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

(保育所)

第190条 別表第1魚崎保育所の項から王塚台保育所の項までに規定する事業所は、乳幼児の保育に関する事務を分掌する。

(環境局事業所)

第191条 環境局東灘事業所、灘事業所、中央事業所、兵庫事業所、北事

(2) 家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。

(3) 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。

（自動車管理事務所）

第58条 環境局自動車管理事務所（以下「自動車管理事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。

(2) 自動車の整備及び検査に関すること。

(3) 機材の修理に関すること。

（布施畑環境センター）

第59条 環境局布施畑環境センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。

(2) センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。

(3) 最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

（クリーンセンター）

第58条 環境局に設置する環境局クリーンセンター（環境局施設課妙賀山クリーンセンター、環境局施設課苅藻島クリーンセンター及び環境局施

業所、長田事業所、須磨事業所、垂水事業所及び西事業所（以下「環境局事業所」という。）の所管区域は、別表第3のとおりとする。

2 環境局事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。

(2) 家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。

(3) 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。

（自動車管理事務所）

第192条 環境局自動車管理事務所（以下「自動車管理事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。

(2) 自動車の整備及び検査に関すること。

(3) 機材の修理に関すること。

（布施畑環境センター）

第193条 環境局布施畑環境センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。

設課落合クリーンセンターを除く。
以下「クリーンセンター」という。)の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の焼却及び破碎（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。

(2) 焼却灰の処分に関すること。

(3) クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。

(4) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
(妙賀山クリーンセンター)

第60条 環境局施設課妙賀山クリーンセンターは、一般廃棄物の中継に関する事務を分掌する。

(荻藻島クリーンセンター)

第61条 環境局施設課荻藻島クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物の中継に関すること。

(2) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

(落合クリーンセンター)

第62条 環境局施設課落合クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

(2) センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。

(3) 最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。
(クリーンセンター)

第194条 環境局クリーンセンター（環境局施設課妙賀山クリーンセンター、環境局施設課荻藻島クリーンセンター及び環境局施設課落合クリーンセンターを除く。以下「クリーンセンター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物の焼却及び破碎（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。

(2) 焼却灰の処分に関すること。

(3) クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。

(4) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
(妙賀山クリーンセンター)

第195条 環境局施設課妙賀山クリーンセンターは、一般廃棄物の中継に関する事務を分掌する。

(荻藻島クリーンセンター)

第196条 環境局施設課荻藻島クリーンセンターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 一般廃棄物の中継に関するこ
と。

(2) 一般廃棄物の搬入に係る手数料
の徴収に関すること。

(農業振興センター)

第63条 経済観光局西農業振興センタ
ー（以下「西農業振興センター」と
いう。）は、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 農業振興地域の管理に関するこ
と（他の所管に属するものを除く。
以下、この項において同じ。）。

(2) 人と自然との共生ゾーンに関す
ること。

(3) 都市農村交流の推進に関するこ
と。

(4) 農地の有効活用の推進に関する
こと。

(5) 農業の担い手の育成に関するこ
と。

(6) 土地基盤整備の推進に関するこ
と。

(7) 農業・農業用施設の災害復旧に
係る調査に関すること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟
の適正化に関すること。

(9) 兵庫県農業共済組合が行う農業
共済事業及び収入保険制度に関す
ること。

(1) 一般廃棄物の中継に関するこ
と。

(2) 一般廃棄物の搬入に係る手数料
の徴収に関すること。

(落合クリーンセンター)

第197条 環境局施設課落合クリーン
センターは、次に掲げる事務を分掌
する。

(1) 一般廃棄物の中継に関するこ
と。

(2) 一般廃棄物の搬入に係る手数料
の徴収に関すること。

(農業振興センター)

第198条 経済観光局西農業振興セン
ター（以下「西農業振興センター」
という。）は、次に掲げる事務を分
掌する。

(1) 農業振興地域の管理に関するこ
と（他の所管に属するものを除く。
以下、この項において同じ。）。

(2) 人と自然との共生ゾーンに関す
ること。

(3) 都市農村交流の推進に関するこ
と。

(4) 農地の有効活用の推進に関する
こと。

(5) 農業の担い手の育成に関するこ
と。

(6) 土地基盤整備の推進に関するこ

(10) 米麦及び園芸作物の振興に関すること。

(11) 農業生産環境に関すること。

(12) 観光農業に関すること。

(13) 畜産物の生産及び技術の普及に関すること。

(14) 家畜の衛生及び防疫に関すること。

(15) 畜産物の消費拡大に関すること。

(16) 前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務、農業の振興及び畜産の振興に関すること。

2 経済観光局北農業振興センター
(以下「北農業振興センター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 農業振興地域の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。以下この項において同じ。）。)

(2) 人と自然との共生ゾーンに関すること。

(3) 都市農村交流の推進に関すること。

(4) 農地の有効活用の推進に関すること。

と。

(7) 農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(9) 兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業及び収入保険制度に関すること。

(10) 米麦及び園芸作物の振興に関すること。

(11) 農業生産環境に関すること。

(12) 観光農業に関すること。

(13) 畜産物の生産及び技術の普及に関すること。

(14) 家畜の衛生及び防疫に関すること。

(15) 畜産物の消費拡大に関すること。

(16) 前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務、農業の振興及び畜産の振興に関すること。

2 経済観光局北農業振興センター
(以下「北農業振興センター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(5) 農業の担い手の育成に関するこ
と。

(6) 土地基盤整備の推進に関するこ
と。

(7) 農業・農業用施設の災害復旧に
係る調査に関すること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟
の適正化に関すること。

(9) 兵庫県農業共済組合が行う農業
共済事業（家畜共済事業を除く。）
及び収入保険制度に関すること。

(10) 米麦及び園芸作物の振興に関
すること。

(11) 農業生産環境に関すること。

(12) 観光農業に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、農
政に関する事務及び農業の振興に
関すること。

（中央卸売市場運営本部本場等）

第64条 経済観光局中央卸売市場運営
本部本場（以下「本場」という。）
東部市場及び西部市場（食肉センタ
ーを含む。以下この条において同
じ。）は、卸売市場法（昭和46年法
律第35号）に定める生鮮食料品等の
取引の公正を確保するため、神戸市
中央卸売市場の管理、運営その他必
要な事務を行う。

(1) 農業振興地域の管理に関するこ
と（他の所管に属するものを除く。
以下この項において同じ。）。

(2) 人と自然との共生ゾーンに関す
ること。

(3) 都市農村交流の推進に関するこ
と。

(4) 農地の有効活用の推進に関する
こと。

(5) 農業の担い手の育成に関するこ
と。

(6) 土地基盤整備の推進に関するこ
と。

(7) 農業・農業用施設の災害復旧に
係る調査に関すること。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟
の適正化に関すること。

(9) 兵庫県農業共済組合が行う農業
共済事業（家畜共済事業を除く。）
及び収入保険制度に関すること。

(10) 米麦及び園芸作物の振興に関
すること。

(11) 農業生産環境に関すること。

(12) 観光農業に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、農
政に関する事務及び農業の振興に
関すること。

（中央卸売市場運営本部本場等）

2 本場に管理係及び業務係を置く。

3 本場、東部市場及び西部市場（以下この項において「市場」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市場の運営、調査及び統計に関すること。

(2) 施設整備の計画及び実施に関すること。

(3) 業務の許可及び市場施設の指定等に関すること。

(4) 各種の使用料等の徴収に関すること。

(5) 市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。

(6) 市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関すること。

(7) 市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関すること。

(8) 買出人の指導に関すること。

（王子動物園）

第65条 建設局王子動物園（以下「王子動物園」という。）は、動物の飼育及び展示をし、併せて動物に関する資料等の収集及び展示をして市民の利用に供し、その教養、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う。

2 王子動物園は、次に掲げる事務を分掌する。

第199条 経済観光局中央卸売市場運営本部本場（以下「本場」という。）、東部市場及び西部市場（食肉センターを含む。以下この条において同じ。）は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に定める生鮮食料品等の取引の公正を確保するため、神戸市中央卸売市場の管理、運営その他必要な事務を行う。

2 本場に管理係及び業務係を置く。

3 本場、東部市場及び西部市場（以下この項において「市場」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市場の運営、調査及び統計に関すること。

(2) 施設整備の計画及び実施に関すること。

(3) 業務の許可及び市場施設の指定等に関すること。

(4) 各種の使用料等の徴収に関すること。

(5) 市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。

(6) 市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関すること。

(7) 市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関すること。

(8) 買出人の指導に関すること。

（王子動物園）

(1) 王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営(他の所管に属するものを除く。) に関すること。

(2) 動物の飼育及び繁殖に関すること。

(3) 動物病院の管理運営に関すること。

(4) 動物の調査、研究及び教育に関すること。

(建設事務所)

第66条 建設局東部建設事務所、中部建設事務所、北建設事務所、西部建設事務所、垂水建設事務所及び西建設事務所(以下「建設事務所」という。)の所管区域は、別表第4のとおりとする。

2 建設事務所に管理係、安全推進係及び公園緑地係を置く。

3 建設事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市民からの要望に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア(美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。)及び市民公園の助成に関すること。

(3) 私道の整備の助成に関するこ

第200条 建設局王子動物園(以下「王子動物園」という。)は、動物の飼育及び展示をし、併せて動物に関する資料等の収集及び展示をして市民の利用に供し、その教養、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う。

2 王子動物園は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(2) 動物の飼育及び繁殖に関すること。

(3) 動物の展示に関すること。

(4) 動物病院の管理運営に関すること。

(5) 動物の調査、研究及び園内教育に関すること。

(建設事務所)

第201条 建設局東部建設事務所、中部建設事務所、北建設事務所、西部建設事務所、垂水建設事務所及び西建設事務所(以下「建設事務所」という。)の所管区域は、別表第4のとおりとする。

2 建設事務所に管理係、安全推進係及び公園緑地係を置く。

- と。
- (4) 都市公園の使用及び占用の許可
(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
 - (5) 巡視及び不法占用対策に関すること。
 - (6) 自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関すること。
 - (7) 道路照明灯及び街路灯に関すること。
 - (8) 宅地造成工事及び既成宅地の保全に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
 - (9) 道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関すること。
 - (10) 道路の美化等に関すること。
 - (11) 道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。
 - (12) 道路、街路及び河川の工事に関すること。
 - (13) 治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関すること。
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。
 - (15) 公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関すること。
 - (16) 公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関すること。

- 3 建設事務所は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 市民からの要望に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
 - (2) 道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア(美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。)及び市民公園の助成に関すること。
 - (3) 私道の整備の助成に関すること。
 - (4) 都市公園の使用及び占用の許可
(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
 - (5) 巡視及び不法占用対策に関すること。
 - (6) 自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関すること。
 - (7) 道路照明灯及び街路灯に関すること。
 - (8) 宅地造成工事及び既成宅地の保全に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
 - (9) 道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関すること。
 - (10) 道路の美化等に関すること。
 - (11) 道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。

(17) まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。

(水環境センターの組織)

第67条 建設局東水環境センター、中央水環境センター及び西水環境センター（以下「水環境センター」という。）に次の表に定める組織を置く。

東水環境センター	管理課	サービス係	保全係
	施設課	施設係	水環境係
中央水環境センター	管理課	サービス係	保全係 北下水道係
	施設課	施設係	水環境係
西水環境センター	管理課	サービス係	保全係
	施設課	施設係	水環境係 西神施設係

2 水環境センターの所管する下水処理場（スラッジセンターを含む。以下同じ。）、ポンプ場、農業集落排水処理施設及び区域は、別表第5のとおりとする。

3 水環境センター管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水道事業に関する相談、調査

(12) 道路、街路及び河川の工事に関すること。

(13) 治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。

(15) 公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関すること。

(16) 公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関すること。

(17) まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。

(水環境センター)

第202条 建設局東水環境センター、中央水環境センター及び西水環境センター（以下「水環境センター」という。）に次の表に定める組織を置く。

東水環境センター	管理課	サービス係	保全係
	施設課	施設係	水環境係
中央水環境センター	管理課	サービス係	保全係 北下水道係
	施設課	施設係	水環境係
西水環境センター	管理課	サービス係	保全係
	施設課	施設係	水環境係

及び指導に関すること。

(2) 下水道事業に係る施設の工事及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 下水道事業に係る財産の維持及び管理に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

4 水環境センター施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関すること。

(2) し尿の処理に関すること(中央水環境センター施設課に限る。)(職員技術研修所)

第68条 建設局職員技術研修所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 職員の技術研修に関すること。
(2) 人材育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(森林整備事務所)

第69条 建設局公園部森林整備事務所(以下「森林整備事務所」という。)

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 森林の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)

ター	施設	施設係	水環境係
	課	西神施設係	

2 水環境センターの所管する下水処理場(スラッジセンターを含む。以下同じ。)及びポンプ場並びに区域は、別表第5のとおりとする。

3 水環境センター管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 下水道の利用に関する相談、調査及び指導に関すること。

(2) 公共下水道の工事及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 下水道事業に係る財産の維持及び管理に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

4 水環境センター施設課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関すること。

(2) し尿の処理に関すること(中央水環境センター施設課に限る。)(森林整備事務所)

第203条 建設局公園部森林整備事務所(以下「森林整備事務所」という。)

は、次に掲げる事務を分掌する。

(2) 六甲山系等におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。

(3) 市有林の管理に関すること。

(4) 山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。

(5) 再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

(西神整備事務所)

第70条 都市局西神整備事務所(以下「西神整備事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る内陸部の工事の監督に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地(他の所管に属するものは除く。)の管理に関すること。

(神戸港管理事務所)

第71条 港湾局神戸港管理事務所(以下「神戸港管理事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港湾施設及び普通財産の管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 船舶給水(運搬給水を除く。)

(1) 森林の保護及び育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 六甲山系におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。

(3) 市有林の管理に関すること。

(4) 山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。

(5) 再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(6) 神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

(西神整備事務所)

第204条 都市局西神整備事務所(以下「西神整備事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る内陸部の工事の監督に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地(他の所管に属するものは除く。)の管理に関すること。

(神戸港管理事務所)

第205条 港湾局神戸港管理事務所(以下「神戸港管理事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 港湾施設及び普通財産の管理に

に関すること。

(明舞サービスコーナー)

第72条 垂水区役所総務部市民課明舞サービスコーナー(以下「明舞サービスコーナー」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び個人の印鑑の登録に関すること。
- (2) 税に関する証明書(租税特別措置法施行令に基づく証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。
- (3) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること。
- (4) 住民の異動に伴う国民健康保険及び国民年金に関する届出の受付に関すること。
- (5) 就学に関すること。

(第4類の事業所の分掌事務)

第73条 第4類の事業所(三宮証明サービスコーナー及び明舞サービスコーナーを除く。)の分掌事務は、所管部局の長が定める。

第7章 職及び職務等

(危機管理監、広報官、局長等)

第74条 [略]

5 市長室広報戦略部にホームページ

に関すること(他の所管に属するものを除く。)

- (2) 船舶給水(運搬給水を除く。)に関すること。
- (明舞サービスコーナー)

第206条 垂水区役所総務部市民課明舞サービスコーナー(以下「明舞サービスコーナー」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び個人の印鑑の登録に関すること。
- (2) 税に関する証明書(租税特別措置法施行令に基づく証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。
- (3) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること。
- (4) 住民の異動に伴う国民健康保険及び国民年金に関する届出の受付に関すること。
- (5) 就学に関すること。

(第4類の事業所の分掌事務)

第207条 第4類の事業所(三宮証明サービスコーナー及び明舞サービスコーナーを除く。)の分掌事務は、所管部局の長が定める。

第7章 職及び職務等

(危機管理監、広報官、局長等)

第208条 [略]

5 市長室広報戦略部に広聴専門官及

監理官及びカスタマーDXマネージャーを置く。

6 市長室広報戦略部に相談員を置く。

7～9 [略]

10 [略]

11 行財政局総務課に文書改革専門官を置く。

12～15 [略]

16 経済観光局新産業創造課にイノベーション専門官を置く。

17 [略]

18 建設局防災課に森林官を置く。

19 [略]

20 福祉事務所に所長及び部長を、北福祉事務所に所長（北神担当）及び部長を置く。

21～23 [略]

第75条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1) [略]

びホームページ監理官を置く。

6～8 [略]

9 企画調整局医療産業都市部調査課に医療イノベーション専門官を置く。

10 [略]

11 行財政局業務改革課に文書改革専門官を置く。

12 行財政局厚生課に主任相談員及び相談員を置く。

13～16 [略]

17 経済観光局新産業創造課に総括イノベーション専門官及びイノベーション専門官を置く。

18 [略]

19 [略]

20 福祉事務所及び支所に所長を、北福祉事務所に部長（北神担当）を置く。

21～23 [略]

第209条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1) [略]

(2) 部並びに部に相当する室及び本部（以下「部等」という。） 部長、課長、係長、調査役又は専門役

(3) 課並びに課に相当する室及びセンター（以下「課等」という。）
課長、係長、調査役、専門役又は守衛長

(4)～(21) [略]

2 前項第9号から第21号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、第1類の事業所に副所長、部長、課長、係長、調査役又は専門役を、第2類の事業所に副所長、課長、係長、調査役又は専門役を、第3類の事業所に副所長、係長、調査役又は専門役を置くことができる。

（福祉事務所の職）

第76条 福祉事務所の所長は、区長をもって充てる。

2 福祉事務所の部長は、区役所（北神区役所を除く。次項において同じ。）保健福祉部長をもって充てる。

3 福祉事務所保健福祉課、生活支援課の課長及び課の職員は、それぞれ区役所保健福祉部保健福祉課、生活支援課の課長及び課の職員を、福祉

(2) 部並びに部に相当する室及び本部（以下「部等」という。） 部長、課長又は係長

(3) 課並びに課に相当する室及びセンター（以下「課等」という。）
課長、係長又は守衛長

(4)～(21) [略]

2 前項第9号から第21号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、第1類の事業所に副所長、部長、課長又は係長を、第2類の事業所に副所長、課長又は係長を、第3類の事業所に副所長又は係長を置くことができる。

（福祉事務所の職）

第210条 福祉事務所の所長は、区役所（北神区役所を除く。次項において同じ。）保健福祉部長をもって充てる。

2 福祉事務所保健福祉課、生活支援課の課長及び課の職員は、それぞれ区役所保健福祉部保健福祉課、生活支援課の課長及び課の職員を、生活

事務所生活支援課保護係及びくらし支援係の係長は、区役所保健福祉部生活支援課保護係及びくらし支援係の係長をもって充てる。

4 [略]

5 福祉事務所支所保護係及びくらし支援係の係長並びに支所の職員は、区役所支所生活支援課保護係及びくらし支援係の係長並びに区役所支所保健福祉課及び生活支援課の職員をもって充てる。

6 北福祉事務所長（北神担当）は、北神担当区長を、北福祉事務所部長（北神担当）は、北神区役所部長（総務・保健福祉担当）をもって充てる。

7 [略]

8 西福祉事務所保健福祉課の係長及び課の職員は、前各項に掲げるもののほか、玉津支所の課長、係長及び課の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）をもって充てる。

第77条、第78条 [略]

（職務）

第79条 [略]

2～4 [略]

支援課保護係及びくらし支援係の係長は、生活支援課保護係及びくらし支援係の係長をもって充てる。

3 [略]

4 福祉事務所支所長は、須磨区役所北須磨支所保健福祉課長をもって充てる。

5 福祉事務所支所保護係及びくらし支援係の係長並びに支所の職員は、区役所支所保健福祉課保護係及びくらし支援係の係長並びに区役所支所保健福祉課の職員をもって充てる。

6 北福祉事務所部長（北神担当）は、北神区役所部長（総務・保健福祉担当）をもって充てる。

7 [略]

8 西福祉事務所保健福祉課の係長及び課の職員は、前各項に掲げるもののほか、玉津支所の係長及び課の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）をもって充てる。

第211条、第212条 [略]

（職務）

第213条 [略]

2～4 [略]

5 調査役及び専門役は、上司の命を受け、所掌事務を主任する。

6～9 [略]

10 [略]

11 カスタマーDXマネージャーは、上司の命を受け、広聴業務のデジタル化の推進及び総合調整を行う。

12 相談員は、上司の命を受け、市民からの相談業務を行う。

13 [略]

14、15 [略]

16、17 [略]

5～8 [略]

9 広聴専門官は、上司の命を受け、市民の提案、苦情、要望等への対応に係る企画立案及び市民サービスの向上の推進を行う。

10 [略]

11 [略]

12 連携推進専門官は、上司の命を受け、政策課題の情報収集及び解決に向けた庁内外の連携並びに施策の推進を行う。

13、14 [略]

15 総括イノベーション専門官は、上司の命を受け、新産業育成推進業務の総括を行う。

16 イノベーション専門官は、上司の命を受け、新産業の育成の推進を行う。

17 医療イノベーション専門官は、上司の命を受け、神戸未来医療構想の推進を行う。

18、19 [略]

18～21 [略]

22 イノベーション専門官は、上司の命を受け、新産業の育成の推進を行う。

23 [略]

24 森林官は、上司の命を受け、市内の森林の包括的な管理を推進する。

25、26 [略]

第80条～第87条 [略]

別表第1（第31条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	[略]	[略]	[略]	[略]
行政 事務 センター	企画調整 局デジタル 戦略部	第3 種類	神戸市中央 区伊藤町11 番地	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
職員 研修	[略]	[略]	[略]	[略]

20 主任相談員及び相談員は、上司の命を受け、職員からの相談業務を行う。

21～24 [略]

25 [略]

26、27 [略]

第214条～第221条 [略]

別表第1（第153条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
職員 研修	[略]	[略]	[略]	[略]

所]		
チャレンジドオフィス	行財政局 総務課	第3類	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	所長
文書館	行財政局 総務課	第4類	神戸市中央区熊内町1丁目8番21号	
東灘市の窓口	行財政局 税務部 市民税第1課	第4類	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	係長
灘市の税の窓口	行財政局 税務部 市民税第2課	第4類	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	係長
中央市の税の窓口	行財政局 税務部 市民税第1課	第4類	神戸市中央区東町115番地	係長
北市の税の窓口	行財政局 税務部 市民税第1課	第4類	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	係長

所]		
相楽園会館	行財政局 業務改革課	第4類	神戸市中央区中山手通5丁目3番1号	
文書館	行財政局 業務改革課	第4類	神戸市中央区熊内町1丁目8番21号	
東灘市の窓口	行財政局 税務部 市民税課	第4類	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	係長
灘市の税の窓口	行財政局 税務部 市民税課	第4類	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	係長
中央市の税の窓口	行財政局 税務部 市民税課	第4類	神戸市中央区東町115番地	係長
北市の税の窓口	行財政局 税務部 市民税課	第4類	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	係長
長田市の税	行財政局 税務部	第4類	神戸市長田区北町3丁目	係長

須磨市税の窓口	行財政局 税務部 市 民税第2課	第4類	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号	係長
垂水市税の窓口	行財政局 税務部 市 民税第2課	第4類	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	係長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
住之江公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	神戸市東灘区住吉宮町2丁目2番3号	[略]
葺合公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	神戸市中央区真砂通2丁目1番1号	[略]

の窓口	民税課	類	目4番地の3	
須磨市税の窓口	行財政局 税務部 市 民税課	第4類	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号	係長
垂水市税の窓口	行財政局 税務部 市 民税課	第4類	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	係長
西市税の窓口	行財政局 税務部 市 民税課	第4類	神戸市西区糺台5丁目4番地の1	係長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
住之江公民館	文化スポーツ局	第2類	神戸市東灘区住吉宮町2丁目1番3号及び2番3号	[略]
葺合公民館	文化スポーツ局	第2類	神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番5号	[略]

清風公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	神戸市中央区 楠町8丁目 10番3号	[略]	清風公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第2類	神戸市中央区 楠町8丁目 10番3号 及び同区中 山手通8丁 目1番3号	[略]
長田公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	神戸市長田区 四番町4丁目 51番地	[略]	長田公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第2類	神戸市長田区 四番町4丁目 51番地 及び54番地	[略]
南須磨公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	[略]	[略]	南須磨公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第2類	[略]	[略]
東垂水公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	[略]	[略]	東垂水公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第2類	[略]	[略]
玉津南公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第3類	神戸市西区 玉津町上池 314番地	[略]	玉津南公民館	文化スポーツ局 スポーツ企画課	第2類	神戸市西区 玉津町上池 字五鬼田 314番地	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭センター	[略]	[略]	神戸市兵庫区 上庄通1丁目 1番27	[略]	こども家庭センター	[略]	[略]	神戸市中央区 東川崎町 1丁目3番	[略]

ン	タ		号	
[略]	[略]	[[略]	[略]
		略		
]		
魚崎	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	2		
所		類		
東灘	こども家	第	[略]	[略]
本庄	庭局	2		
保		類		
育				
所				
御影	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	2		
所		類		
本山	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	2		
所		類		
渦森	こども家	第	[略]	[略]
台保	庭局	2		
育		類		
所				
中野	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	2		
所		類		
瀬戸	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	2		
所		類		
田中	こども家	第	[略]	[略]

ン	タ		1号	
[略]	[略]	[[略]	[略]
		略		
]		
魚崎	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	3		
所	振興課	類		
東灘	こども家	第	[略]	[略]
本庄	庭局	3		
保	振興課	類		
育				
所				
御影	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	3		
所	振興課	類		
本山	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	3		
所	振興課	類		
渦森	こども家	第	[略]	[略]
台保	庭局	3		
育	振興課	類		
所				
中野	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	3		
所	振興課	類		
瀬戸	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	3		
所	振興課	類		
田中	こども家	第	[略]	[略]

保 育 庭 局	2				保 育 庭 局 幼 保	3			
所	類				所	振 興 課	類		
浜 御 こども家	第	[略]	[略]		浜 御 こども家	第	[略]	[略]	
影 保 庭 局	2				影 保 庭 局 幼 保	3			
育 所	類				育 所 振 興 課	類			
住 吉 こども家	第	[略]	[略]		住 吉 こども家	第	[略]	[略]	
公 園 庭 局	2				公 園 庭 局 幼 保	3			
保 育	類				保 育 振 興 課	類			
所					所				
灘 保 こども家	第	[略]	[略]		灘 保 こども家	第	[略]	[略]	
育 所 庭 局	2				育 所 庭 局 幼 保	3			
	類				振 興 課	類			
西 灘 こども家	第	[略]	[略]		西 灘 こども家	第	[略]	[略]	
保 育 庭 局	2				保 育 庭 局 幼 保	3			
所	類				所 振 興 課	類			
石 屋 こども家	第	[略]	[略]		石 屋 こども家	第	[略]	[略]	
川 保 庭 局	2				川 保 庭 局 幼 保	3			
育 所	類				育 所 振 興 課	類			
倉 石 こども家	第	[略]	[略]		倉 石 こども家	第	[略]	[略]	
保 育 庭 局	2				保 育 庭 局 幼 保	3			
所	類				所 振 興 課	類			
や は こども家	第	[略]	[略]		や は こども家	第	[略]	[略]	
た 桜 庭 局	2				た 桜 庭 局 幼 保	3			
保 育	類				保 育 振 興 課	類			
所					所				
や は こども家	第	神戸市灘区	所長						
た 桜 庭 局	3	鶴甲1丁目							

保 育 所 鶴 甲 分 室		類	3 番 13 号	
葺 合 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
生 田 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
た ち ば な 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
み な と 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
宮 本 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
神 若 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
古 湊 保 育 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
運 南 保 育	こども家 庭局	第 2	[略]	[略]

葺 合 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
生 田 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
た ち ば な 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
み な と 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
宮 本 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
神 若 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
古 湊 保 育 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
運 南 保 育	こども家 庭局 幼保	第 3	[略]	[略]

所		類		
松原 保育園 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
羽坂 保育園 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
平野 保育園 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
小河 保育園 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
から と保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
君影 保育園 所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
鈴蘭 台西 町保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
ひよ どり 台保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]
鈴蘭	こども家	第	[略]	[略]

所	振興課	類		
松原 保育園 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
羽坂 保育園 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
平野 保育園 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
小河 保育園 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
から と保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
君影 保育園 所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
鈴蘭 台西 町保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
ひよ どり 台保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
鈴蘭	こども家	第	[略]	[略]

台南町保育所	庭局	2類		
長田保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
菅原保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
本庄保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
駒栄保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
房王寺保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
明泉寺保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
長田東保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
浪松保育所	こども家庭局	第2類	[略]	[略]
しり	こども家庭局	第2類	[略]	[略]

台南町保育所	庭局幼保 振興課	3類		
長田保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
菅原保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
本庄保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
駒栄保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
房王寺保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
明泉寺保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
長田東保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
浪松保育所	こども家庭局幼保 振興課	第3類	[略]	[略]
しり	こども家庭局	第2類	[略]	[略]

いけ	庭局	2		
保		類		
所				
ふた	こども家	第	[略]	[略]
ば	庭局	2		
育		類		
所				
須磨	こども家	第	[略]	[略]
保	庭局	2		
所		類		
たか	こども家	第	[略]	[略]
と	庭局	2		
り		類		
保				
育				
所				
高倉	こども家	第	[略]	[略]
台	庭局	2		
保		類		
育				
所				
菅の	こども家	第	[略]	[略]
台	庭局	2		
保		類		
育				
所				
が	こども家	第	[略]	[略]
台	庭局	2		
保		類		
育				
所				
奥ノ	こども家	第	[略]	[略]
池	庭局	2		
保		類		
育				
所				
星陵	こども家	第	[略]	[略]
台	庭局	2		
保		類		
育				
所				

いけ	庭局	幼保	3		
保		振興課	類		
所					
ふた	こども家	第	[略]	[略]	
ば	庭局	幼保	3		
育		振興課	類		
所					
須磨	こども家	第	[略]	[略]	
保	庭局	幼保	3		
所		振興課	類		
たか	こども家	第	[略]	[略]	
と	庭局	幼保	3		
り		振興課	類		
保					
育					
所					
高倉	こども家	第	[略]	[略]	
台	庭局	幼保	3		
保		振興課	類		
育					
所					
菅の	こども家	第	[略]	[略]	
台	庭局	幼保	3		
保		振興課	類		
育					
所					
竜が	こども家	第	[略]	[略]	
台	庭局	幼保	3		
保		振興課	類		
育					
所					
奥ノ	こども家	第	[略]	[略]	
池	庭局	幼保	3		
保		振興課	類		
育					
所					
星陵	こども家	第	[略]	[略]	
台	庭局	幼保	3		
保		振興課	類		
育					
所					

本多 聞保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	本多 聞保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
川原 保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	川原 保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
東高 丸保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	東高 丸保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
向陽 保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	向陽 保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
玉津 保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	玉津 保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
押部 谷保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	押部 谷保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
王塚 台保 育所	こども家 庭局	第 2 類	[略]	[略]	王塚 台保 育所	こども家 庭局 幼保 振興課	第 3 類	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西水 環 境 セ ン タ ー	[略]	[略]	[略]	[略]	西水 環 境 セ ン タ ー	[略]	[略]	[略]	[略]

職 員	建設局	第	神戸市中央	所長
技 術		2	区磯辺通 3	
研 修		類	丁目 1 番 7	
所			号	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第 2 (第31条関係)

[略]

別表第 3 (第57条関係)

[略]

別表第 4 (第66条関係)

[略]

別表第 5 (第67条関係)

水 環 境 セ ン タ ー	所管する下水処理場、 ポンプ場及び農業排水	所管区 域及び
	処理施設	処理区 域
[略]	[略]	[略]
中 央 水 環 境	西部処理場 明泉寺ポ ンプ場 丸山ポンプ場 南駒栄ポンプ場 外 浜ポンプ場 宇治川ポ ンプ場 湊川ポンプ場	兵庫区 北区 長田区 須磨区 神戸市

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第 2 (第170条関係)

[略]

別表第 3 (第191条関係)

[略]

別表第 4 (第201条関係)

[略]

別表第 5 (第202条関係)

水 環 境 セ ン タ ー	所管する下水処理場及 びポンプ場	所管区 域
	[略]	[略]
中 央 水 環 境	西部処理場 明泉寺ポ ンプ場 丸山ポンプ場 南駒栄ポンプ場 外 浜ポンプ場 宇治川ポ ンプ場 湊川ポンプ場	兵庫区 北区 長田区 須磨区

セ ン タ ー	和田岬ポンプ場 浜	農業集	セ ン タ ー	和田岬ポンプ場 浜	
	中ポンプ場 島上ポン	落排水		中ポンプ場 島上ポン	
	プ場 鈴蘭台処理場	処理施		プ場 鈴蘭台処理場	
	神戸市農業集落排水処	設 条 例			
	理施設条例に定める排	に 定 め			
	水処理施設	る 処 理			
		区 域			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第6（第77条関係）

[略]

別表第7（第77条関係）

[略]

別表第8（第77条関係）

[略]

別表第9（第77条関係）

[略]

別表第6（第211条関係）	[略]
別表第7（第211条関係）	[略]
別表第8（第211条関係）	[略]
別表第9（第211条関係）	[略]

（職員職名規則の一部改正）

第2条 神戸市職員職名規則（昭和24年9月規則第222号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 危機管理監 広報官 局長 副局長 部長 本部長 業務改革専門官 国際経済統括官 室長 課長 国際 渉外秘書官 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 <u>カスタマーD Xマネージャー</u> 防災専門官 上席 デジタル化専門官 企業連携調整官 企業連携コーディネーター 再犯 防止コーディネーター 特別指導監 査専門官 児童福祉法務専門官 <u>森 林官</u> 係長 <u>調査役</u> <u>専門役</u> デジ タル化専門官 イノベーション専門 官 文書改革専門官 オープンイノ ベーション専門官 区長 北神担当 区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室長 事 務長 園長 副園長 場長 センタ ー長 作業長 守衛長 総括班長 副部長 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 危機管理監 広報官 局長 副局長 部長 本部長 業務改革専門官 国際経済統括官 室長 課長 国際 渉外秘書官 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 <u>広聴専門官</u> 防災専門官 上席デジタル化専門官 企業連携調整官 企業連携コーデ ィネーター <u>総括イノベーション専 門官</u> <u>主任相談員</u> 再犯防止コーデ ィネーター 特別指導監査専門官 児童福祉法務専門官 係長 デジタ ル化専門官 イノベーション専門官 <u>医療イノベーション専門官</u> 文書 改革専門官 <u>相談員</u> オープンイノ ベーション専門官 区長 北神担当 区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室長 事 務長 園長 副園長 場長 センタ ー長 作業長 守衛長 総括班長 副部長 </div>

（行政調査規則の一部改正）

第3条 行政調査規則(昭和35年4月規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）に規定する会計室</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第130条</u>に規定する会計室</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

(消防本部組織規則の一部改正)

第4条 神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局長等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(局長等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

6 第1項から第3項まで及び第5項に掲げるもののほか、局長は、必要があると認めるときは、局に局長、部に部長、課、機動隊及び防災センターに課長、係長、調査役又は専門役を置くことができる。

7 前項の規定により置かれた局長、部長、課長、係長、調査役及び専門役の所掌事務は、第1項の規定により置かれた局長が定める。

(消防吏員の階級等)

第17条 消防長の階級は消防司監、前条第6項の規定により置かれた局長及び前条第2項の規定により置かれた部長の階級は消防正監、前条第6項の規定により置かれた部長、センター長及び隊長の階級は消防正監又は消防監、課長及び副隊長の階級は消防司令長、係長、調査役及び専門役の階級は消防司令とする。

2 [略]

3 消防長以外の職は、消防吏員の退職又は死亡の際における昇任の特例に関する規則（昭和29年6月15日人委規則第3号）により昇任した者を充てる場合については前2項の規定を適用しない。

4 [略]

6 第1項から第3項まで及び第5項に掲げるもののほか、局長は、必要があると認めるときは、局に局長、部に部長、課、機動隊及び防災センターに課長及び係長を置くことができる。

7 前項の規定により置かれた局長、部長、課長及び係長の所掌事務は、第1項の規定により置かれた局長が定める。

(消防吏員の階級等)

第17条 消防長の階級は消防司監、前条第6項の規定により置かれた局長及び前条第2項の規定により置かれた部長の階級は消防正監、前条第6項の規定により置かれた部長、センター長及び隊長の階級は消防正監又は消防監、課長及び副隊長の階級は消防司令長、係長の階級は消防司令とする。

2 [略]

3 [略]

<p>(職務)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>調査役及び専門役は、上司の命を受け、所掌事務を主任する。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	---

(会計規則の一部改正)

第5条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出納員その他の会計職員)</p> <p>第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、北</p>	<p>(出納員その他の会計職員)</p> <p>第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、北</p>

須磨支所特別出納員及び会計室、区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課又は須磨区役所北須磨支所（以下「北須磨支所」という。）市民課に属する職員（第83条において「出納員等」という。）を置く。

2 [略]

3 審査出納員は、別表第1各号の表審査出納員の欄に掲げる者をもつて充て、会計管理者の命を受けて電子情報処理組織（所属長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年7月条例第45号）第4条第1項に規定する旅行命令（教育委員会事務局総務部教職員給与課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。）、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還金利子及び割引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

4～6 [略]

須磨支所特別出納員及び会計室、区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課又は須磨区役所北須磨支所（以下「北須磨支所」という。）に属する職員（第83条において「出納員等」という。）を置く。

2 [略]

3 審査出納員は、別表第1各号の表審査出納員の欄に掲げる者をもつて充て、会計管理者の命を受けて電子情報処理組織（所属長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年7月条例第45号）第4条第1項に規定する旅行命令（教育委員会事務局総務部教職員課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。）、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還金利子及び割引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

4～6 [略]

7 北須磨支所特別出納員は、北須磨支所市民課長をもつて充て、区会計管理者の命を受けて当該支所における出納事務をつかさどる。

8 会計室、区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課又は北須磨支所市民課に所属する職員は、会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員若しくは北須磨支所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

9、10 [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]	[略]	[略]
事務局教職員研修所				
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局	園長、教育委員会事務局	[略]	教育委員会事務局

7 北須磨支所特別出納員は、北須磨支所の総務担当課の課長をもつて充て、区会計管理者の命を受けて当該支所における出納事務をつかさどる。

8 会計室、区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課又は北須磨支所に所属する職員は、会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員若しくは北須磨支所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

9、10 [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]	[略]	[略]
事務局総合教育センタ				
二				
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局	園長、教育委員会事務局	[略]	教育委員会事務局

学 校 務 局
支 援 学 校
部 学 支 援
校 経 部 学
営 支 校 経
援 課 営 支
の 課 援 課
長 (課 の 課
の 事 長 (課
務 を の 事
主 管 務 を
す る 主 管
課 長 す る
若 し 課 長
く は 若 し
幼 稚 く は
園 の 幼 稚
運 営 園 の
運 営 園 の
費 に 運 営
係 る 費 に
事 務 係 る
を 掌 事 務
理 す を 掌
る 者 理 す
に 限 る 者
る。)、 に 限
学 校 る。)、

総 務
部 教
職 員
給 与
課 長
(同
課 が
支 出
事 務
を 行
う 幼
稚 園
に 限
る。)

学 校 務 局
支 援 学 校
部 学 支 援
校 経 部 学
営 支 校 経
援 課 営 支
の 課 援 課
長 (課 の 課
の 事 長 (課
務 を の 事
主 管 務 を
す る 主 管
課 長 す る
若 し 課 長
く は 若 し
幼 稚 く は
園 の 幼 稚
運 営 園 の
費 に 運 営
係 る 費 に
事 務 係 る
を 掌 事 務
理 す を 掌
る 者 理 す
に 限 る 者
る。)、 に 限
学 校 る。)、
教 育 学 校

総 務
部 教
職 員
課 長
(同
課 が
支 出
事 務
を 行
う 幼
稚 園
に 限
る。)

教育部 校教 育課 長、教 科指 導課 長若 し く は 児 童 生 徒 課 長 又 は 教 職 員 研 修 所 副 所 長 は 教 職 員 研 修 所 副 所 長	学 教 育 学 校 教 育 課 長、教 科指 導課 長、 児 童 生 徒 課 長 又 は 特 別 支 援 教 育 課 長 又 は 教 職 員 研 修 所 副 所 長	[略]	[略]	教育部 校教 育課 長、教 科指 導課 長若 し く は 児 童 生 徒 課 長 又 は 教 職 員 研 修 所 副 所 長 は 教 職 員 研 修 所 副 所 長	学 教 育 学 校 教 育 課 長、教 科指 導課 長、 児 童 生 徒 課 長 又 は 特 別 支 援 教 育 課 長 又 は 教 職 員 研 修 所 副 所 長	[略]	[略]	[略]	
神戸市立の 小学校、中学 校及び特別 支援学校	[略]	[略]	[略]	神戸市立の 小学校、中学 校及び特別 支援学校	[略]	[略]	[略]	[略]	
				教 育 委 員 会 事 務 局 総 務					教 育 委 員 会 事 務 局 総 務

				部 教 職 員 給 与 課 長 (同 課 が 支 出 事 を 行 学 校 に 限 る。)					部 教 職 員 課 長 (同 課 が 支 出 事 を 行 学 校 に 限 る。)
神戸市立の 義務教育学 校	学 校 長 又 は 副 校 長	学 校 長 又 は 副 校 長	学 校 長 又 は 副 校 長	教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 部 教 職 員 給 与 課 長 (同 課 が 支 出 事 を 行 学 校 に	神戸市立の 義務教育学 校	学 校 長 又 は 副 校 長	学 校 長 又 は 副 校 長	学 校 長 又 は 副 校 長	教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 部 教 職 員 課 長 (同 課 が 支 出 事 を 行 学 校 に

				校に 限 る。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局総務課	[略]		
行財政局総務課文書館	[略]		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局税務部市民税企画課、市民税第1課及び市民税第2課	係長	[略]	[略]
行財政局税務部収税企画課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、収税第4課及び特別滞納整理課	[略]	[略]	

				限 る。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局業務改革課	[略]		
行財政局業務改革課文書館	[略]		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局税務部市民税課	課長及び係長	[略]	[略]
行財政局税務部収税課	[略]	[略]	

行財政局税務	[略]	事務	[略]
部市民税第1		担当	
課及び市民税		者	
第2課市税の			
窓口			
[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局	[略]		
保育所			
[略]	[略]		
環境局環境企	[略]		
画課			
環境局脱炭素	係長		
推進課			
環境局業務課	[略]	[略]	
環境局資源循	係長		
環課			
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境保	[略]		
全課			
環境局事業系	係長	事務	
廃棄物対策課		担当	
		者	
[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北	[略]	[略]	[略]
須磨支所保険			
年金医療課			

行財政局税務	[略]	課長、	[略]
部市民税課市		係長	
税の窓口		及び	
		事務	
		担当	
		者	
[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局	[略]		
幼保振興課保			
育所			
[略]	[略]		
環境局環境創	[略]		
造課			
環境局業務課	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境保	[略]		
全課			
[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北	[略]	[略]	[略]
須磨支所市民			
課			

[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総務部教職員人事課	[略]		
教育委員会事務局総務部教職員給与課	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局教職員研修所	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2)、(3) [略]

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
須磨区役所北須磨支所市民課	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北須磨支所保険年金医療課	係長	事務担当者	金銭登録機による収納は、出納員

[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総務部教職員課	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2)、(3) [略]

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
須磨区役所北須磨支所市民課	[略]	[略]	[略]

			る。				
須磨区役所北 須磨支所保健 福祉課	[略]	事務 担 当 者		須磨区役所北 須磨支所保健 福祉課	[略]		
須磨区役所北 須磨支所生活 支援課	係長	事務 担 当 者					
[略]	[略]			[略]	[略]		
(注)	[略]			(注)	[略]		

(物品会計規則の一部改正)

第6条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1(第4条、第5条関係)					別表第1(第4条、第5条関係)				
(1) 会計管理者の所管に係るもの					(1) 会計管理者の所管に係るもの				
物品出納員 等、物品管 理者及び物	物 品 出 納	物 品 管 理 者 と	そのほ かにも 物品出	物 品 出 納 員 等	物品出納員 等、物品管 理者及び物	物 品 出 納 員 等	物 品 管 理 者 と	そのほ かにも 物品出	物 品 出 納 員 等

品管理員を置く場所	員等及び物品管理員となるべき者	なるべき者	納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	及び物品管理員となるべき者	品管理員を置く場所	及び物品管理員となるべき者	なるべき者	納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	及び物品管理員となるべき者
神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する課	[略]	[略]	地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー、 <u>行財政局</u> <u>税務部</u> <u>市民税第1課</u> 及び <u>市民税第2課</u> 市税の窓口、福祉局くらし支援課更生セ	[略]	神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する課	[略]	[略]	地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー、 <u>行財政局</u> <u>税務部</u> <u>市民税課</u> 市税の窓口、福祉局くらし支援課更生センター及び更生援護相	[略]

			ンター 及び更 生援護 相談所 並びに 健康局 環境衛 生課動 物管理 センタ ー	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]		
事務局教職				
員研修所				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員 等、物品管 理者及び物 品管理員を 置く場所	物 品 出 納 員 等 及 び 物 品 管 理 者 員 と な る	物 品 管 理 者 と な る ベ き 者	そのほ かにも 物品出 納員等 及び物 品管理 員を置 かなけ な	物 品 出 納 員 等 及 び 物 品 管 理 員 と な る
--	---	--------------------------------------	---	--

			談所並 びに健 康局環 境衛生 課動物 管理セ ンター	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]		
事務局総合				
教育センタ ー				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員 等、物品管 理者及び物 品管理員を 置く場所	物 品 出 納 員 等 及 び 物 品 管 理 者 員 と な る	物 品 管 理 者 と な る ベ き 者	そのほ かにも 物品出 納員等 及び物 品管理 員を置 かなけ な	物 品 出 納 員 等 及 び 物 品 管 理 員 と な る
--	---	--------------------------------------	---	--

	べき者		ればならない場所	べき者		べき者	ればならない場所	べき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所 北須磨支所	[略]	[略]			須磨区役所 北須磨支所	[略]	[略]	事務 担当 者
西区役所玉 津支所	[略]	[略]			西区役所玉 津支所	[略]	[略]	事務 担当 者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注)	[略]				(注)	[略]		

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第7条 神戸市収入証紙条例施行規則（昭和39年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料の種類)	(手数料の種類)
第2条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の規定（同条例第2条第1号から第3号まで、第6号	第2条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の規定（同条例第2条第1号から第3号まで、第6号

から第11号まで、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、第132号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条、第4条から第4条の4まで、第6条並びに第7条を除く。)による手数料(次の各号に掲げる手数料を除く。)の徴収については、収入証紙による収入の方法によることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 区役所総務部、北神区役所市民課並びに須磨区役所北須磨支所市民課及び保険年金医療課における証明手数料

から第11号まで、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、第132号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条、第4条から第4条の4まで、第6条並びに第7条を除く。)による手数料(次の各号に掲げる手数料を除く。)の徴収については、収入証紙による収入の方法によることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 区役所総務部、北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課における証明手数料

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第8条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則(昭和39年10月規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(決算報告書等の提出)	(決算報告書等の提出)

第106条 [略]

2 [略]

3 下水道事業のセグメント情報の開示に伴うセグメントの区分は、公共下水道事業及び農業集落排水事業それぞれ単一とする。

別表第1 (第3条関係)

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	
[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第2 (第3条、第66条関係)

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

第106条 [略]

2 [略]

別表第1 (第3条関係)

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	
都市局企業誘致課	係長	
[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第2 (第3条、第66条関係)

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	[略]	[略]
都市局企業誘致課	課長	係長	課長
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第6（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第6（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局新都市管理課	[略]	[略]	[略]
都市局企業誘致課	課長	課長	総務担当の課長
[略]	[略]	[略]	[略]

（公有財産規則の一部改正）

第9条 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

<p>(3) 部局 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）に規定する会計室、区役所、消防局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 課等 部局の課並びにこれに準ずる室及びセンター、神戸市事務分掌規則に規定する第2類の事業所及びこれに準ずるもの並びに室及び第1類の事業所並びにこれらに準ずるもののうち課を置かないもの</p>	<p>(3) 部局 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第130条</u>に規定する会計室、区役所、消防局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 課等 部局の課並びにこれに準ずる室及びセンター、神戸市事務分掌規則<u>第149条</u>に規定する第2類の事業所及びこれに準ずるもの並びに室及び<u>同条</u>に規定する第1類の事業所並びにこれらに準ずるもののうち課を置かないもの</p>
---	---

（公印規則の一部改正）

第10条 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(補助機関等の印)

第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）に規定する危機管理監

(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則に規定する会計室の長

(5) 神戸市事務分掌規則に規定する事業所及びその長

(6)～(11) [略]

(公印の調製等)

第10条 公印の調製及び廃印は、行財政局総務課長が行う。

2 公印（行財政局総務課長が管守及び使用を行う公印を除く。以下この項において同じ。）の管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する課長を含む。以下「管守課長」という。以下同じ。）は、公印に係る物品管理者（神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号。以下「物品会計規則」という。）第5条第1

(補助機関等の印)

第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第205条第1項に規定する危機管理監

(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第134条に規定する会計室の長

(5) 神戸市事務分掌規則第149条第1項に規定する事業所及びその長

(6)～(11) [略]

(公印の調製等)

第10条 公印の調製及び廃印は、行財政局業務改革課課長（総務・文書改革担当）が行う。

2 公印（行財政局業務改革課課長（総務・文書改革担当）が管守及び使用を行う公印を除く。以下この項において同じ。）の管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する課長を含む。以下「管守課長」という。以下同じ。）は、公印に係る物品管理者（神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号。以下「物品会計

項に規定する物品管理者をいう。以下同じ。) から公印の貸与を受けるものとする。

3 [略]

附則別表

附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管守主管課
1	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調整局医療産業都市部
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第1 (第2条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
1	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 総務課
2	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局

規則」という。) 第5条第1項に規定する物品管理者をいう。以下同じ。) から公印の貸与を受けるものとする。

3 [略]

附則別表

附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管守主管課
1	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調整局医療産業都市部 調査課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第1 (第2条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
1	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 業務改革課
2	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局

					総務課
3	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 総務課

					業務改革課
3	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 業務改革課

別表第2 (第3条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4 の 2	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 総務課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 総務課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	地 域 協 働 局 住 民 課、行 財 政 局 税 務 部 税 務 課、 <u>市 民</u> 税 企 画 課、 <u>市 民</u>

別表第2 (第3条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4 の 2	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 業務改革課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 業務改革課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	地 域 協 働 局 住 民 課、 行 財 政 局 税 務 部 税 務 課、 <u>市 民</u> 税 課、 <u>固 定</u> 資 産 税 課 及 び 収 税

税 第 1
 課、市民
 税 第 2
 課、固定
 資産税企
 画課、固
 定資産税
 第 1 課、
 固定資産
 税第 2 課
 及び収税
 企画課、
 兵庫区役
 所総務部
 市民課、
 北区役所
 総務部地
 域協働
 課、北神
 区役所市
 民課、垂
 水区役所
 総務部市
 民課及び
 西区役所
 総務部地
 域協働課
 並びに須

課、兵庫区
 役所総務
 部市民課、
 北区役所
 総務部地
 域協働課、
 北神区役
 所市民課、
 垂水区役
 所総務部
 市民課及
 び西区役
 所総務部
 地域協働
 課並びに
 須磨区役
 所北須磨
 支所市民
 課及び西
 区役所玉
 津支所

					磨区役所 北須磨支 所市民課 及び西区 役所玉津 支所						
10 の 2	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 税務部収 税企画課	10 の 2	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 税務部収 税課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
35	[略]	[略]	[略]	(1)、 (2) [略] (3) 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 等に 関す る法 律(平 成27		35	[略]	[略]	[略]	(1)、 (2) [略] (3) 建築 物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 に関 する 法律 (平 成27 年法	

				年 法 律 第 5 3 号 に 関 す る 事 務 (4)~ (18) [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38 の 3	[略]	[略]	[略]	[略]	各 区 役 所 (北 神 区 役 所 を 除 く。) 総 務 部 保 険 年 金 医 療 年 金 医 療 課 及 び 須 磨 区 役 所 北 須 磨 支 所 保 険 年 金 医 療 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 (第4条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リ メ ー ト)	使 途	管 守 主 管 課
----	-------------------	----	-------------------------------	--------	-----------------------

				律 第 5 3 号 に 関 す る 事 務 (4)~ (18) [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38 の 3	[略]	[略]	[略]	[略]	各 区 役 所 (北 神 区 役 所 を 除 く。) 総 務 部 保 険 年 金 医 療 課 及 び 須 磨 区 役 所 北 須 磨 支 所 市 民 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 (第4条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リ メ ー ト)	使 途	管 守 主 管 課
----	-------------------	----	-------------------------------	--------	-----------------------

			ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
52	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 総務課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
62 の 2	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 総務課
63	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 税務部固 定資産税 企画課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ー ト ル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	北神区 役所市 民課、須 磨区役 所北須 磨支所

			ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
52	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 業務改革 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
62 の 2	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 業務改革 課
63	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局 税務部固 定資産税 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ー ト ル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	北神区 役所市 民課、須 磨区役 所北須 磨支所

					保 険 年 金 医 療 課 及 び 西 区 役 所 玉 津 支 所
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73 の 9	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 総 務 課
73 の 10	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 総 務 課

					市 民 課 及 び 西 区 役 所 玉 津 支 所
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73 の 9	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 業 務 改 革 課
73 の 10	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 業 務 改 革 課

別表第5 (第6条、第10条関係)

別表第5 (第6条、第10条関係)

様式	公印 の 名 称	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式	公印 の 名 称	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	使 途	管 守 主 管 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

7	[略]	[[[略]	行財政	7	[略]	[[[略]	行財政
8		略]	略]		局総務	8		略]	略]		局業務
					課						改革課
[[略]	[[[略]	[略]	[[略]	[[[略]	[略]
略]		略]	略]			略]		略]	略]		

(リサイクル工房あづま管理規則の一部改正)

第11条 神戸市リサイクル工房あづま管理規則（平成13年11月規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(工場の管理)	(工場の管理)
第4条 工場についての神戸市庁舎利用規則（平成元年8月規則第33号） 第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該事務所の長」とあるのは、「 <u>環境局資源循環課</u> 」とする。	第4条 工場についての神戸市庁舎利用規則（平成元年8月規則第33号） 第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該事務所の長」とあるのは、「 <u>環境局業務課（地域環境担当）</u> 」とする。

(消防長及び消防署長の資格を定める条例施行規則の一部改正)

第12条 神戸市消防長及び消防署長の資格を定める条例施行規則（平成26年3月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（行政事務に従事した者に係る規則で定める職）</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）に規定する局長、本部長及び室長（局に相当する室に置かれるもの及び会計室長に限る。）の職</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>（行政事務に従事した者に係る規則で定める職）</p> <p>第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第205条第2項</u>に規定する局長、本部長及び室長（局に相当する室に置かれるもの及び会計室長に限る。）の職</p> <p>(2)～(6) [略]</p>

（市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

第13条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 事業所長等に対する委任</p> <p>第1節、第2節 [略]</p> <p><u>第3節 第3類事業所長に対する委任（第74条）</u></p> <p><u>第4節 補則（第75条・第76条）</u></p> <p>第7章 水道事業管理者に対する委任（<u>第77条・第78条</u>）</p> <p>第8章 交通事業管理者に対する委任（<u>第79条・第80条</u>）</p> <p>第9章 水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長に対する委任（<u>第81条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（保健師助産師看護師法に規定する事務の委任）</p> <p>第29条 地域保健法第9条の規定に基づき、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の規定による届出の受理に関する事務は、保健所長に委任する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 事業所長等に対する委任</p> <p>第1節、第2節 [略]</p> <p><u>第3節 補則（第74条・第75条）</u></p> <p>第7章 水道事業管理者に対する委任（<u>第76条・第77条</u>）</p> <p>第8章 交通事業管理者に対する委任（<u>第78条・第79条</u>）</p> <p>第9章 水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長に対する委任（<u>第80条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（保健師助産師看護師法に規定する事務の委任）</p> <p>第29条 地域保健法第9条の規定に基づき、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条（<u>法第59条の2及び第60条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出の受理に関する事務は、保健所長に委任する。</p>

(臨床検査技師等に関する法律に規定する事務の委任)

第33条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この条において「法」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下この条において「施行規則」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(8) [略]

(9) 施行規則第18条第2項の規定による登録証明書の手換え交付に関すること。

(10) 施行規則第19条第2項の規定による登録証明書の再交付に関すること。

(11)、(12) [略]

(毒物及び劇物取締法に規定する事務の委任)

第34条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この

(臨床検査技師等に関する法律に規定する事務の委任)

第33条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この条において「法」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下この条において「施行規則」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(8) [略]

(9) 施行規則第17条第1項から第5項までの規定による検体検査用放射性同位元素に係る届出に関すること。

(10) 施行規則第18条第1項の規定による登録証明書の手換え交付に関すること。

(11) 施行規則第19条第1項の規定による登録証明書の再交付に関すること。

(12)、(13) [略]

(毒物及び劇物取締法に規定する事務の委任)

第34条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この

条において「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(26) [略]

(27) 令第36条の3の規定による登録簿又は特定毒物研究者名簿の整備及び記載に関すること。

(28)、(29) [略]

(公害健康被害の補償等に関する法律に規定する事務の委任)

第35条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(8) [略]

(9) 法第23条第1項の規定による診療報酬の審査、額の決定及び支出に関すること。

(10)、(11) [略]

(12) 法第28条第1項及び第4項の規定による診査に関すること。

(12の2) 法第28条第2項の規定による障害補償費の額の改定に関する

条において「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(26) [略]

(27) 令第36条の3 第1項の規定による登録簿又は特定毒物研究者名簿の整備及び記載に関すること。

(28)、(29) [略]

(公害健康被害の補償等に関する法律に規定する事務の委任)

第35条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(8) [略]

(9) 法第23条第1項の規定による診療報酬の支出に関すること。

(10)、(11) [略]

(12) 法第28条第2項の規定による障害補償費の額の改定に関するこ

ること。

(12の3) 法第28条第7項の規定による障害補償費の一時差し止めに関すること。

(13)～(19) [略]

(20) 法第46条の規定による公害保健福祉事業に関すること。

(21) [略]

(22) 法第68条第2号に規定する健康公害健康被害予防事業に関すること。

(23)～(27) [略]

(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する事務の委任)

第38条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の実施に関する事務は、保健所長に委任する。

と。

(13)～(19) [略]

(20) 法第46条の規定による公害保健福祉事業のうち家庭指導療養指導及び高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業に関すること。

(21) [略]

(22) 法第68条第2号に規定する健康相談及び健康診査の事業に関すること。

(23)～(27) [略]

(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する事務の委任)

第38条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第28条第1項第2号の規定による指示に基づき行う予防接種に関すること。

(難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する事務の委任)

第41条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(16) [略]

(17) 法第28条第1項から第3項までの規定による療養生活環境整備事業に関する事。

(18)～(22) [略]

2 [略]

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する事務の委任)

第43条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和

(2) 法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の実施に関する事。

(3) 法第46条第5項の規定による指定行政機関の長及び都道府県知事に対する物資の確保その他の必要な協力の要請に関する事。

(難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する事務の委任)

第41条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(16) [略]

(17) 法第28条第1項及び第2項の規定による療養生活環境整備事業に関する事。

(18)～(22) [略]

2 [略]

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する事務の委任)

第43条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和

元年法律第57号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 法第53条第2項の規定による調査及び質問に関すること(食品の衛生証明書の発行を受けた者又は食品衛生に係る施設の設置者等に係るものに限る。)

(4) 法第53条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関するすること(食品の衛生証明書に限る。)

(地域保健法施行規則に規定する事務の委任)

第44条 地域保健法第9条の規定に基づき、地域保健法施行規則(昭和28年厚生省令第55条)第4条に規定する地域保健対策に関する法律に基づき調査及び研究並びに試験及び検査に関する事務は、保健所長に委任する。

(手数料条例等に規定する事務の委任)

第45条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)。以下こ

元年法律第57号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 法第38条第2項の規定による調査及び質問に関すること(食品の衛生証明書の発行を受けた者又は食品衛生に係る施設の設置者等に係るものに限る。)

(4) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関するすること(食品の衛生証明書に限る。)

(地方衛生研究所設置要綱に規定する事務の委任)

第44条 地域保健法第9条の規定に基づき、地方衛生研究所設置要綱(平成9年3月14日厚生省発健政第26号)に基づく衛生に関する調査、研究、試験、検査及び研修指導並びに公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関する事務は、保健所長に委任する。

(健康科学研究所手数料条例等に規定する事務の委任)

第45条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる神戸市健康科学研究所手数料条例(平成24年4月条例

の条において「条例」という。)及び神戸市手数料条例施行規則(平成12年3月規則第111号。以下この条において「施行規則」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 条例第6条及び施行規則第3条の2の規定による手数料の徴収に関すること。
- (2) 公的扶助を受給している者で、保護施設に入所する目的のための検査に係る手数料の免除(条例第6条に係るものに限る。)に関すること。
- (3) 検査着手前にその取消しの申出があった場合の既納手数料の返還(条例第6条に係るものに限る。)に関すること。
- (4) 条例第9条第2項第1号及び施行規則第4条第1号アの規定による後納(条例第6条に係るものに限る。)に関すること。

第2節 局室長に対する委任

(局室長に対する事務の委任)

第55条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務

第106号。以下第1号を除き、この条において「条例」という。)及び神戸市健康科学研究所手数料条例施行規則(昭和53年4月規則第19号。以下第1号を除き、この条において「施行規則」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例及び神戸市健康科学研究所手数料条例施行規則の規定による手数料の徴収に関すること。
- (2) 施行規則第7条第1項第1号の規定による手数料の免除に関すること。
- (3) 施行規則第8条第1号の規定による既納手数料の返還に関すること。
- (4) 施行規則第9条の規定による検査成績書の交付に関すること。

第2節 局室長に対する委任

(局室長に対する事務の委任)

第55条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務

は、局室長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）に規定する危機管理監、神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局長、市長室長、会計室長及び消防局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

1、2 [略]

（市長の指示）

第56条 [略]

2 局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則第87条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

（障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律に規定する事務の委任）

第63条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、福祉事務所に委任する。

は、局室長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第208条第1項に規定する危機管理監、神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局長、市長室長、会計室長及び消防局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

1、2 [略]

（市長の指示）

第56条 [略]

2 局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則第221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

（障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律に規定する事務の委任）

第63条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、福祉事務所に委任する。

(1)～(6) [略]

(7) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業に係る支給の決定又は却下に関すること。

(8) 重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業に係る支給の決定又は却下に関すること。

(9) 重度障害者等就労支援特別事業に係る支給の決定又は却下に関すること。

(第1類事業所長に対する事務の委任)

第72条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、第1類事業所（神戸市事務分掌規則に規定する第1類の事業所をいう。以下同じ。）における消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者の選任に関する事務は、第1類事業所長（第1類事業所の長をいう。以下同じ。）に委任する。

(第2類事業所長に対する事務の委任)

第73条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、第2類事業所（神戸市事務分掌規則に規定する第2類の事業所をいう。以下同じ。）にお

(1)～(6) [略]

(7) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業に係る障害福祉サービスの支給の決定又は却下に関すること。

(第1類事業所長に対する事務の委任)

第72条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、第1類事業所（神戸市事務分掌規則第149条に規定する第1類の事業所をいう。以下同じ。）における消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者の選任に関する事務は、第1類事業所長（第1類事業所の長をいう。以下同じ。）に委任する。

(第2類事業所長に対する事務の委任)

第73条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、第2類事業所（神戸市事務分掌規則第149条に規定する第2類の事業所をいう。以下同じ。）

る消防法第8条の規定による防火管理者の選任に関する事務は、第2類事業所長（第2類事業所の長をいう。以下同じ。）に委任する。

（市長の指示）

第74条 [略]

2 事業所長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則第87条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、事業所長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

第73条の3、第73条の4

第3節 第3類事業所長に対する委任

（公民館長に対する事務の委任）

における消防法第8条の規定による防火管理者の選任に関する事務は、第2類事業所長（第2類事業所の長をいう。以下同じ。）に委任する。

（市長の指示）

第74条 [略]

2 事業所長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則第221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、事業所長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

（公民館長に対する事務の委任）

第73条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）及び神戸市公民館条例施行規則（令和3年3月規則第74号）の規定に基づく市長の事務は、公民館長に委任する。

第73条の4、第73条の5

第74条 地方自治法第153条第1項の
規定に基づき、神戸市公民館条例（昭
和26年5月条例第42号）及び神戸市
公民館条例施行規則（令和3年3月
規則第74号）の規定に基づく市長の
事務並びに公民館における消防法第
8条の規定による防火管理者の選任
に関する事務は、公民館長に委任す
る。

第4節 [略]

第75条、第76条 [略]

第7章 [略]

第77条、第78条 [略]

第8章 [略]

第79条、第80条 [略]

第9章 [略]

第81条 [略]

第3節 [略]

第74条、第75条 [略]

第7章 [略]

第76条、第77条 [略]

第8章 [略]

第78条、第79条 [略]

第9章 [略]

第80条 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第90号

神戸市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

神戸市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則</u>（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この<u>規則</u>の定め</p>	<p><u>神戸市宅地造成等規制法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、<u>宅地造成等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）及び<u>宅地造成等規制法施行規則</u>（昭和37年建設省令第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この<u>細則</u>の定めるところによる。</p>

るところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(工事の許可の申請)

第3条 省令第7条第1項第12号又は同条第2項第10号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事主の資力及び信用に関する申告書

(2) 工事主が法人の場合にあっては最近2年間の法人税の納付証明書、個人の場合にあっては最近2年間の市県民税の納付証明書

(3) 工事主の取引銀行の預金残高証明書又は融資証明書

(4) 工事施行者の施行能力に関する申告書

(5) 宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書

(6) 法第12条第2項第4号に規定する同意をした者すべての印鑑登録証明書又は印鑑証明書

(7) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地の最近3か月以内に発行された登記事

項証明書及び公図の写し

(8) 工事主が次のア～ウに該当しないことを誓約する書類

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

(9) 工事主（工事主が法人又は組合であるときは、その役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当し

ないこと及びこれらの者が工事主
の事業活動を支配していないこと
を誓約する書類

(10) その他市長が必要と認める書
類

(協議の申出等)

第4条 国又は都道府県、指定都市若
しくは中核市（以下「国等」）が、法
第15条第1項の規定により協議を行
おうとするときは、宅地造成又は特
定盛土等に関する工事にあつては宅
地造成又は特定盛土等に関する工事
の協議申出書に省令第7条第1項の
表に掲げる図面を、土石の堆積に関
する工事にあつては土石の堆積に関
する工事の協議申出書に省令第7条
第2項の表に掲げる図面を添えて、
市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出があつた場合
においては、当該協議に応じ、遅滞な
く、その成立又は不成立の通知をし
なければならない。

(変更の許可の申請)

第5条 国等が、法第15条第1項の規
定により協議が成立した工事につい
て、工事の計画の変更をするために、
法第16条第3項において準用する法
第15条第1項の規定により協議を行

(変更の許可の申請)

第2条 市長は、法第12条第1項の許
可を受けようとする者に対し、宅地
造成に関する工事の変更許可申請書
(同条第3項の規定により法第11条
を準用する場合にあつては、宅地造

おうとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書を、土石の堆積に関する工事にあっては、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の工事の変更協議申出書の提出があったときは、当該協議に応じ、遅滞なく、その成立又は不成立の通知をしなければならない。

(変更の届出)

第6条 法第16条第2項の届出をしようとする者は、市長が必要があると認める書類を添えて、宅地造成等に関する工事の変更届出書を、市長に提出しなければならない。

成に関する工事の変更協議申出書)を提出するよう求めることができる。

(変更の届出)

第3条 市長は、法第12条第2項の届出をしようとする者に対し、市長が必要があると認める書類を添えて、宅地造成に関する工事の変更届出書を提出するよう求めることができる。

(協議の申出等)

第4条 市長は、法第11条の規定により国又は同条に規定する都道府県(以下「国等」という。)が協議を行おうとするときは、規則第4条第1項の表に掲げる図面を添えて、協議申出書を提出するよう求めることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合においては、当該協議に応じ、遅滞な

(届出工事の変更)

第7条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第8条

法第21条第1項の届出を行った者は、当該届出に係る工事の完了までの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識を、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の

く、その成立又は不成立の通知をしなければならない。

(標識の設置)

第5条 市長は、法第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事（法第11条の規定により法第8条第1項本文の許可があつたものとみなされるものを含む。以下「許可工事」という。）を行おうとする者に対し、許可工事に着手する日から法第13条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、宅地造成工事許可標識を許可工事の現場の見やすい場所に設置するよう求めることができる。

2 市長は、法第15条第1項又は第2項の届出を行おうとする者に対し、当該届出の日の翌日から当該届出に係る工事の完了の日までの間、宅地造成届出工事標識を工事の現場の見やすい場所に設置するよう求めることができる。

届出済標識を、工場の現場の見やすい場所に速やかに設置しなければならない。

2 [略]

(工場の一部完了検査)

第9条 法第12条第1項本文の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可工場の一部について、法第17条第1項の工場の完了の検査を受けることができる。

(1)～(3) [略]

(公告の方法)

第10条 法第20条第5項 (法第23条第3項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、神戸市公告式条例(昭和25年8月条例第198号)によって行うほか、公告の日から10日間当該宅地の付近の適当な場所に掲載して行うものとする。

2 前項に規定する公告には、法第20条第5項に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1)～(4) [略]

3 [略]

(工場の一部完了検査)

第6条 法第8条第1項本文の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可工場の一部について、法第13条第1項の工場の完了の検査を受けることができる。

(1)～(3) [略]

(公告の方法)

第7条 法第14条第5項 (法第17条第3項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、神戸市公告式条例(昭和25年8月条例第198号)によって行うほか、公告の日から10日間当該宅地の付近の適当な場所に掲載して行うものとする。

2 前項に規定する公告には、法第14条第5項に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1)～(4) [略]

(届出工場の変更)

第8条 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者に

対し、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(技術的基準)

第9条 令第15条第1項の規定により、令第6条の規定による擁壁の設置に代えてとることができる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) ^{けんち}間知石から積み工その他のから積み工
- (2) ^{つみない}積み苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める工法

(技術的基準)

第11条 政令第20条第2項の規定による技術的基準の強化又は付加は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁の背面には、全面に別表の数値以上の断面厚の透水層を設置すること。ただし、擁壁の背面に持続する地盤が切土であって軟岩の硬度以上の硬度を有する場合、当該透水層と同等以上の効力があると市長が認める場合又は市長が擁壁に損壊その他これに類する悪影響を与えないと認めた場合は、この限りでない。

(2)～(3) [略]

第10条 令第15条第2項の規定による技術的基準の強化又は付加は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁の背面には、全面に別表の数値以上の厚さの透水層を設置すること。ただし、擁壁の背面に持続する地盤が切土であって軟岩の硬度以上の硬度を有する場合、当該透水層と同等以上の効力があると市長が認める場合又は市長が擁壁に損壊その他これに類する悪影響を与えないと認めた場合は、この限りでない。

(2)～(3) [略]

(申請書等の様式)

第12条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

(1) 身分証明書 (法第7条関係)
様式第1号

(2) 工事主の資力及び信用に関する申告書 (第3条関係) 様式第2号

(3) 工事施行者の施行能力に関する申告書 (第3条関係) 様式第3号

(4) 宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書 (第3条関係) 様式第4号

(5) 同意書 (省令第7条関係) 様式第5号

(6) 法に違反していない旨などの誓約書 (第3条関係) 様式第6号

(7) 暴力団等に該当しない旨の誓約

(申請書等の様式)

第11条 申請書、届その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

(1) 身分証明書 法第6条第1項
様式第1号

(2) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書 第2条関係 様式第2号

(3) 宅地造成に関する工事の変更協議申出書 第2条関係 様式第3号

(4) 宅地造成に関する工事の変更届出書 第3条関係 様式第4号

書兼個人情報取扱同意書（第3条
関係）様式第7号

(8) 宅地造成等に関する工事の不許
可通知書（法第14条関係）様式
第8号

(9) 宅地造成又は特定盛土等に関す
る工事の協議申出書（第4条関
係）様式第9号

(10) 土石の堆積に関する工事の協
議申出書（第4条関係）様式第
10号

(11) 宅地造成等に関する工事の協
議成立通知書（第4条、第5条関
係）様式第11号

(12) 宅地造成等に関する工事の協
議不成立通知書（第4条、第5条
関係）様式第12号

(13) 宅地造成又は特定盛土等に関
する工事の変更協議申出書（第5
条関係）様式第13号

(14) 土石の堆積に関する工事の変
更協議申出書（第5条関係）様
式第14号

(15) 宅地造成等に関する工事の変
更届出書（第6条関係）様式第
15号

(5) 宅地造成に関する工事の不許
可通知書 法第10条第2項関係
様式第5号

(6) 宅地造成に関する工事の協議申
出書 第4条第1項関係 様式第
6号

(7) 宅地造成に関する工事の協議不
成立通知書 第4条第2項関係
様式第7号

(8) 宅地造成工事許可標識 第5条
第1項関係 様式第8号

(16) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識 (第8条関係) 様式第16号

(17) 土石の堆積に関する工事の届出済標識 (第8条関係) 様式第17号

別表 (第10条関係)

擁壁の高さ	透水層の断面厚		摘要
	上端	下端	
3メートル以下	[略]	[略]	透水層の上端とは、擁壁上端から30センチメートル下方とする。
3メートルを超え4メートル以下	[略]	[略]	
4メートルを超え5メートル以下	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

(9) 宅地造成届出工事標識 第5条 第2項関係 様式第9号

別表

擁壁の高さ	透水層の厚さ		摘要
	上端	下端	
3メートル以下	[略]	[略]	透水層の上端とは、擁壁上端から擁壁高(根入れを含まない。)の5分の1下方とする。
3メートルを超え4メートル以下	[略]	[略]	
4メートルを超え5メートル以下	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

様式第1号を次のように改める。

様式第1号

(表)

第	号
身分証明書	
氏名	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定に基づき他人の占有する土地に立ち入り、同法第6条第1項の規定に基づき障害物を伐除し、若しくは土地に試掘等を行い、又は同法第24条第1項の規定に基づき当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査する権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
神戸市長	
印	

(裏)

注意事項
1 この証明書に記載する権限を行使するときは、この証明書を携帯しなければならない。
2 この証明書に記載する権限を行使するに当たり、関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。
3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

縦6センチメートル、横8センチメートル

様式第9号を様式第16号とし、同様式を次のように改める。

様式第16号

90センチメートル以上					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	届出番号		第 号	
	3	届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	届出担当部局の名称連絡先				
50センチメートル以上					

[注意]

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第8号を削り、様式第7号を様式第12号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第13号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項で準用する同法第15条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。										
年 月 日					住所					
神戸市長 宛					申請者 氏名					
					電話					
		変更前				変更後				
1	工事主住所氏名									
2	設計者住所氏名									
3	工事施行者住所氏名									
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積				平方メートル		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況									
7	工事完了後の土地利用									
8	盛土のタイプ				平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形				溪流等への該当 有・無		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ		メートル		メートル					
	イ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		平方メートル					
	ウ 盛土又は切土の土量		盛土		立方メートル		盛土		立方メートル	
			切土		立方メートル		切土		立方メートル	
	エ 擁壁		番号	構造	高さ	延長	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル			メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設		番号	種類	高さ	延長	番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル			メートル	メートル
カ 排水施設		番号	種類	内法寸法	延長	番号	種類	内法寸法	延長	
				センチ メートル	メートル			センチ メートル	メートル	
キ 崖面の保護の方法										
ク 崖面以外の地表面の保護の方法										
ケ 工事中の危害防止のための措置										
コ その他の措置										
サ 工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日				
シ 工事完了予定年月日		年 月 日				年 月 日				
ス 工程の概要										
11	その他必要な事項									
12	変更の理由									
13	当初協議成立年月日・番号									
※受付欄		※協議成立に当たって付した条件				※変更協議成立番号欄				
年 月 日						年 月 日				
第 号						第 号				
係員氏名						係員氏名				

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 7 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第14号

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項及び同法第15条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。 年 月 日 神戸市長 宛 住所 申請者 氏名 電話				
		変更前	変更後	
1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	平方メートル	
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	メートル	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	番号
			メートル	メートル
ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	当初協議成立年月日・番号	年 月 日	第 号
	※受付欄	※協議成立に当たって 付した条件	※変更協議成立 番号欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
〔注意〕			
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第15号

宅地造成等に関する工事の変更届出書	
	年 月 日
神戸市長 宛	
	工事主 住所 氏名 電話
<p>宅地造成等に関する工事の計画を変更したので、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
1 変更に係る事項	
2 変更の理由	
3 宅地造成等に関する工事の許可の年月日及び番号	
備考	
1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。	
2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。	

様式第12号を次のように改める。

様式第12号

宅地造成等に関する工事の協議不成立通知書	
年 月 日 第 号	
様	
神戸市長 印	
土地の所在及び地番	
協議申出年月日及び 受付番号	年 月 日 第 号
<p style="text-align: center;"> 上記の宅地造成等に係る工事の協議の申出は、下記理由により不成立となりましたので、 神戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項又は第5条第2項の規定により 通知します。 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; min-height: 300px;"> <p style="margin-top: 0;">理 由</p> </div>	

様式第6号を様式第9号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第10号

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。			
年 月 日			
神戸市長 宛			
申請者 住所			
氏名			
電話			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		

	セ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
	※受 付 欄	※協議成立に当たって付した 条件	※協議成立番号欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 			

様式第11号

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書	
年 月 日 第 号	
様	
神戸市長 印	
下記の条件を付して協議が成立しましたので、神戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (第4条第2項/第5条第2項)の規定により通知します。	
1	工事をする土地の所在地 及 び 地 番
2	工 事 主 住 所 氏 名
3	協 議 成 立 番 号 第 号
4	協 議 対 象 行 為 宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	協 議 期 間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件

様式第9号を次のように改める。

様式第9号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	ケ 工事中の危害防止のための措置		
	コ その他の措置		
	サ 工事着手予定年月日	年	月 日
	シ 工事完了予定年月日	年	月 日
	ス 工程の概要		
11	その他必要な事項		
	※受付欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>7 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第5号を様式第8号とし、同様式を次のように改める。

様式第8号

宅地造成等に関する工事の不許可通知書			
年 月 日 第 号			
様			
神戸市長 印			
土地の所在及び地番			
許可申請年月日・受付番号	年 月 日 受付第 号		
上記の宅地造成等に係る工事許可の申請は、下記の理由により不許可となりましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第14条第2項（第16条第3項において準用する場合も含む。）の規定により通知します。			
記			
<table border="1" style="width: 100%; height: 300px;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> 理 由 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		理 由	
理 由			

備考：行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第2号から様式第4号までを削り、様式第1号の次に次の6様式を加える。

様式第2号

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号に規定する、工事主の資力及び信用について次のとおり申告します。

1 会 社 概 要	会社名及び代表者名				
	創 立 年 月 日				
	資 本 金				
	取 引 銀 行				
	法令による登録番号 (宅地建物取引業法、 その他)				
	職 員 数	事務職 技術職	名 名	労務職 合計	名 名
	建設機械所有種別及び台数				
2 主 な 役 員 ・ 技 術 者 名	氏 名	職 名	年 齢	入社年数	資格・免許・その他

3 資産の内容					
4 納税額		国 税	都道府県税	市町村民税	固定資産税
	年度 (前年度)				
	年度 (前々年度)				
5 過去の宅地造成工事の実績					
6 その他必要な事項					

備考 この申告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第3号

工事施行者の施行能力に関する申告書

年 月 日

神戸市長 宛

工事施行者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号に規定する、工事施行者の施行能力について次のとおり申告します。

1 概 要	会社名及び代表者名				
	創 立 年 月 日				
	資 本 金				
	取 引 銀 行				
	法令による登録番号 〔建設業法、その他〕				
	職 員 数	事務職 技術職	名 名	労務職 合計	名 名
	建設機械所有種別及び台数				
2 主 な 役 員 ・ 技 術 者 名	氏 名	職 名	年 齢	入社年数	資格・免許・その他

3 資産の内容					
4 納税額		国 税	都道府県税	市町村民税	固定資産税
	年度 (前年度)				
	年度 (前々年度)				
5 過去の宅地造成工事の実績					
6 その他必要な事項					

備考 この申告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第4号

宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書							
工事区域に含まれる地域の 所在地及び地番	対 象 物 件	地 目	面 積	権 利 の 種 類	土地所有者等関係権利者		同 意 の 有 無
					住 所	氏 名	
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無

(注) 1 「対象物件」欄には、土地家屋等の区別を記入して下さい。
 2 「面積」欄に登記簿上のものを記入し、実測が明らかなきは()書きで記入して下さい。
 3 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。
 4 「同意の有無」欄には、該当するものに○印を記入して下さい。

様式第5号

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第4号の規定に基づき宅地造成等に関する工事をしようとする土地について権利を有する者の同意を得たので同意書を提出します。

同 意 書

私が権利を有する次の物件について、申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく工事を施行及び実施することに同意します。

所 在 地	地目又は 工作物の 種 類	権利の種類	同 意 年 月 日	同 意 者 の 住 所 氏 名	印

(注意)

- 1 この同意書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 「権利の種類」の欄には所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入してください。

様式第6号

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分にかかる行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）

- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

神戸市長 宛

申請者
住所

氏名
(自署)

暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員役職・氏名等についても記載すること。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （3）法人又は組合であって、その役員の中に（2）に該当する者があるもの
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

神戸市長 宛

申請者
住所
氏名
(自署)

様式第16号の次に次の1様式を加える。

様式第17号

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	届出番号		第 号
	3	届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	届出担当部局の名称連絡先		
50センチメートル以上				

[注意]

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）の規定に基づく宅地造成に関する工事の規制に係るこの規則による改正前の神戸市宅地造成等規制法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条、第3条、第5条第1項、第6条及び第11条の規定の適用並びに同条に規定する様式（第1号に掲げる様式を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、旧法第15条第1項及び第2項の規定により届け出るものとされていた工事に係る旧規則第5条第2項及び第8条の規定の適用については、なお従前の例による。